

令和6年度第1回鳥取県人権尊重の社会づくり協議会 出席委員名簿

分野		出欠	委員名	所属・活動等
1	同和問題	○ 会場	北村 秀徳	公立鳥取環境大学、鳥取看護大学・鳥取短期大学 非常勤講師
		○ 会場	松田 博明	大山町中山ふれあいセンター 館長
2	男女共同参画に関する人権	○ 会場	原田 伸吾	(株)つむぎ 代表取締役
3	障がいのある人の人権(精神)	○ 会場	松村 健司	鳥取県精神保健福祉士会 会長
	障がいのある人の人権(知的)	×	杉山 あけみ	鳥取市手をつなぐ育成会 理事
	障がいのある人の人権(身体)	×	福永 幸男	鳥取県身体障害者福祉協会 副会長
4	子どもの人権	×	井上 菜穂	鳥取大学教育支援機構学生支援センター 准教授
		○ 会場	米田 怜美	元(特非)子どもの虐待防止ネットワーク鳥取 事務局担当
5	高齢者の人権	×	中山 則行	鳥取県老人クラブ連合会若手委員会委員
		○ 会場	松村 久	(一社)成年後見ネットワーク倉吉 代表理事
6	外国人の人権	○ 会場	景下 明美	多言語国際交流サポート TIA 名誉会長
		×	ラ・ウェ・ビン	鳥取市環日本海経済交流センター ベトナムコーディネーター
7	病気にかかわる人の人権	○ オンライン	池谷 千恵	鳥取看護大学・鳥取短期大学 ヘルスサポートセンター 専任カウンセラー
		○ 会場	山本 陽子	鳥取県医療ソーシャルワーカー協会 副会長
8	刑を終えて出所した人	×	寺垣 琢生	元鳥取県地域生活定着支援センター センター長
9	犯罪被害者等の人権	○ 会場	森山 慎一	(公社)とっとり被害者支援センター 事務局長
10	性的マイノリティの人権	○ 会場	葉山 美紀子	医療法人ミオ・ファティリティクリニック 看護師・思春期保健相談士
		○ オンライン	細田・アーバン 珠 希	鳥取大学大学院医学系研究科臨床心理学専攻 教授
11	生活困難者の人権	×	山根 恒	パーソンサポートとっとり 代表
12	職場のハラスメント(ビジネスと人権)	○ 会場	渡部 一恵	ヘルスプロモーションサポートオフィス 開業保健師
	企業の取組(ビジネスと人権)	○ 会場	砂口 直也	鳥取県中小企業団体中央会 総務部長
13	インターネット(デジタル)	○ 会場	中井 浩	鳥取ケータイ・インターネット教育推進員
14	ユニバーサルデザインの推進	○ 会場	藤原 美香	(特非)トラベルフレンズ・とっとり 理事
15	その他(法律)	○ 会場	山本 真輝	鳥取市民総合法律事務所 弁護士
	その他(人権教育)	×	石山 雄貴	鳥取大学地域学部地域教育学科 准教授
16	公募	○ 会場	神庭 誠	米子市教育支援センター(ぶらっとホーム) 副センター長

令和6年度第1回鳥取県人権尊重の社会づくり協議会

日時 令和6年5月24日（金）
13時15分から15時15分まで
場所 鳥取県庁議会棟3階 特別会議室

1 開 会

2 議 事

人権意識調査実施検討小委員会の設置について

3 協議事項

「鳥取県人権施策基本方針第4次改訂」に係る具体的施策の令和5年度評価及び令和6年度事業の計画について

4 報告事項

- (1) 人権尊重の社会づくり相談ネットワークの運用状況について
- (2) 令和5年度差別事象検討小委員会の概要について

5 その他

6 閉 会

資料1 人権意識調査実施検討小委員会の設置について

資料2 【令和6年度版】鳥取県人権施策基本方針（第4次改訂）アクションプランの概要

資料3 鳥取県人権施策基本方針第4次改訂に係る具体的施策の評価（令和5年度）

資料4 鳥取県人権施策基本方針第4次改訂に係る具体的施策の計画（令和6年度）

資料5 人権尊重の社会づくり相談ネットワークの運用状況について

資料6 令和5年度差別事象検討小委員会の概要について

人権意識調査設置検討小委員会の設置について

R6. 5. 24 / 人権・同和対策課

1 目的

令和 8 年度の「鳥取県人権施策基本方針」の改訂にあたり、令和 7 年度に人権意識調査の実施を予定していることから、調査項目等を検討するために、鳥取県人権尊重の社会づくり協議会の小委員会として「人権意識調査実施検討小委員会」を設置する。

2 内容

今後求められる人権施策の方向性を把握するため、人権に対する県民意識の変化、新たな人権問題に関する県民の意識について調査・分析し、「鳥取県人権施策基本方針」の改訂に活かすとともに、教育・啓発活動など具体的な人権施策に反映させるための基礎資料とするため、「人権意識調査」を行うこととし、その調査内容を検討する。

(1) 調査内容

- ①内 容 前回の調査内容を基本とし、必要な追加・修正・削除を行う。
- ②項 目 数 20～30項目程度（前回：21項目）
- ③調査対象 前回と同程度（前回：県内在住の16歳以上の者 3,000名）

(2) 人権意識調査の実施実績

鳥取県人権意識調査		鳥取県人権施策基本方針	
平成 9 年 8 月	第 1 回調査	←	平成 9 年 4 月 策定
平成 17 年 2 月	第 2 回調査	←	平成 16 年 3 月 第 1 次改訂
平成 23 年 2 月	第 3 回調査	←	平成 22 年 11 月 第 2 次改訂
平成 26 年 5 月	第 4 回調査	→	平成 28 年 9 月 第 3 次改訂
令和 2 年 5 月	第 5 回調査	→	令和 4 年 3 月 第 4 次改訂
令和 7 年度	第 6 回調査（実施予定）	→	令和 8 年度 第 5 次改訂（見込み）

※第 3 回意識調査までは、基本方針の策定後に意識調査を実施、第 4 回実施より、直近の県民意識を反映させた基本方針とするため、意識調査の実施後に基本方針を改定している。

3 年間スケジュール

時期	鳥取県人権尊重の社会づくり協議会	人権意識調査実施検討委員会
R 6. 5 月	第 1 回開催（小委員会委員選任、概要説明、スケジュール等）	
7 月		第 1 回開催 } 第 2 回開催 } 調査内容等検討 第 3 回開催 }
10 月		
R 7. 1 月		
2 月	第 2 回開催（調査内容（最終版）の報告）	

< 令和 7 年度 >

- ①対象者の抽出
- ②調査委託契約
- ③調査実施
- ④集計・分析
- ⑤報告書作成

鳥取県人権施策基本方針(第4次改訂)

アクションプランの概要

－令和6年度版－

令和6年5月24日(金)

鳥取県

1 人権施策基本方針の概要

この方針は「鳥取県人権尊重の社会づくり条例」に基づき策定する人権施策の基本となるべき方針で、3つの基本理念を掲げ、県の人権施策の中・長期的な方向性を示すものです。

人権尊重の基本理念

※基本方針はおおむね5年後の令和8(2026)年を目途に見直す。

社会情勢等を踏まえ、「**お互いの人権が尊重され、誇りをもって生きることができる差別と偏見のない社会**」の実現のため、以下の3つの基本理念を掲げ、様々な施策を総合的に展開していきます。

①一人ひとりが自己決定権に基づいて個性と能力を発揮(自己実現)する公平な機会が保障された社会の構築

②人権侵害、差別をもたらす社会的要因の解消と一人ひとりの人権意識の高揚

③すべての人の尊厳と社会参加が保障され、等しく社会の一員として尊重される社会の実現

第4次改訂のポイント等

県では、SDGs の理念を踏まえた人権施策の推進とインターネットやSNSの発達、新型コロナウイルス感染拡大など複雑化・多様化する人権問題に対応するため、令和4年2月に人権施策基本方針を改訂しました。

(1) 条例改正に基づく構成の見直し

令和3年4月に行った「鳥取県人権尊重の社会づくり条例」の改正に基づき構成を見直しました。

- | | |
|----------------------|---------------------|
| 第1章 基本的な考え方 | 第2章 人権教育・人権啓発の推進 |
| 第3章 (新)差別実態の解消に向けた施策 | 第4章 (新)相談支援体制の充実 |
| 第5章 (新)人権施策の推進に資する調査 | 第6章 (新)共通して取り組む重要施策 |
| 第7章 分野別施策の推進 | 第8章 人権施策の推進体制 |

(2) 社会情勢の変化

法制度の整備、インターネットやSNSの発達、新型コロナウイルス感染症の拡大などにより、複雑化・多様化する人権問題への対応を盛り込みました。

- インターネット上での人権侵害行為への対応
- 新型コロナウイルス感染症等病気に関わる人の人権侵害行為への対応
- 部落差別解消法やパワハラ防止法等の法整備を踏まえた改訂

(3) 鳥取県人権意識調査の結果を反映

鳥取県人権意識調査(令和2年5月)の結果で明らかになった、県民の人権に関する認識や差別実態による課題を抽出し、施策の基本的方向などに反映させました。

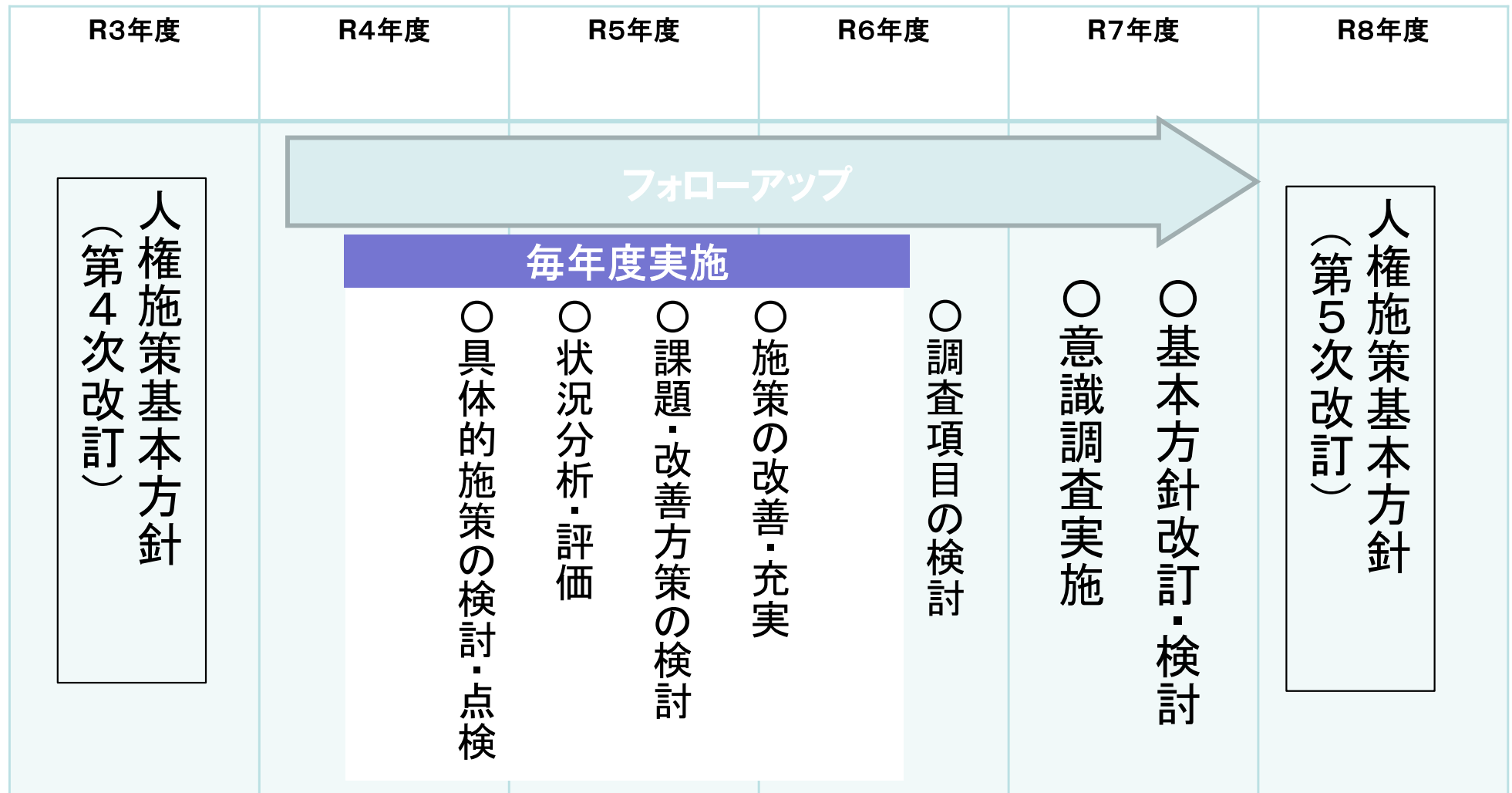
- 各章の現状と課題に調査結果を反映

○条例の改正施行(令和3年4月)

「鳥取県人権尊重の社会づくり条例」を、人種、国籍、民族、信条、年齢、性別、性的指向、性自認、障がい、感染症等の病気、職業、被差別部落の出身であることその他の事由を理由とする差別行為(インターネットを通じて行う行為を含む)を禁止するものに改正し、人権が尊重される社会づくりを一層促進することとしました。

2 第4次改訂期間(令和4～7年度)の進め方

基本方針（施策の基本的方向）に沿った具体的施策で構成するアクションプランに基づき人権施策を推進し、その成果等を検証しながら、当該プランの改善・充実を図りフォローアップを行うことにより、基本方針を着実に推進する。



3 主な具体的施策の概要

第2章 人権教育・人権啓発の推進 I 人権教育

＜令和5年度の主な実績＞

① 学校教育

- ・研修事業：「鳥取県人権教育基本方針－第3次改訂－」の周知を図るとともに、県外の先進事例等を学び、人権教育推進に向けて研究協議するための研修会等を実施
- ・指導事業：各学校、校区等での研修会等へ指導主事が出向き、人権教育の指導内容・指導方法等について指導・助言を実施
- ・人権学習講師派遣事業：個別的な人権問題（性的マイノリティ、障がい者等）について当事者や関係者を講師とする学習会を実施

② 社会教育

- ・人権教育アドバイザー事業：市町村における人権教育の一層の推進充実を図るため、鳥取県人権教育アドバイザーを委嘱し、市町村の社会教育における人権教育行政の実情を把握し、諸課題解決のための助言を実施
- ・市町村人権教育行政担当者会：市町村の人権教育を担当する行政職員、人権教育推進員を対象として、事業説明、情報交換を2回実施

＜令和6年度の主な取組予定＞

①・② 学校教育・社会教育

- ・令和5年度に行った取組に継続して取り組む。
- ・研究指定校及び人権学習講師派遣事業（性的マイノリティ）の実施校を拡充する。

鳥取県人権施策基本方針（第4次改訂）の「施策の基本的方向」に掲げる事項についての前半（R4-5）の評価・実績と後半（R6-7）に重点的に取り組む事項

I 前半の評価・実績

- ・「鳥取県人権教育基本方針－第3次改訂－」の周知に努め、鳥取県がめざす人権教育の浸透が窺える。
- ・人権学習講師派遣（事業）においては、各学校が学習計画の中に学習会を適切に位置づけ、効果的な人権学習が行われている。

II 後半に重点的に取り組む事項

- ・自尊心を高め、多様性を尊重することでいじめの未然防止等に資する研究・実践を進め、その効果の普及を図る。
- ・「こども基本法」や「SOGI理解増進法」の制定、「生命（いのち）の安全教育」の推進等、時事を捉えた人権教育を推進する。

第2章 人権教育・人権啓発の推進 II 人権啓発

<令和5年度の主な実績>

① 県民に対する啓発

- ・県内の団体が企画した人権啓発活動の取組について、委託事業2件、補助金3件の支援を実施。
- ・年2回人権情報誌を作成し、県内の学校や市町村、企業等に配布。
- ・「部落解放月間」「インターネットと人権」「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」をテーマに、人権啓発ラジオCMを放送。
- ・人権週間（12/4～10）中の休日（9日(土)）に、県民参加型のイベントとして「人権フェスティバル」を開催。
- ・各学校を対象としたカラーユニバーサルデザイン（UD）出前授業を11回実施。

② 企業への啓発

- ・ビジネスと人権の観点から、企業トップ等を対象としたセミナーを2回実施。

<令和6年度の主な取組予定>

①～② 正しい知識の普及啓発、人権啓発活動事業

- ・令和5年度に行った取組に継続して取り組む。
- ・（新）女性リーダー等を対象としたセミナーを実施予定。

鳥取県人権施策基本方針(第4次改訂)の「施策の基本的方向」に掲げる事項についての前半(R4-5)の評価・実績と後半(R6-7)に重点的に取り組む事項

I 前半の評価・実績

- ・人権に係る研修・講習会、出前授業の実施や、人権情報誌の発行、時期に合わせたラジオCMの放送等、効果的な情報発信を行った。
- ・人権週間に実施している人権フェスティバルは、子どもから大人まで約300名の来場があり、県民が人権の意義や重要性に関する理解を深める機会となっている。

II 後半に重点的に取り組む事項

- ・引き続き、広く県民の人権に関する知識の習得や、家庭、地域、学校、職場等身近な問題として人権を考える機会を設けるなど、効果的な啓発に努める。

第3章 差別実態の解消に向けた施策

第4章 相談支援体制の充実

<令和5年度の主な実績>

①人権相談窓口の運営

- ・東中西部窓口で対応。「同和問題・部落差別相談窓口」「障がい者差別解消相談支援センター」「こどもいじめ人権相談窓口」等を運営した。

②相談員の資質の向上

- ・新たに人権に関する相談窓口としてスーパーバイズ機能を発揮するよう、基礎研修2回、専門研修2回を実施した。

③差別事象の把握

- ・市町村からの報告、インターネットモニタリング、相談窓口への相談等から県内で発生している差別事象について把握した。

④差別事象検討小委員会（1回開催）

- ・県内で発生している差別事象について、原因・背景の分析、対応策や啓発の取組等について検討した。

<令和6年度の主な取組予定>

①～④人権相談窓口の運営、相談員の資質の向上、差別事象の把握等

- ・令和5年度に行った取組に継続して取り組む。
- ・相談員研修について、分野を広げるなどより幅広い知見を得られるよう検討して実施する。

鳥取県人権施策基本方針(第4次改訂)の「施策の基本的方向」に掲げる事項についての前半(R4-5)の評価・実績と後半(R6-7)に重点的に取り組む事項

I 前半の評価・実績

- ・人権に関する総合的な相談窓口として、スーパーバイズ機能を果たすこととし、関係機関との連携を推進した。
- ・県・市町村職員の相談対応研修（基礎研修・専門研修）を開催して、相談員の資質向上を図った。

II 後半に重点的に取り組む事項

- ・引き続き関係機関の連携の推進、相談資質向上等を通じて相談支援体制を充実していく。

第6章 2 ビジネスと人権

<令和5年度の主な実績>

①企業の取組の推進

- ・公正採用選考人権啓発推進員未設置の県内事業所へ企業人権啓発相談員が訪問し、推進員設置を働きかけた。
- ・公正採用選考人権啓発推進員を対象とした「公正採用選考人権啓発推進員研修会」を年3回開催。(R5:計1,037名参加)

②ハラスメント防止の推進

- ・企業が行う社内研修(ハラスメント、メンタルヘルスケア等)へ講師を派遣。(R5:派遣企業数66社、2,188名参加)
- ・経営者・労働者を対象に労働関係法令、労使間トラブルやハラスメントに関するセミナーを開催。(R5:20回開催、738名参加)

③労使間の問題解決支援

- ・「労使ネットとっとり」により関係機関と連携して労使間の問題解決を支援。(R5:合同相談会3回開催)

④新たな人権課題への対応

- ・「企業と人権～職場からつくる人権尊重社会～」をテーマに企業トップ人権セミナーを商工会議所所属の企業等に対し2回実施(再掲)

<令和6年度の主な取組予定>

①～④企業への啓発、相談、セミナー等

- ・令和5年度に行った取組を継続して実施する中で、県内企業とそこで働く労働者への啓発活動をより充実させる。

鳥取県人権施策基本方針(第4次改訂)の「施策の基本的方向」に掲げる事項についての前半(R4-5)の評価・実績と後半(R6-7)に重点的に取り組む事項

I 前半の評価・実績

- ・企業における社内研修・セミナー等へ講師を派遣するとともに、公正採用選考人権啓発推進員の設置を働きかけ、企業内での人権意識の向上を図ってきた。また、労使間の問題解決支援も着実に実施している。併せて、「企業トップ人権セミナー」を開催するなどビジネスと人権に関して企業への理解促進を図った。

II 後半に重点的に取り組む事項

- ・引き続き企業内での労働者の人権が守られるよう取り組むとともに、ビジネスと人権についての県民の理解増進に関する施策を進める。

第6章 共通して取り組む重要施策 3 デジタル社会における人権

<令和5年度の主な実績>

① デジタルメディアリテラシー向上事業（啓発）

- ・デジタルメディアリテラシー（デジタルメディア情報を正しく見極め、正しく行動する能力）を高めていくための普及啓発サイト「デジタルメディアリテラシーの夜明け」について、冊子やSNS等でのWeb広告を活用し周知を図った。
- ・デジタルメディアリテラシーについての研修用資料を作成し、それをもとに「デジタルメディアリテラシー講師養成研修」を開催した。

② インターネットとの適切な接し方教育啓発推進事業（教育）

- ・子どもたちや保護者、教職員に対し、民間（関係企業・団体等）と連携して、電子メディア機器とのよりよい接し方について講演等を通じて啓発を行った。

<令和6年度の主な取組予定>

（新）自治体デジタル倫理原則(※)を踏まえた県のデジタル施策の推進

「人権保障の原則」、「インクルーシブの原則」、「リテラシーの原則」等の視点を取り入れたデジタル施策の推進

(※)「先端技術と民主主義のあり方を考える研究会」報告書で提言された、地方自治体がデジタル社会に対応する上で重要となる10の原則

① デジタルメディアリテラシー向上事業（啓発）

- ・普及啓発サイト「デジタルメディアリテラシーの夜明け」のコンテンツ拡充
- ・冊子やSNS等でのWeb広告により、普及啓発サイトの周知を図り、継続的に啓発を行う。

② インターネットとの適切な接し方教育啓発推進事業（教育）

- ・子どもだけでなく保護者や教職員の情報モラルやメディアリテラシー等に関する知識と理解の向上を進める。

鳥取県人権施策基本方針(第4次改訂)の「施策の基本的方向」に掲げる事項についての前半(R4-5)の評価・実績と後半(R6-7)に重点的に取り組む事項

I 前半の評価・実績

- ・普及啓発サイトや冊子の作成により、デジタルメディアリテラシーについて広く周知を図るとともに、デジタルメディアリテラシーについて正しく伝えてもらうための研修用教材の作成及び研修の実施による教育啓発の充実を図った。
- ・デジタル社会におけるSNS等の危険から子どもたちを守るため保護者や教職員の情報モラルやメディアリテラシー等の向上が図られた。

II 後半に重点的に取り組む事項

- ・自治体デジタル倫理原則の県庁組織全体への周知と施策反映の推進
- ・時勢に応じて課題となる事案を捉えながら、インターネット上の人権に対する啓発を引き続き推進する。
- ・子どものみならず保護者、教職員など大人たちの情報モラルやメディアリテラシー等を向上させるため積極的に指導者の養成と指導の機会を拡大し、理解の深化を図っていく。

第7章 1 同和問題

<令和5年度の主な実績>

① 部落解放月間（7月10日から8月9日まで）での啓発

・若年層へのPRを狙い、マンガを活用したポスター、リーフレット等を作成するとともに県民の方々に部落差別問題についての理解を深めてもらうよう人権・同和問題講演会を開催した。

② 身元調査お断り運動（9月）における啓発

・身元調査お断りのリーフレットを市町村等関係機関に配付して周知を図った。また、「つばさ」、「くらら」、「こはく」といったタウン誌、ケーブルテレビでの啓発活動を行った。

③ 隣保館相談支援機能強化事業の実施

・鳥取県隣保館連絡協議会に委託して、隣保館の相談支援機能強化を図るためのアドバイザーによる助言等の支援や隣保館職員の資質向上を図るため、隣保事業ソーシャルワーカー養成研修等を実施した。

④ モニタリング（削除要請）の実施

・インターネット上での差別的な書込や誹謗中傷について、県、市町村、関係団体により構成する鳥取県同和対策協議会においてモニタリング・削除要請を実施した。

<令和6年度の主な取組予定>

①～③ 啓発、隣保館相談支援機能強化

- ・令和5年度に実施した取組を継続して行う。
- ・被差別部落住民の方々に相談支援や必要なサービスを提供していくよう、市町村（隣保館）と連携して当事者支援の仕組みについて検討する。

鳥取県人権施策基本方針（第4次改訂）の「施策の基本的方向」に掲げる事項についての前半（R4-5）の評価・実績と後半（R6-7）に重点的に取り組む事項

I 前半の評価・実績

・部落解放月間でのマンガを活用したポスター等の作成や講演会の開催、身元調査お断り運動等の啓発活動に取り組んだ。

II 後半に重点的に取り組む事項

・部落差別問題について理解を深めてもらうよう引き続き啓発活動に取り組むとともに、被差別部落の住民の方の困りごとを解消できるよう市町村、鳥取県隣保館連絡協議会等と連携して取り組んでいく。

第7章 2 男女共同参画に関する人権

<令和5年度の主な実績>

①学校教育・社会教育、②啓発・支援体制の充実化、⑥あらゆる暴力の根絶

- ・県内小・中・高・大学と連携し、女性の参画が少ない分野で活躍する方の講話や女性従業員と学生との意見交換会など学校における自発的な活動を支援した。(小・中・大学8校)
- ・県内小・中・高等学校やPTA、自治会、企業等に男女共同参画センター職員が出向き、男女共同参画の推進に関する啓発を行った。(出前講座53回、参加者延べ2,929人、うち小・中・高等学校16校1,761人)
- ・「日本女性会議2022in鳥取くらし」開催1周年記念フォーラムを開催して若者が男女共同参画推進に取り組む機運醸成を図った。
- ・専任相談員による一般相談窓口を設置し相談対応した。(電話相談2,512件、面談相談129件、計2,641件)
- ・不安や困難を抱える女性の支援のため、相談対応を通じて支援制度等に関する情報を届けるとともに支援機関等に繋げた。(通年)

③性別に関係なく誰もが能力を発揮できる職場環境づくり

- ・性別にかかわらず誰もが働きやすい職場づくりに取り組む「男女共同参画認定企業」の認定を促進した。(62件増、累計1,031社)

④女性の政策・方針決定過程への参画推進、⑤男性の家庭生活・地域生活への参画促進

- ・県内企業における女性管理職の登用に向けた環境整備、女性従業員のキャリア形成・スキルアップ支援のための各種セミナー開催のほか、働く女性同士のネットワークづくり支援や、経営者向け研修、社労士派遣による伴走支援など、女性活躍を推進する上での支援を行った。
- ・男性の家事・育児・介護等への参画や夫婦の家事分担のきっかけとなる啓発ツール「家事シェア手帳」を配布したほか、島根県と連携したキャンペーンとして地元テレビ局のミニ番組制作など多様な広報媒体を活用して情報発信を行った。

<令和6年度の主な取組予定>

①～⑥啓発、教育や企業支援等を通じた男女共同参画の促進

- ・令和5年度の取組を継続する。
- ・(新)「性にかかわらず誰もが共同参画できる社会づくり計画」改訂に向けて男女共同参画意識調査を行う。
- ・(新)男性が育休を取得しやすい職場環境づくりに向けた意識啓発、経営者や人事労務担当者向け研修等を行う。
- ・女性管理職等ネットワークづくり支援に向けた企業間交流、メンター派遣等を行う。

鳥取県人権施策基本方針(第4次改訂)の「施策の基本的方向」に掲げる事項についての前半(R4-5)の評価・実績と後半(R6-7)に重点的に取り組む事項

- I 前半の評価・実績** ・教育の場や意識啓発の機会を通じて、根強く残る固定的な性別役割分担意識の解消に努めてきたほか、企業等への支援を通じて、性別にかかわらず家庭と仕事を両立できる職場環境づくり、性別によって不利益な取扱いを受けることなく一人一人が個性と能力を活かすことのできる職場環境づくりが進むよう、男女共同参画に関する理解を深め定着を図る取組を講じてきた。
- II 後半に重点的に取り組む事項** ・男女共同参画に関する条例や基本計画などの趣旨を踏まえ、家庭・地域・職場などあらゆる場で県民一人一人の人権が尊重される社会の実現に向けた各種施策の展開・推進を図る。

第7章 3 障がいのある人の人権

<令和5年度の主な実績>

①教育・啓発の推進

- ・あいサポート企業拡大推進員による企業・団体への働きかけ、広報・普及啓発等によるあいサポート運動の加速化
- ・オンデマンド研修サイトを開設し、特別支援教育に関する指導力向上を図るとともに、児童生徒に分かりやすいユニバーサルデザインの授業づくりを推進した。

②社会参加と雇用の推進

- ・あいサポート・アートセンターによるアート活動の相談支援、人材育成を実施するとともに、あいサポート・アートとっとり祭を開催
- ・障がい者就労事業振興センターにコーディネーターを配置して工賃向上に向けた相談、共同受注、人材育成を実施

③暮らしやすいまちづくりの推進

- ・障がい者 I C T 相談窓口による相談、支援等により情報アクセシビリティの向上を図った。

④その他

- ・精神障がい者の地域生活支援体制構築の推進のほか、親亡き後に必要とされる支援についての検討を進めた。

<令和6年度の主な取組予定>

①～④教育・啓発、社会参加と雇用の推進等

- ・令和5年度に行った取組に継続して取り組む
- ・(新) あいサポート運動15周年、障がい者差別解消法の「合理的配慮の提供」の民間事業者への義務化を契機にあいサポートキャラバン隊によるハイブリットキャンペーンを展開
- ・(新) 大阪・関西万博を契機に本県の障がいのある人の文化芸術活動を国内外に広く発信する
- ・(新) 障がい者の就労時間、満足度の向上を図り、工賃向上につなげる取組を支援
- ・(新) I C T を活用した新たな視覚障がい者の支援ツールの提供、遠隔手話サービスの利便性向上を図る

鳥取県人権施策基本方針(第4次改訂)の「施策の基本的方向」に掲げる事項についての前半(R4-5)の評価・実績と後半(R6-7)に重点的に取り組む事項

I 前半の評価・実績

- ・障害者差別解消法の理念を先取りしたあいサポート運動の取組の加速化、「聞こえない、聞こえにくい子どものサポートセンター」設置による障がい者情報アクセシビリティの推進のほか、デジタルバリアフリー美術館の開設等アートの取組も進化するとともに精神障がい者の地域移行の体制構築を図った。

II 後半に重点的に取り組む事項

- ・合理的配慮義務化の契機をとらえたあいサポート運動の更なる拡大、就労継続の支援や質の向上、新たなツールによる情報アクセスの更なる向上等を図ること等により、障がい者が安心して暮らせる社会づくりを推進する。

第7章 4 こどもの人権(その1)

<令和5年度の主な実績>

①啓発・教育

- ・学校において、子どもの人権学習会や、教職員・PTA等を対象とした人権研修を実施
- ・家庭教育やいじめ問題等に関する研修会への各種専門家の派遣

②相談事業

- ・いじめ問題に関することや不登校等、教育相談全般に関する電話相談、メール相談、来所相談の実施

③いのちを育む教育の推進

- ・県立学校に、産婦人科医師や助産師等を講師として派遣 26校、延べ88人派遣

④健全育成のための環境整備

- ・電子メディア機器とのよりよい接し方の授業や教職員・保護者研修を実施

⑤いじめ・暴力、不登校への対応

- ・校内サポート教室を公立中学校（10校）に設置し、学校生活適応支援員を公立小学校（18校）に配置
- ・SNSを活用したいじめ通報システムを県立高等学校（11校）に導入

⑥体罰防止

- ・暴力・体罰等に頼らない指導の在り方等について、部活動の指導者に対し研修会を開催

<令和6年度の主な取組予定>

令和5年度に行った取組に継続して取り組む。なお、拡充等案件については次のとおり。

- ・校内サポート教室の設置校及び学校生活適応支援員の配置校の増（公立中学校5校、公立小学校2校増）
- ・SNSを活用したいじめ通報システム導入校の増（県立高等学校3校増）
- ・保護者同士のつながりを深め、家庭教育について学びあう参加体験型の学習プログラム「とっとり子育て親育ちプログラム」の改訂

鳥取県人権施策基本方針(第4次改訂)の「施策の基本的方向」に掲げる事項についての前半(R4-5)の評価・実績と後半(R6-7)に重点的に取り組む事項

I 前半の評価・実績

- ・いじめ・不登校等対策連携会議の開催により関係機関の連携を推進し、市町村アドバイザー派遣による校内研修等で学校の支援体制強化を図った。また、専門的知識を有する地域人材を県内の学校等に研修会講師として派遣し、ネット依存や人間関係のトラブルといったインターネットの不適切な利用による問題発生予防に寄与した。

II 後半に重点的に取り組む事項

- ・子どもの権利の更なる理解浸透を図り、教育活動全体を通じて子どもに権利の主体としての意識を育てる教育を推進する。

第7章 4 こどもの人権(その2)

<令和5年度の主な実績>

①啓発、相談支援、プレコンセプションケア

- ・思春期の若者の心身の悩みについて助産師による電話・メール相談、性と健康の相談センターによる相談を実施
- ・中学校、高校に助産師が出向いて行う未来のパパママ育み出前教室の実施

②児童虐待防止対策、子どもの貧困対策、子どもの権利への取組推進、子どもの居場所づくり

- ・倉吉・米子児童相談所を総合事務所化し、児相の体制強化。8月から児童虐待防止に係るLINE相談を開始
- ・子どもの貧困対策につなげるため、県内小中学生と保護者を対象に、「鳥取県子どもの生活状況調査」を初めて実施
- ・6月から県版アドボカシー制度を本格実施、県内3児相一時保護所に意見表明支援員を派遣
- ・7月から、学校の出席扱いとなる民間の「フリースクール」への支援を拡充し、3施設を新たに認定（現在7施設）

③青少年の健全な育成のための環境整備の推進

- ・10月に「青少年のためのインターネット利用環境フォーラム」を開催し、こどもパネリスト6名がネット利用のルールづくりについて議論

<令和6年度の主な取組予定>

- ・（新）「シン・子育て王国とっとり計画」を子ども向けに、子どもが権利の主体であること、意見表明の方法、困ったときの相談先を記載したパンフレットを作成・配布予定（高校生には電子媒体で配付）
- ・子どもが権利の主体として、意見表明や政策提言への参画の機会を確保するため、「子どもミーティング」の実施を検討中
- ・助産師によるLINE相談窓口を新たに設置し、若い世代が性や体、健康の悩み等を気軽に相談できる体制へ拡充
- ・意見表明支援員（アドボキット）の派遣対象を、児童養護施設等へ拡大

鳥取県人権施策基本方針(第4次改訂)の「施策の基本的方向」に掲げる事項についての前半(R4-5)の評価・実績と後半(R6-7)に重点的に取り組む事項

I 前半の評価・実績

- ・児童虐待防止のための支援体制整備や、思春期の子どもへの相談支援を着実に実施した。また、ヤングケアラー支援などの新たな課題にも取り組み、LINE相談やオンラインサロンなど当事者に寄り添った手法を取り入れながら相談体制を充実させた。

II 後半に重点的に取り組む事項

- ・令和6年3月に策定した「シン・子育て王国とっとり計画」の基本的方針（全ての子どもの意見表明機会の確保、意見の尊重）に基づき、子ども専用サイト「キッズポータル」内への意見箱の設置、集約した意見の施策への反映、子どもが主体的に意見を交わし政策提言に繋げる「子どもミーティング」の実施など、子どもを権利の主体として尊重する取組を一層推進する。

第7章 5 高齢者の人権

<令和5年度の主な実績>

①相談支援体制の充実

- ・市町村職員等向けに行う多職種連携等による地域包括ケアシステム推進に係る取組の支援について、新たにリハビリテーション専門職連絡協議会にチームに参画してもらい、支援体制の充実を図った。
- ・介護予防・日常生活支援総合事業の充実等に向け、市町村等に派遣し伴奏型支援を行う支援員を増員し、各圏域の市町村へ派遣することで相談支援体制を拡充した。
- ・認知症コールセンター、認知症本人・家族によるピアサポート、若年認知症サポートセンター、認知症疾患医療センターの委託を実施。

②社会参加・健康づくりの推進

- ・ねんりんピック選手派遣、高齢者運動会やシニア作品展の開催、元気な高齢者の人材バンク「とっとりいきいきシニアバンク」の運営

③認知症関連施策の充実

- ・認知症高齢者等行方不明対応ガイドラインの見直し、認知症の方が暮らしやすい社会をつくるための連携推進事業を新たに補助、イオン株式会社との包括提携協定に基づき若年性認知症の啓発イベント開催、住友生命との包括連携協定に基づき講演会開催
- ・ICTを活用した認知症予防教室を実施し、配信期間及び会員数を増加。SNSを活用した認知症情報の配信による啓発活動の実施

④その他

- ・地域包括支援センター、市町村職員及び介護施設職員への高齢者虐待対応研修の実施

<令和6年度の主な取組予定>

①～④相談支援体制の充実、社会参加・健康づくりの推進等

- ・令和5年度に行った取組に継続して取り組むとともに、**夜間休日の認知症コールセンターの相談受付の拡大、ピアサポート箇所拡大、SNSを活用した情報配信へフレイル予防啓発記事及び地域型認知症疾患医療センターへの相談受付機能を追加。**
- ・**(新) 認知症早期発見のための相談体制の強化 (脳の健康相談会の実施、動画サイトでのCM作成、情報ホームページ作成)。**
- ・ねんりんピック等も活用し、フレイル予防や「鳥取方式認知症予防プログラムの」普及啓発に取り組む。

鳥取県人権施策基本方針(第4次改訂)の「施策の基本的方向」に掲げる事項についての前半(R4-5)の評価・実績と後半(R6-7)に重点的に取り組む事項

I 前半の評価・実績

- ・R4から地域包括ケア推進支援チームによる市町村支援策の検討を実施し、相談支援体制の充実に取り組んだ。
- ・令和5年に成立した「認知症基本法」に基づき、認知症本人や家族の意見を取り入れながら認知症施策推進計画を作成した。

II 後半に重点的に取り組む事項

- ・市町村等職員の資質向上、多職種連携の強化に向けた取組を実施していく。
- ・認知症になっても安心して暮らせる社会とするため、認知症本人の視点に立った社会参加支援への取組を推進する。

第7章 分野別施策の推進 6 外国人の人権

＜令和5年度の主な実績＞ 多文化共生推進事業

①外国人総合相談窓口運営事業

- ・生活全般の情報提供及び相談窓口として多言語対応の「外国人総合相談窓口」を運営した。
- ・外国出身の国際交流コーディネーター（英語、中国語、ベトナム語）を配置した。（4名、東・中・西部の県内3箇所）
- ・外国人の視点から多文化共生の取組を進めるため、外国人の多文化共生コーディネーターを配置した。（1名）

②鳥取県多文化共生サポーター運営事業

- ・外国人住民と行政等との橋渡し役を務める鳥取県多文化共生サポーター制度を運営した。（委嘱サポーター：5団体・3個人(R6.3末現在)）

③災害時外国人支援事業

- ・災害時に使用する「やさしい日本語」の文例集の作成や、防災研修会の開催など、災害時に備え外国人支援の取組を進めた。

④地域日本語教育体制整備事業

- ・日本語教育に必要な体制整備づくりに向けて、学習機会の確保・充実、日本語教育に携わる人材の育成、企業等関係機関との連携を進めた。（総合調整会議の設置、総括コーディネーターの配置 等）

＜令和6年度の主な取組予定＞ 多文化共生推進事業

- ・引き続き、外国人相談窓口やコーディネーターの配置などにより外国人支援を進めるとともに、日本語教育水準の向上を図る。
- ・（新）企業・地域住民と外国人住民との共生を目指し、県内外国人受け入れ企業や地域住民、市町村担当者を対象とした多文化共生の現状と課題、国際理解について学ぶ研修会を開催する。（県内3か所（東部・中部・西部）で開催予定。）

鳥取県人権施策基本方針(第4次改訂)の「施策の基本的方向」に掲げる事項についての前半(R4-5)の評価・実績と後半(R6-7)に重点的に取り組む事項

I 前半の評価・実績

外国人が安心して訪問、生活できる多文化共生社会を推進していくため、外国人総合相談窓口や多文化共生サポーターの設置・運営、やさしい日本語の活用促進、災害時に備えた外国人支援の取組を行った。また、地域における国際交流や多文化共生を推進するため、（公財）鳥取県国際交流財団に対して助成等を行った。

II 後半に重点的に取り組む事項

前半の取組を継続するとともに、地域における日本語教育の体制整備(日本語講師の育成・確保)や、国際交流・多文化共生への理解を深める普及啓発を進める。

第7章 7 感染症等病気にかかわる人の人権

＜令和5年度の主な実績＞

①ハンセン病

ハンセン病問題に関する人権学習会・県民交流事業・パネル展、里帰り支援、ハンセン病家族補償法に関する制度周知及び相談を実施した。

②エイズ

性感染症予防の普及啓発（リーフレット配布、新聞広告、街頭キャンペーン）、保健所の無料・匿名検査を実施した。

③難病

難病患者及びその家族の相談に応ずる難病相談・支援センター並びに難病に係る課題を関係団体で協議する難病医療連絡協議会を設置・運営するとともに、医療費の一部公費負担を行った。

＜令和6年度の主な取組予定＞

（新）ハンセン病患者家族補償金の請求期限（R6.11.21）到来に伴う相談支援

（新）難病患者の福祉・就労等の円滑な支援を目的とした登録者証の発行

（新）難病患者が利用することができる県内市町村の各種制度を難病相談・支援センターのホームページに掲載

鳥取県人権施策基本方針（第4次改訂）の「施策の基本的方向」に掲げる事項についての前半（R4-5）の評価・実績と後半（R6-7）に重点的に取り組む事項

I 前半の評価・実績

ハンセン病、難病 各種事業を計画的に実施した。（ハンセン病人権啓発事業・本県出身入所者支援事業・家族補償支援事業・補償制度の周知・相談事業、難病等医療費助成事業・難病相談・支援センター、難病医療連絡協議会運営事業など。）

エイズ 時機を捉えた普及啓発、相談窓口の設置、派遣事業に取り組んだ。

- ・HIV検査普及週間（6/1-7）、性感染症予防キャンペーン（7-9月）、世界エイズデー（12/1）等
- ・性感染症患者の早期発見・早期治療のための相談窓口（各保健所）、無料・匿名検査
- ・患者や感染者の不安に対応するため、保健所等への臨床心理士派遣

II 後半に重点的に取り組む事項

ハンセン病、難病 令和6年度の新たな取り組みを加え、引き続き各支援事業を着実に実施する。

エイズ HIVを含む性感染症全般について、近年、感染が増加している世代に対して、SNSなどを活用して普及啓発を強化していく。

第7章 8 刑を終えて出所した人の人権

<令和5年度の主な実績>

①教育・啓発の推進

・「社会を明るくする運動」への協力

毎年7月の社会を明るくする運動強調月間、再犯防止啓発月間では、県政だより・新聞において周知啓発を実施。

②相談・支援の充実

・鳥取県地域生活定着支援センター運営事業

高齢・障がいのため福祉的支援を必要とする矯正施設出所者、被疑者・被告人について、出所・釈放後の支援を実施するとともに、関係機関との連携強化を実施。

・高齢者・障がい者以外の出所者等に対する相談支援体制の構築

地域生活定着支援センターの支援対象外の者、その家族等向けの相談体制の構築について検討会を3回開催。

・市町村に対する再犯防止推進支援事業

研修会および連携会議を開催し、市町村との連携を図り、知見を深め、支援の充実を図った。

<令和6年度の主な取組予定>

①教育・啓発の推進、②相談・支援の充実

・令和5年度に行った取組に継続して取り組むとともに、**高齢者・障がい者以外の出所者及び家族に対する相談支援体制について、令和7年度の構築に向け関係者との合意形成に向けた協議・調整を行う。**

鳥取県人権施策基本方針(第4次改訂)の「施策の基本的方向」に掲げる事項についての前半(R4-5)の評価・実績と後半(R6-7)に重点的に取り組む事項

I 前半の評価・実績

・R5.4第2期鳥取県再犯防止推進計画を策定し、「地域における包摂の推進」等5つを新たに重点課題として、これまでより官民一体となって再犯防止に取り組むこととし、新規、拡充事業を開始した。

II 後半に重点的に取り組む事項

・これまで専門支援体制が構築されていなかった高齢・障がいのある者以外の者について、検討会を重ね、具体的な相談支援体制の整備を進める。また、関係機関及び市町村との連携体制を強化していく。

第7章 9 犯罪被害者等の人権

<令和5年度の主な実績>

①相談・支援

市町村における見舞金制度の創設及びワンストップ体制で対応を行う総合相談窓口の設置の働きかけを実施

見舞金制度創設：14市町 ワンストップ相談窓口：5市町

民間支援団体（とっとり被害者支援センター、性暴力被害者支援センターとっとり）における相談受付、支援に対する助成

相談件数（R5） とっとり被害者支援センター：274件、性暴力被害者支援センターとっとり：669件

②研修・啓発

一般県民、被害者支援に携わる者等に向けた講座等を開催

学校等における学習会及び出前講座を開催

<令和6年度の主な取組予定>

①相談・支援の充実

令和5年度に開催した「犯罪被害者に寄り添う支援のあり方検討会」の意見を踏まえ、犯罪被害者に寄り添った支援を提供できるよう支援体制及び支援施策を強化・拡充

- ・（新）生活環境部に犯罪被害者支援の専門組織である「犯罪被害者総合サポートセンター」を設置（R6.4.1）
県警本部との連携・協力、民間支援団体との連携強化により被害直後から犯罪被害者に寄り添いワンストップで支援を提供
- ・（新）県警、民間支援団体が実施していた支援を県に一元化して提供（緊急医療、緊急宿泊、家事等の生活支援など）

②啓発の推進

これまでの取組を継続しつつ、理解促進の取組を強化

- ・（新）犯罪被害者休暇制度の普及に向けた働きかけ

鳥取県人権施策基本方針（第4次改訂）の「施策の基本的方向」に掲げる事項についての前半（R4-5）の評価・実績と後半（R6-7）に重点的に取り組む事項

I 前半の評価・実績

民間支援団体が行う相談・支援事業に対する助成を行うとともに、当事者による講演等を含む研修会等を実施し、犯罪被害者等支援に対する県民の理解を深める啓発を推進した。また、令和5年7月には「犯罪被害者に寄り添う支援のあり方検討会」を設置し、被害直後から中長期にわたり、寄り添った支援が提供できるよう検討を行った。

II 後半に重点的に取り組む事項

R6.4.1に設置した「犯罪被害者総合サポートセンター」において、県、警察、民間支援団体等との連携により、犯罪被害者等に寄り添った支援を途切れることなく提供するとともに、県民の理解が深まり被害者の権利が保護される社会を目指し、取組みを推進する。

第7章 10 性的マイノリティの人権

<令和5年度の主な実績>

①啓発・教育

- ・当事者の講師をお迎えして、性的マイノリティを取り巻く現状等について一般県民向けに講演会を実施
- ・多様な性のあり方について学ぶ学習会の講師を派遣し、小学校7校、中学校3校、高校3校で実施

②相談事業

- ・「鳥取県LGBTQ寄り添い電話相談窓口」を開設し、当事者や当事者やそのご家族等の悩みや思いに寄り添った相談を実施 14件

③人材育成

- ・性に関する基礎知識、当事者の生活上の困難、相談の基礎スキル等についての全4回の研修を実施。

④その他

- ・当事者の御意見を伺いながら「とっとり安心ファミリーシップ制度」を、市町村と連携しながら創設した。
- ・コミュニティスペースで実施する学習会、講演会等への支援を行った。

<令和6年度の主な取組予定>

①～④啓発、相談、人材育成等

- ・令和5年度に行った取組に継続して取り組む。
- ・（新）企業への講師派遣・県内企業や地域で開催される研修会等に講師を派遣する。
- ・多様な性のあり方について学ぶ学習会の実施回数を増加する。

鳥取県人権施策基本方針(第4次改訂)の「施策の基本的方向」に掲げる事項についての前半(R4-5)の評価・実績と後半(R6-7)に重点的に取り組む事項

I 前半の評価・実績

- ・学校における学習会への講師派遣、一般県民向けの講演会など多様な性に対する理解や認識を深める教育、啓発を推進するとともに、相談窓口を開設して相談支援体制の充実を図った。また、コミュニティスペースの運営による当事者支援等を継続的に実施した。併せて、令和5年度には、当事者の御意見を反映した「とっとり安心ファミリーシップ制度」を創設し、性の多様性を尊重し安心して暮らせる社会の実現に向けて前進を図った。

II 後半に重点的に取り組む事項

- ・理解増進法に基づいて策定される基本計画の趣旨を踏まえ、性的マイノリティの方についての県民の理解の増進に関する施策を進める。

第7章 11 生活困難者の人権

<令和5年度の主な実績>

①教育・啓発の推進

・ファイナンシャルプランナーと連携し、家計管理に関するセミナー等による啓発を実施した。

②生活困難者への自立支援

・生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援等を実施した。

・鳥取県あんしん賃貸支援事業、鳥取県家賃債務保証事業等を実施する鳥取県居住支援協議会の活動を支援した。

③生活困難者への就労支援

・さまざまな事情から直ちに一般就労で働くことが難しい方に対する中間的就労支援推進事業により、就労に向けた段階的支援を行った。

④新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受けた生活困難者への支援

・新型コロナ特例貸付の償還が本格化したことから、自立相談支援機関のサポート事業や市町村バックアップ事業等により、生活困窮者を支える市町村の支援体制の充実を行った。

⑤地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制整備の推進

・推進チーム等による助言、各自治体等の担当者等を対象とした研修会の開催、広域的な意識醸成や人材育成研修の実施等により、市町村における重層的支援体制整備の取組促進を行った。

<令和6年度の主な取組予定>

①～⑤ 教育・啓発の推進、生活困窮者支援への自立支援等

・令和5年度に行った取組を継続して取り組む。

・物価高騰が継続していることから、生活困窮者支援光熱費助成や、相談支援窓口の機能強化を令和6年度も継続して実施。

・「とっとり孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム」の拡大、「鳥取県孤独・孤立対策サポーター（仮称）」の創設や市町村の行う重層的支援体制整備の整備促進を行うことにより、県内の孤独・孤立対策の充実を図る。

鳥取県人権施策基本方針(第4次改訂)の「施策の基本的方向」に掲げる事項についての前半(R4-5)の評価・実績と後半(R6-7)に重点的に取り組む事項

I 前半の評価・実績

・物価高騰による生活困窮者の苦しい状況が継続していたため、生活基盤を立て直すための自立に向けた計画的・継続的な支援に加え、当面の生活を維持するための緊急的な支援として光熱費助成を実施した。

・「重層的支援体制整備事業」については令和5年度には5市町が実施。また、4町村は移行準備を行うなど、取り組む市町村は着実に増加している。

II 後半に重点的に取り組む事項

・引き続き市町村が実施する重層的支援体制への支援を実施し市町村の体制整備・充実を後押しする。

・物価高騰の状況等を注視しながら、生活困窮者への必要な支援を検討・実施していく。

第7章 12 様々な人権

<令和5年度の主な実績>

①北朝鮮当局によって拉致された被害者等

・啓発

- ① 学校や地域において、拉致問題への理解を深め、人権意識の高揚を図ることを目的に、拉致被害者御家族の松本孟さんを招聘し、出前学習会を実施（地域：2団体、学校：3校）
- ② 拉致問題に対する県民の関心を高めるとともに、被害者及び家族への支援の必要性についての理解促進を目的に「拉致問題の早期解決を願う国民のつどいin米子」の開催（R5.10.15／米子コンベンションセンター）
- ③ 故郷や大切な人を思う歌を通して、拉致被害者や御家族の思い、人権の大切さを伝えるために、ショッピングモールで拉致問題啓発ミニコンサートを開催（R5.12.10／イオン米子駅前店）

・国要望

- ・春要望（4月14日）
- ・夏要望（7月7日）
- ・国民のつどいに併せ要望（10月15日）

②災害被害者等の人権

・避難所の生活の質向上

- ① 指定避難所や指定福祉避難所、自主避難所（支え愛避難所）における要配慮者に対応するための資機材及び女性・子どもの安全確保に係る資機材の整備について、市町村に対する補助を実施した。
- ② 市町村や医療機関と連携し、医療的ケア児の受入を想定した避難訓練を実施した。

・要配慮者の避難支援

支え愛マップづくりにより要支援者・地域のハザード情報を地域住民が共有し、避難訓練、声かけなど、災害時の「備え」となる活動に取り組んだ。（取組地区数：35地区）

③ひきこもりの状態にある人の人権

・啓発・教育

当事者の講師をお迎えし、ひきこもりを取り巻く現状等について、一般県民向けに講演会を実施した。

・相談事業

「とっとりひきこもり生活支援センター」に委託し、相談窓口を設置。当事者や保護者の悩みや思いに寄り添った相談対応を実施。（実人数396人）併せて、当事者及び保護者の会を定期的に開催した。

・職場体験事業

当事者の状況に応じて、職場体験事業を実施。23名が利用。職場体験事業所が不足していた中西部においてもニーズがあったことから、補助事業により職場体験事業所を整備した。

第7章 12 様々な人権

<令和6年度の主な取組予定>

①北朝鮮当局によって拉致された被害者等

・啓発・国要望：令和5年に行った取組を継続して取り組む。

②災害被害者等の人権

・避難所の生活の質向上事業

①引き続き、指定避難所や指定福祉避難所、自主避難所（支え愛避難所）における要配慮者に対応するための資機材及び女性・子どもの安全確保に係る資機材の整備について、市町村を支援する。

②市町村等と連携し、要配慮者（医療的ケア児等）の受入等を想定した避難所運営訓練を実施する。

・要配慮者の避難支援

住民組織による、支え愛マップの作成・更新、避難訓練、見守り活動等の地域防災活動を支援しながら、共助による要配慮者（避難行動要支援者）の避難支援体制を確立する。

③ひきこもりの状態にある人の人権

・相談事業

「とっとりひきこもり生活支援センター」に委託し、相談窓口を設置。当事者や保護者の悩みや思いに寄り添った相談対応を実施。併せて、当事者及び保護者の会を定期的開催。他機関との連携を重点的に取り組む。

・職場体験事業

当事者の状況に応じて、職場体験事業を実施。23名が利用。

令和5年度に整備した中西部の職場体験事業所を本格的に稼働することから、職場体験事業利用者の増加を見込んでいる。

鳥取県人権施策基本方針(第4次改訂)の「施策の基本的方向」に掲げる事項についての前半(R4-5)の評価・実績と後半(R6-7)に重点的に取り組む事項

I 前半の評価・実績

(北朝鮮) 学校及び一般県民向けの講師派遣による学習会において、拉致問題に対する理解や認識を深める教育、啓発を推進するとともにショッピングセンターでミニコンサートを行い、拉致問題に日頃関心のない層に向けても啓発ができた。また、国民のつどいでは、講演者に帰国された拉致被害者の蓮池薫氏を招聘したことで、多くの参加があり大いなる啓発ができたことは成果と考える。

(災害被害者) 避難所における要配慮者に対応するための資機材及び女性・子どもの安全確保に係る資機材の整備について、継続的に市町村を支援した。

(ひきこもり) 委託事業により、相談・職場体験事業などを行うひきこもり者社会参加事業を実施。特に平成31年度から相談件数が増加していることから、相談員の拡充、LINE相談の実施などの体制整備を行うことで、ひきこもり当事者及び保護者に寄り添った対応を行ってきた。

II 後半に重点的に取り組む事項

(北朝鮮) アニメ等の活用も含め、新たな手法を取り入れ、若年層への拉致問題に対する理解や認識を深める教育、啓発を行う。

(災害被害者) 避難所体制の確立・支援や、運営訓練の実施等継続して取り組む。

(ひきこもり) 各市町村においても、相談対応を行う体制が充実しつつあり、また、現在の職場体験事業所以外でもサポートを行うことが必要。委託先以外の他機関との連携により、地域全体での支援体制の整備に取り組む。

鳥取県人権施策基本方針第4次改訂に係る具体的施策の評価（令和5年度）

資料3

■評価基準
 A:既に達成
 B:順調
 C:やや遅れている
 D:遅れている

第2章 人権教育・啓発の推進

I 人権教育

【施策の基本的方向】

(1) 教育活動全体を通じた人権教育の推進 (2) 指導内容・方法の工夫・改善 (3) 教職員に対する研修等の充実

番号	①事業名	②事業の目的	③事業内容	④予算額 (千円)	⑤R5年度実施状況	⑥R5年度 評価	⑦次年度への課題	⑧課題への取組	⑨担当課
1	学校人権教育振興事業	・「鳥取県人権教育基本方針—第3次改訂—」についての周知を行い、鳥取県のめざす人権教育の浸透を図る。 ・県外の先進事例等を学び、人権教育推進に向けて研究協議する。	・「鳥取県人権教育基本方針—第3次改訂—」の周知を図るための研修会等を実施する。 ・各学校、校区等での研修会等へ指導主事が出向き、人権教育及び各人権問題の指導内容・指導方法等について指導・助言を行う。	2,656	・県内の校長会(小中義務教育学校)、教頭会(県立学校)、人権教育委員会、各校における教職員研修等において、「鳥取県人権教育基本方針—第3次改訂—」の周知研修を実施した。 ・上記以外の教職員研修や公開授業等を通して、指導・助言を実施した。	B	児童生徒等に入権教育を通して育みたい資質・能力を抛り所とした参加型の授業実践が十分に浸透しているとは言えない。それ故、PDCAサイクルも観念的なものとなっている実態がある。	「鳥取県人権教育基本方針—第3次改訂—」を踏まえた、より実践的な研修の開催や指導・助言に努める。	人権教育課
2	人権教育実践事業(国事業)	・推進地域・指定校による実践的な研究を行い、人権教育の一層の推進を図る。 ・研究結果得られた成果や課題を全国に普及・啓発することにより、人権教育の推進に資する。	・学校、家庭、地域が一体となって地域全体で人権意識を培うための実践について研究を行う。 ・人権意識を培うための学校教育の在り方について幅広い観点から実践的な研究を行う。	3,648	米子市立湊山中学校を「人権教育研究指定校」として指定し、学校の課題解決に向けた実践的な研究を進めた。	A	・授業研究会や講師招聘以外の場面で関わりが少ない。	年度当初の連絡協議会等を通じて、年間の見通しや学校の課題等を細かに共有することで、学校や地教委との連携を密にし、様々な場面で指導・助言等の支援ができるように努める。	人権教育課
3	県立学校人権教育推進支援事業	・県立学校が自校の人権教育推進上の課題解決に向けて計画・実施する事業に対して支援する。	・すべての県立学校において人権教育推進上の課題解決に向けて計画・実施される事業に対して支援を行う。	1,173	各県立学校において実施された、授業研究会、人権教育講演会、フィールドワーク、教職員研修等を支援した。	A	各学校の計画が学校の課題や児童生徒等に育みたい資質・能力に則して実施されているか検証できていない。	各学校から提出される計画書や報告書の内容をふまえ、より効果的な取組となるように必要に応じて指導・助言を実施する。	人権教育課
4	豊かな人権文化を築く学校づくり事業	・学校・家庭・地域が連携・協働し、豊かな人権文化を築く資質を備えた児童生徒を育成する学校の研究・取組を支援するとともに、「人権教育プログラム集」をはじめとした成果の普及を図る。	・いじめ等の防止の取組を効果的に進めるために、人権教育を総合的に推進する学校を指定し、その研究・取組を支援する。 ・PTA等が企画する研修会等にファシリテーターを派遣するとともに、ファシリテーターの資質・能力の向上を図る。	1,477	事業指定校3校(米子市立明道小学校、倉吉市立河北中学校、三朝町立三朝中学校)において、授業実践や研修会の開催等を通して新たな人権教育プログラムを開発した。	B	学校・家庭・地域が連携・協働しいじめの未然防止等に向けて取り組んだ事業指定校の研究や成果(人権教育プログラムを含む)を全県的に普及すること。	・事業指定校との連携・協働を密にとり、その研究成果(人権教育プログラム以外)を収集・分析し、機会を捉えて他校等への情報発信・普及に努める。 ・人権教育プログラムのブラッシュアップ及び活用に努め、活用効果を検証する。	人権教育課
5	人権教育アドバイザー事業	鳥取県人権教育アドバイザーを委嘱し、市町村の社会教育における人権教育行政の実情を把握し、諸課題の解決のために助言を行う。	委嘱を受けた鳥取県人権教育アドバイザーは、鳥取県教育委員会教育長や市町村の要請により、人権教育の推進にかかわる事項について助言を行う。また、適切な助言に資するため、県内外の研修会等に鳥取県人権教育アドバイザーを派遣する。	1,196	人権教育アドバイザー会議を実施し、県の事業等の共通理解を図った。また、市町村社会教育における人権教育推進に関する調査を実施して各市町村の課題等を理解し、東部地区及び中部地区については合同研究協議会を開催して課題解決に向けた助言等を行った。	A	市町村の課題をより理解するとともにその解決に資するよう人権教育アドバイザーが活躍する場面を増やしていくこと。	市町村社会教育における人権教育推進に関する調査をより詳細に分析するなどして、市町村の課題解決に向けアウトリーチ型の支援も実施していく。	人権教育課
6	社会人権教育振興事業	県内の社会人権教育活動の充実を図るため、関係する団体への支援を行う。	・「人権尊重社会を実現する鳥取県研究集会」の開催や、各市町村単位で組織された「人権教育推進協議会」の活動を支援する団体に対して、運営費を助成する。	4,829	「人権尊重社会を実現する鳥取県研究集会」開催に向けて、運営費を助成するとともに、計画や運営等においても協力した。	A	「人権尊重社会を実現する鳥取県研究集会」の開催に向け、市町村等の特に人的な協力を得にくい状況にある。	関係団体の課題解決に向け、必要に応じて助言や支援をしていく。	人権教育課

II 人権啓発

【施策の基本的方向】

(1) 効果的な啓発・情報提供 (2) 効果的な啓発手法

番号	①事業名	②事業の目的	③事業内容	④予算額 (千円)	⑤R5年度実施状況	⑥R5年度 評価	⑦次年度への課題	⑧課題への取組	⑨担当課
7	差別と偏見のない社会づくり推進費（企業トップセミナー）	鳥取県人権尊重の社会づくり条例に則り、お互いの人権が尊重され、誇りを持って生きることができる差別と偏見のない人権尊重の社会づくりを推進する。	・企業市町村トップセミナーを開催し、企業トップ等の人権意識の向上を推進	1,068 269	企業、市町村等を対象とした正しい知識の普及啓発のための人権研修の開催 ①人権・同和問題講演会を開催 講師：内田龍史氏（関西大学教授） 参加人数：170人 ②境港商工商工会議所内にて開催 講師：藤井則房氏（鳥取地方法務局人権擁護課長） 参加者：境港商工会議所会員8名 ③倉吉商工会議所内にて開催 講師：藤井則房氏（鳥取地方法務局人権擁護課長） 参加者：倉吉商工会議所会員8名	B	多くの県民や企業トップの方に研修に参加していただけるよう、アンケート結果を考慮したテーマの選定や実施方法、時期及び周知方法について、関係機関と連携して積極的に取り組むことが必要。	ビジネスと人権などの人権施策を推進するにあたり、企業トップ等を対象とした啓発に取り組むことが有効と考えられることから、引き続き商工団体等との連携を密に行いながら、企業トップ等への啓発を図り、人権尊重の社会づくりを推進する。	人権・同和対策課
8	人権啓発教育事業	人権が尊重される社会づくりを推進するため、各種啓発事業を実施し、市町村や県民等が行う人権意識の高揚を図る取組を支援する。	○人権啓発活動事業 ・人権情報誌「ふらっと」年2回発行（県人権文化センターに委託） ・ガイナレ鳥取と連携した啓発活動 ・鳥取地方法務局、鳥取県人権擁護委員連合会等と連携し「人権フェスティバル」実施 ○人権研修推進事業 県職員人権研修実施	17,446 16,510	<人権啓発活動> ○人権情報誌「ふらっと」の発行 国や県の人権施策の周知や様々な人権問題をテーマにした人権情報誌の発行（10月及び2月） ○ラジオCM 20秒CMを3本作成し、年間70回を放送 ○ガイナレ鳥取と連携した啓発 人権メッセージ動画の作成とSNSを活用した啓発 ○みんなの人権フェスティバルの開催 12月9日（土）米子コンベンションセンターで開催 参加者数300名 <人権研修の推進> ○所属長及び人権推進員を対象とした研修 VOD配信を活用した研修の実施 ○単位制研修 月2回程度、指定人権講座を指定・通知して、職員の人権研修受講を促している。 <県民等との協働による人権啓発> 委託契約2事業	B	・その時々で啓発すべき人権課題や新しい制度について、ラジオや情報誌をうまくつかって啓発することができたが、啓発効果がありみられないものがあったので、別の啓発方法の検討が必要。 ・近年職員研修の受講率の低下が見受けられるため研修計画を見直す必要がある。	・効果的な啓発につながるように、いま最も啓発しなければならない課題、その時期を見極める。 ・単位制研修の受講には、休日を利用しての受講など大きな努力となるため、県庁講堂にてランチタイム研修会を企画する。 ・各月に設定される何らかの月間に合わせた内容とすることで、より効果的な研修とすることを目指す。 ・NPOの全ての団体に委託事業及び補助事業の案内通知を昨年度と同様に早めに発出、募集開始し、各市町村やNPOと関わりのある部所を通してこの事業について、重ねて周知していく。	人権・同和対策課
9	企業内人権啓発相談員の設置及び推進員研修会の実施	事業所における公正な採用選考システムの確立と同和問題等の解決のために必要な知識、理解及び認識を深める。	・企業内人権啓発相談員による県内企業への推進設置の働きかけ ・公正採用選考人権啓発推進員研修会の開催（年3回）	1,960	・推進員未設置の企業への推進員設置の働きかけや公正採用選考人権啓発推進員未受講の企業に対し推進員設置の働きかけを行った。 ・公正採用選考人権啓発推進員研修会を対面とオンライン方式で計3回実施し、計844事業所が受講した。	B	対面での研修会だけでなく、オンラインも併用しつつ、なるべくすべての事業所への受講を促す必要がある。	企業内人権啓発相談員による働きかけを行いながら、引き続き研修会を開催していく。	雇用・働き方政策課
10	企業内支援者スキルアップ研修	企業内での支援体制を強化し、障がい者の職場定着・離職防止を進める。	障害者職業生活相談員など企業内の支援者の能力強化を図るため、研修を実施する。	200 180	企業内支援者研修会を1回、対面及びオンラインのハイブリッド方式で実施し、27名が受講した。	B	企業内支援者のスキルアップを図り、職場定着を図る。	多くの企業の企業内支援者に受講を促す。	雇用・働き方政策課
11	鳥取県中小企業労働相談所（みなくる）による社内研修講師派遣や労働セミナーの実施	労使間トラブルの未然防止や適切な労務管理の推進を支援する。	・企業が行う社内研修（ハラスメント、メンタルヘルスケア等）への講師派遣 ・労働者・経営者向けの労働関係法令セミナーの開催	1,939	・企業への社内研修講師派遣を55社に行った。（R6.1末時点） ・労働関係法令セミナーを12回実施し、計292名が参加した。	B	ハラスメント防止等研修の重要性はあることから、引き続き利用を呼びかけていく必要がある。	継続して講師派遣及びセミナーを開催していく。	雇用・働き方政策課

第3章 差別実態の解消に向けた施策

【施策の基本的方向】

1 差別のない社会づくりの推進 2 差別解消に向けた施策の検討

番号	①事業名	②事業の目的	③事業内容	④予算額 (千円)	⑤R5年度実施状況	⑥R5年度 評価	⑦次年度への課題	⑧課題への取組	⑨担当課
12	差別と偏見のない社会づくり推進費（差別事象検討小委員会）	鳥取県人権尊重の社会づくり条例に則り、お互いの人権が尊重され、誇りを持って生きることができる差別と偏見のない人権尊重の社会づくりを推進する。	差別事象検討小委員会を開催し、県内で発生した差別事象の実態を把握し、啓発や支援施策等の対応を検討する	184	差別事象検討小委員会を1回開催し、市町村等から報告のあった差別事象について、委員の意見を伺った。	B	差別事象検討小委員会で委員から出された意見をふまえて、全県的な啓発等の取組について検討が必要。	差別事象検討小委員会の委員意見を同和対策協議会に報告することとしたので、この中でも啓発等の取組について検討を行う。	人権・同和対策課

第4章 相談支援体制の充実

【施策の基本的方向】

1 相談機能の充実 2 救済制度の確立の国への要望

番号	①事業名	②事業の目的	③事業内容	④予算額 (千円)	⑤R5年度実施状況	⑥R5年度 評価	⑦次年度への課題	⑧課題への取組	⑨担当課
13	差別と偏見のない社会づくり推進費(相談ネットワーク)	鳥取県人権尊重の社会づくり条例に則り、お互いの人権が尊重され、誇りを持って生きることができる差別と偏見のない人権尊重の社会づくりを推進する。	県内3か所の人権相談窓口、人権局に「こどもいじめ人権相談窓口」を設置し相談者に寄り添った支援を行うとともに、専門相談員(弁護士)による相談会、ネットモニタリング等を実施	3,188	・人権相談件数 1058件(6.2末現在) ・こどもいじめ相談件数20件(6.2末現在) ・ネットモニタリング削除件数:30件(5.2末現在)	B	・ネットモニタリングにかかる削除依頼を行う市町村数の増を図る。	・市町村においてネットモニタリング現地研修を継続して実施する。	人権・同和対策課
14	地域生活支援事業(相談支援体制強化事業)	障がい者等が地域で自立した日常生活又は社会生活を営むことのできる相談支援体制を整備するため、市町村域を超えた広域的な支援を行う。	相談員研修会の開催、市町村の相談支援体制を活性化させるためのアドバイザー派遣、鳥取県地域自立支援協議会運営事業等	6,634	身体障害者相談員及び知的障害者相談員を対象とした研修会を実施したほか、相談支援専門員の配置に係る経費を補助した(市町村間接補助)。また、地域の相談支援体制の活性化を図るためアドバイザーを派遣し、技術助言等を行った。	B	更なる、市町村の相談支援体制の充実を図ることが必要。	引き続き、事業を実施していく。	障がい福祉課

第6章 共通して取り組む重要施策

2 ビジネスと人権

【施策の基本的方向】

(1) 企業の取組の推進 (2) ハラスメント防止等の推進 (3) 労使間の問題解決支援 (4) 新たな人権課題への対応

番号	①事業名	②事業の目的	③事業内容	④予算額 (千円)	⑤R5年度実施状況	⑥R5年度 評価	⑦次年度への課題	⑧課題への取組	⑨担当課
15	企業内人権啓発推進事業	事業所における公正な採用選考システムの確立と同和問題等の解決のために必要な知識、理解及び認識を深める。	・事業所における同和問題等啓発の体制づくりの取組として、公正採用選考人権啓発推進員の設置、推進員研修の受講、公正な選考システムの確立、推進計画の策定などを実施する。 ・公正採用選考人権啓発推進員を対象とした公正採用選考人権啓発推進員研修会を開催する。	1,960	・推進員未設置の企業への推進員設置の働きかけや公正採用選考人権啓発推進員未受講の企業に対し推進員設置の働きかけを行った。 ・公正採用選考人権啓発推進員研修会を対面とオンライン方式で計3回実施し、計844事業所が受講した。	B	対面での研修会だけでなく、オンラインも併用しつつ、なるべくすべての事業所への受講を促す必要がある。	企業人権啓発相談員による働きかけを行いながら、引き続き研修会を開催していく。	雇用・働き方政策課
16	【再掲】11 鳥取県中小企業労働相談所(みなくる)による社内研修講師派遣や労働セミナーの実施	②~⑧ 【再掲】11	-	-	-	-	-	-	雇用・働き方政策課
17	とっとりSDGs企業認証推進事業	都道府県レベルで全国初となる「とっとりSDGs企業認証」について、県内企業の認証取得支援を行うとともに、認証企業のさらなる経営展開に向けた資金調達やパートナーシップ構築などの取組支援を進め、投資家やサプライチェーン、働く人、社会等から選ばれる企業への転換を促すなど県内企業の価値向上を図る。	「とっとりSDGs企業認証」の第2回公募を実施するとともに、認証取得を目指す企業への専門家の伴走支援やセミナー等によるSDGs経営転換支援を実施する。認証取得企業については更なるSDGs経営の推進に向け、取組経費の補助や県内外企業とのマッチング支援等を引き続き実施する。認証項目には労働者の人権への配慮も含まれており、本制度により企業の人権意識の醸成に繋げる。	15,580 11,449	「とっとりSDGs企業認証」の第2回公募を行い、令和5年7月に16社を認証した。認証企業のさらなるSDGs経営の推進を支援するとともに、これから認証取得を目指す企業を対象にセミナーやワークショップを実施した。	B	認証取得企業及び認証取得を目指す企業の増加	SDGs経営転換に向けたセミナー・ワークショップの開催、認証企業の事例紹介、SDGs感度の高い学生との共創などにより、制度と認証企業の認知度向上を図る。	商工政策課

3 デジタル社会における人権

【施策の基本的方向】

(1) 教育・啓発の推進 (2) 相談支援体制の充実 (3) インターネット上での人権侵害行為への対応 (4) 青少年の健全な育成のための環境整備 (5) 新たな人権課題への対応

番号	①事業名	②事業の目的	③事業内容	④予算額 (千円)	⑤R5年度実施状況	⑥R5年度 評価	⑦次年度への課題	⑧課題への取組	⑨担当課
18	鳥取県子どものインターネット利用教育啓発推進協議会事業	子どもたちの電子メディア機器とのよりよい付き合い方に関する教育啓発を、官民連携組織により、企画・実施する。(委託先:鳥取県子どものインターネット利用教育啓発推進協議会)	・鳥取県子どものインターネット利用教育啓発推進協議会の運営 ・電子メディアとの付き合い方を子ども・保護者・学校で学べる学習ノートの作成・配布 ・電子メディアとの適切な付き合い方を学ぶための講座・啓発イベントの開催 ・SNSトラブルから子どもを守る取組(SNSトラブル防止標語「とりのからあげ」の県全体への普及等)	1,549	・子どもたちの電子メディア機器とのよりよい付き合い方に関する教育啓発を、官民連携組織により企画・実施した。(協議会の開催:年2回) ・電子メディアとの適切な付き合い方を子ども・保護者・学校で学べる「電子メディアとの付き合い方学習ノート」を作成し、全学校に配布した。(小1~小3用、小4~小6用、中・高校生用の3種。合計64,800部作成) ・1人1台端末時代のネットルールについて子どもと大人で考える「青少年のインターネット利用環境づくりフォーラム」(主催:こども家庭庁)を鳥取県子ども家庭部 家庭支援課等と共同で開催した。(68名参加) ・県内の大型商業施設や市町村が主催するイベントにブースを設置し、「とりのからあげ」を啓発するグッズを配布したり、缶バッジづくり等のワークショップを開催した。	B	・SNS等での誹謗中傷や不適切動画の発信・拡散が社会問題となっていることから、啓発の方法を工夫して実施する必要がある。	・電子メディアとの適切な付き合い方を学ぶ講座を引き続きPTA等の関係機関と連携して取り組む。	社会教育課
19	鳥取県インターネット問題予防対策事業	情報モラル・メディアリテラシー・デジタル・シティズンシップ等の指導ができる民間の専門人材を学校へ派遣し、ネット依存や人間関係のトラブルといったインターネットの過剰利用による問題の発生を学校全体で予防する。	鳥取県デジタル・シティズンシップエデュケーターを学校へ派遣し、児童生徒への授業と教職員研修・保護者研修を行う。また、メディアリテラシー等の指導ができる者の育成を図るため、養成講座を実施する。	1,004	・情報モラル等について指導ができる専門人材「デジタル・シティズンシップエデュケーター」を学校へ派遣し、児童生徒への啓発授業と教職員研修を実施した。(派遣実績(2月末時点):39校) ・全3回の養成講座を実施し、新たに2名の「デジタル・シティズンシップエデュケーター」を養成した。	B	・GIGAスクール構想により、児童生徒が学校教育で1人1台の端末を使用するようになり、学校や保護者からメディアリテラシーやデジタル・シティズンシップ等の研修希望が増えてきているため、要望に柔軟に対応していけるよう専門人材の育成を継続していく必要がある。	・新たなデジタル・シティズンシップエデュケーターを育成するため、養成講座を実施する。	社会教育課
20	インターネットとの適切な接し方教育啓発講師派遣事業	子どもの健全育成を行うNPOに委託し、保護者や地域住民への啓発活動を行う。	・ケータイ・インターネット教育推進員派遣(幼稚園・保育所等の保護者研修会等への講師派遣) ・ケータイ・インターネット教育推進員研修(派遣する講師の育成) ・乳幼児の保護者向け啓発活動(啓発チラシを作成し、幼稚園・保育所等へ配付)	1,927	・「ケータイ・インターネット教育推進員」をPTA研修会等に派遣し、未就学児の保護者や指導者に対して、電子メディア機器への接触による影響や電子メディアを使わないコミュニケーションについての理解促進を図った。(派遣実績(2月末時点):32件)	B	・電子メディア利用の低年齢化が進んでいることから、乳幼児期の保護者に対する啓発に注力する必要がある。	・幼児期の保護者を対象に、電子メディアによる子どもの発達への影響についての出前講座を実施する他、保護者のニーズに応じて「体験的な遊び」についての講座も実施する。	社会教育課
21	子どもたちを守るためのネット/パトロール事業	インターネット上の誹謗中傷、犯罪被害等から子どもたちを守るため、インターネット上の児童生徒の書き込みに対する監視をする。	月10回程度インターネット上の児童生徒の書き込みに対する監視を行い、問題と思われる事例が発見された場合、市町村教育委員会や県立学校等に情報提供する。	1,091	子どもたちを守るためのネット/パトロール業務として外部委託し、問題と思われる事例については報告があり、必要に応じて市町村教育委員会や県立学校等に情報提供を行った。	B	委託先より報告された書き込みについて、関係機関へ迅速に情報提供する。	県教育委員会関係課と連携し情報モラル教育を推進していく。	いじめ・不登校総合対策センター
22	【再掲】13 差別と偏見のない社会づくり推進費(相談ネットワーク)	②~⑧ 【再掲】13	-	-	-	-	-	-	人権・同和対策課

4 個人情報の保護と人権

【施策の基本的方向】

(1) 個人情報の適切な管理等の推進 (2) マイナンバー制度や本人通知制度の周知

番号	①事業名	②事業の目的	③事業内容	④予算額 (千円)	⑤R5年度実施状況	⑥R5年度 評価	⑦次年度への課題	⑧課題への取組	⑨担当課
23	情報公開・個人情報保護制度実施事業	・令和5年4月1日施行の改正個人情報保護法による個人情報保護制度の円滑な運用を行うとともに、より一層の制度通知を行い、職員等の意識啓発に努める。 ・県民等の個人情報を適正に収集、利用、提供、管理したり、個人情報の開示請求等を受け、適切に開示等を行うこと等により、県民の権利利益の保護を図る。	・開示請求への適正な対応 ・個人情報についての研修、指導、相談、協議等 ・個人情報適正管理実地検査の実施 ・個人情報ファイル簿の整備、閲覧 ・行政機関等匿名加工情報の作成、提供	1,630 1,224	保有個人情報に係る開示請求に対する開示決定等を適正かつ遅滞なく実施するとともに、個人情報の漏えい事故を防止するための職員研修、実施検査等を計画どおり実施した。	B	改正個人情報保護法の地方公共団体への直接適用に伴う諸課題を随時整理・解決していくとともに、同法の適正かつ安定的な運用のために必要な安全管理措置等を適切に講じていく必要がある。	改正個人情報保護法に対応する事務取扱要綱を定めたところであり、新事務の周知・定着に引き続き努めていくとともに、職員研修等を集中的に実施する。	県民参画協働課 県民課

5 ユニバーサルデザインの推進

【施策の基本的方向】

(1) 教育・啓発の推進 (2) カラーUDの推進 (3) 関係機関等との連携 (4) 公共施設等のUD化の推進

番号	①事業名	②事業の目的	③事業内容	④予算額 (千円)	⑤R5年度実施状況	⑥R5年度 評価	⑦次年度への課題	⑧課題への取組	⑨担当課
24	人権啓発教育事業(人権教育事業・ユニバーサルデザイン出前授業)	誰もが暮らしやすい社会づくりの担い手としての自覚と実践力を培う。	県と学校が協力し、UD(カラーUDを含む)に関する学習に加え、障がい者や高齢者への向き合い方(疑似体験やマナー)等に関する学習を実施する。	470	・県内小中学校等11校においてUD出前授業を実施した。	B	将来世代へUDの視点を継いでいく必要がある	引き続き、小中学校での出前授業や、出前説明会に取組む	人権・同和対策課
25	とっとりUD施設普及推進事業	建築物のバリアフリー化をソフト面とハード面の両側から進めることにより、障がい者、高齢者等が社会参画しやすいまちづくりを進める。	・バリアフリー化を行う民間建築物の建築主に対して、市町村と協調し整備に係る費用を助成する。 ・公共施設及び民間施設へのとっとりUDアドバイザー派遣制度の利用及び施設認証取得について働きかけ、UD施設の普及啓発を図る。	18,637	令和5年3月に運用を開始した「とっとりUDマップ」により、バリアフリー施設情報などを掲載し、様々な条件で検索できる機能を備えることでバリアフリー整備の情報を知りやすく提供している。また、WEB広告、WEBマガジン、テレビ放送、チラシ・ポスターの配布等を通じてPRを行った結果、年間累計アクセス件数は、令和6年2月末時点で43,110件となった。また、UD認証制度についてもチラシ・ポスターを作成し啓発を行った。	B	・前年度に引き続き、公共施設及び民間施設の改修や新築、増築時にはUDアドバイザーの派遣及びUD施設認証の取得について働きかける必要がある。特に民間施設については認証実績・予定が無い民間施設所有者へ制度周知を図る必要がある。 ・とっとりUDマップの利便性向上のため、利用者及び登録事業者を増加させるため、普及を図っていく必要がある。	・令和5年度に作成した「とっとりUD認証制度」&とっとりUDマップのチラシ等を活用し、制度の周知を図っていく。 ・確認申請等の申請窓口にチラシを設置し、周知を図る。 ・UD施設認証の対象である特別特定建築物の確認申請があった時に制度の内容を伝える。	住宅政策課

第7章 分野別施策の推進

1 同和問題(部落差別)

【施策の基本的方向】

(1) 教育・啓発の推進 (2) 隣保館における相談支援体制の充実 (3) 就労の支援 (4) 差別事象等への対応 (5) 関係団体との連携

番号	①事業名	②事業の目的	③事業内容	④予算額 (千円)	⑤R5年度実施状況	⑥R5年度 評価	⑦次年度への課題	⑧課題への取組	⑨担当課
26	部落差別解消推進事業	部落差別問題をはじめとする人権課題の解決に向け、鳥取県同和对策協議会等と連携し具体的施策に取り組む。	・部落差別解消推進に係る啓発広報 ・宅地建物取引上の人権問題解決に向けたアクションプランに基づく、宅建業者や県民に対する宅地建物取引上の人権問題に係る啓発活動 ・隣保館相談支援強化アドバイザー派遣 ・隣保館の相談支援機能強化を図るため、各分野のアドバイザーを派遣し、必要な助言等を行う ・隣保事業ソーシャルワーカー養成研修会 地域の隣保事業を牽引するリーダー的な役割を果たす隣保事業ソーシャルワーカーを育成する	6,363 6,163	○啓発広報 ・マンガを活用した広報の実施 部落解放月間(7月10日から8月9日)に合わせて、若年層へのPRを狙い、マンガを活用したポスター、リーフレット等を作成し、広報啓発を行った。 ・人権・同和問題講演会を開催した。(開催日:8月1日、場所:倉吉未来中心小ホール、参加人数170人) ・身元調査お断り運動のリーフレットを市町村等関係機関に配布し周知を呼びかけたほか、タウン誌、ケーブルテレビでの啓発活動を新たに行った。 ○隣保館相談支援機能強化事業の実施(鳥取県隣保館連絡協議会に委託) ・差別事件の検討と心理的ケア、相談支援の具体的な方法等に地域支援のアドバイザーを派遣し助言を行った。(18回) ・第5回隣保事業全国研究交流大会開催(1月15日～16日) 鳥取市高齢者福祉センターを主会場とし、会場+オンライン配信により開催。(参加者延べ322人) ○隣保事業ソーシャルワーカー養成研修(2月13日～2月17日)受講者15人、修了者2人	B	○啓発広報 ・部落解放月間中の人権・同和問題講演会、ポスター、リーフレットの作成・配布のほか、タウン誌等県民に身近な媒体を活用した啓発広報を行っていく。 ・現在も市町村役場等に同和地区(被差別部落)かどうかを問い合わせる事象等が後を絶たない。 ・インターネット上の書き込みは削除が困難であるだけでなく、被害が深刻なものになりやすい。 ○隣保館相談支援機能強化 ・「困りごと調査」の結果から、様々な生活課題や差別の問題(困りごと)を抱えている方に相談支援や必要なサービスが届いていないことが明らかになっており、困りごとの解消に向けた取組を進めることが必要。 ・隣保館は、生活相談員の削減等によって人員が不足しており、家庭訪問等による地域住民の困りごとの把握を行うことが困難な状況となっている。	○啓発広報の充実 ・部落解放月間中の人権・同和問題講演会、ポスター、リーフレットの作成・配布のほか、タウン誌等県民に身近な媒体を活用した啓発広報を行っていく。 ・ネット上での部落差別に関する書き込みが後を絶たないことから、差別書き込みに係る啓発広報を実施する。 ・現在も市町村役場等に同和地区(被差別部落)かどうかを問い合わせる事象等が後を絶たないことから、偏見や差別に基づいて行われる土地差別・身元調査を防止するための啓発活動を強化する。 ○隣保館相談支援機能強化 ・市町村が一体となって住民の困りごとの把握と包括的な相談支援を行えるよう、課長会議等の場を活用して重層的支援体制整備事業の実施及び実施体制の中に隣保館を位置づけるよう働きかける。 ・重層的支援体制整備事業を実施する予定のない町に対しては、鳥取県隣保館連絡協議会に委託実施している隣保館相談支援強化アドバイザーを派遣し、困りごと解消に向けた取組を行うとともに、好事例等を横展開する。 ・部落差別による心の傷を負われた方へのケアのうち、専門家の対応が必要な場合は臨床心理士等によるケアを実施する仕組みを検討する。	人権・同和対策課
27	【再掲】15 企業内人権啓発推進事業	②～⑧ 【再掲】15	—	—	—	—	—	—	雇用・働き方政策課

2 男女共同参画に関する人権

【施策の基本的方向】

- (1) 教育の推進 (2) 啓発・支援体制の充実 (3) 性別に関係なく、誰もが能力を発揮できる職場環境づくりの推進
 (4) 女性の政策・方針決定過程への参画の推進 (5) 男性の家庭生活・地域生活への参画促進 (6) あらゆる暴力の根絶

番号	①事業名	②事業の目的	③事業内容	④予算額 (千円)	⑤R5年度実施状況	⑥R5年度 評価	⑦次年度への課題	⑧課題への取組	⑨担当課
28	女性活躍に取り組む企業支援事業	誰もが働きやすい職場環境づくり、女性の人材育成や就業継続に向けた取組など、企業における女性活躍を推進するための取組を促進する。	企業における女性活躍を推進するため、積極的に女性の人材育成や管理職登用を行う企業を支援する。 ・企業経営者向け研修の実施 ・業種ごとの女性管理職登用に関する課題の洗い出しや専門家派遣等の伴走支援を実施するとともに、女性従業員の採用から育成、管理職登用までの取組を発信 ・企業の女性活躍推進に向けた取組を助成	4,476	・県内企業の経営者向けに、女性活躍を推進する上での新たな課題(男性従業員の育児休業取得促進、従業員の更年期問題)に関する研修を開催した。 ・「女性活躍に取り組む企業支援補助金」により、企業の環境整備や人材育成等の取組を支援した。 ・社会保険労務士等派遣による企業支援を行った。	B	働きやすい職場環境整備、女性管理職登用の促進	・女性の活躍促進に向けて時宜を得た課題について県内企業の経営者に認識を深めていただく機会を提供する。 ・企業への働きやすい環境整備等への補助金による支援を通じて、誰もが安心して働きやすい職場環境づくりを進める。	女性応援課
29	家族の笑顔をつくる家事シェア・家事負担軽減促進事業	誰もが地域や職場など様々な場できいざいと活躍できる社会を目指し、家事、育児、介護等の負担が女性に偏りがちな状況を解消するため、男性の家事等への参画を促進する。	家庭内の家事分担を進めるきっかけとなる情報発信・普及啓発により、男性の家事・育児・介護等への参画を促進する。 ・島根県と連携した広域的な情報発信 ・家事シェアのきっかけとなる「家事シェア手帳」や、日ごとに家事分担を書き記すことができる「家事シェアボード」を活用した啓発の実施	2,150	・島根県と連携して、家事シェアや男性の家事等への参画を当たり前のこととして捉え応援する機運を醸成するためのキャンペーンを実施し、地元テレビ局によるミニ番組制作、web広告、ポスター掲示等多様な媒体による広報を実施した。(11/1～11/30) ・夫婦の家事分担を話し合うきっかけとなる家事シェア手帳を市町村窓口にて婚姻届出時に配布した。	B	更なる男性の家事・育児・介護等への参画促進	・島根県と連携した普及啓発キャンペーン、地元テレビ局と連携した情報発信を継続して実施する。	女性応援課
30	男女共同参画センター費	男女共同参画センター「よりん彩」において、男女共同参画推進の活動拠点として、更なる男女共同参画への理解促進を図る。	男女共同参画センター「よりん彩」において、情報提供、相談事業等を実施するほか、男女共同共同参画の普及啓発や推進活動の中核となる人材の育成や団体への支援等を行う。	16,401	・図書や行政資料等の収集・貸出やパネル展示等により、男女共同参画推進に関する情報を幅広く伝える取組を行った。 ・専任相談員や臨床心理士、弁護士等による相談対応を行った。 ・活動団体、自治会、事業所等が実施する男女共同参画に関する講座等の開催に対する支援を行った。 ・家庭、地域、職場等で男女共同参画を推進する人材を育成する講座、相談業務等に関わる人材の資質向上を図る講座を実施した。 ・男女共同参画への理解を深めるためのセミナー、出前講座等を実施した。 ・令和4年度に開催された「日本女性会議2022in鳥取くらし」のレガシーイベントとして「次世代につなぐ未来づくりフォーラム」を開催した。 ・不安や困難を抱える女性を支援するため、本当に支援が必要な人に支援制度等の必要な情報を届けた。悩みや不安を抱える方を行政の相談窓口につなげていく取組を行った。	B	・男女共同参画社会実現位武重活動する個人や団体の高齢化 ・よりん彩利用団体の固定化 ・国において男女共同参画社会基本法の改正(男女共同参画センターに関する規定の創設等)が検討されている。	・団体の掘り起こしや若者世代とのコラボ、市町村との連携強化を継続して行うことにより、活動主体の裾野を広げていくほか、利用団体の多様化を図る。 ・法改正動向等について市町村等と情報共有、意見交換等を行い、必要対応を検討していく。	女性応援課 男女共同参画センター
31	男女共同参画社会づくり推進事業	鳥取県男女共同参画計画の進行管理及び着実な取組を推進する。	男女共同参画の推進のため、市町村や関係団体との連携、県及び市町村の男女共同参画の取組状況の公表、専門員の訪問等による企業における男女共同参画の取組促進、若い世代への普及啓発等に関する取組を行う。	4,450	・鳥取県男女共同参画審議会を開催し、「鳥取県性にかかわらず誰もが共同参画できる社会づくり計画」(計画期間:令和3年度～令和7年度)の進行管理及び着実な推進に取り組んだ。 ・県及び市町村の男女共同参画の取組状況を取りまとめて公表し、広く発信した。 ・関係機関等との連携や、専門員による働きかけにより、誰もが働きやすい職場づくりに取り組む鳥取県男女共同参画認定企業が着実に増加した。	B	・現状の課題や社会情勢の変化などを踏まえた、計画に基づく男女共同参画社会の実現に向けた取組の推進 ・企業における男女共同参画の取組促進	・引き続き、男女共同参画白書及びマップにより県及び市町村の男女共同参画の取組状況を発信するとともに、関係団体等と意見交換しながら計画の進行管理と着実な推進に取り組む。 ・次期計画策定に向け、あらためて現状把握等を行う。 ・専門員による新規開拓やきめ細かなフォローアップ、関係機関や市町村等との連携により、企業の取組を促進する。	女性応援課

32	笑顔でつなぐ女性活躍推進事業	令和4年10月の「日本女性会議2022in鳥取くらし」開催及び、当会議を契機に本県が行った「鳥取県「女性活躍 夢ある未来Smile(スマイル)宣言」を踏まえ、女性がいきいきと活躍できる社会づくりに向けた取組を促進する。	「鳥取県「女性活躍 夢ある未来Smile(スマイル)宣言」を実効的なものとするため、女星活躍とつとり会議を開催し、「第2次鳥取県女性活躍推進計画」の改訂に2つにわたって、男女共同参画理念の次世代への継承を目的としたイベントや女性のキャリア形成研修、固定的役割分担意識の解消のためのセミナー等を実施する。	12,532	・令和4年度に開催した「日本女性会議2022in鳥取くらし」と同イベントを契機に県が行った「鳥取県「女性活躍 夢ある未来Smile(スマイル)宣言」を実効的なものとするため「第2次女性活躍推進計画」を改訂した。 ・「日本女性会議2022in鳥取くらし」開催1周年を記念し、若者参加型のシンポジウムを開催し、幅広い年齢層におけるジェンダー平等に関する機運醸成を図った。 ・小中学校や大学と連携して、女性の入職が少ない分野(建設業、情報通信業等)で働く女性を講師に、キャリア形成に関する講座を実施した。 ・県内企業における女性管理職登用にに向けた業種ごとの課題の解消に向け、モデル企業への専門家派遣等による伴走支援を実施した。 ・県内で活躍している女性ロールモデルを年間を通じて新聞等で発信した。 ・女性従業員のキャリア形成:スキルアップを支援するため、女性リーダー育成セミナーや情報通信分野における就業促進をテーマにした講座、働く女性同士のネットワークづくりを進めるための支援を行った。 ・県内企業の経営者や県民向けにワーク・ライフ・バランスの促進やアンコンシャス・バイアス解消に向けた研修を開催し、意識醸成と実践の促進を図った。	B	・男女共同参画の取組の次世代への継承 ・管理職を目指す女性の裾野の拡大とキャリア形成支援 ・ネットワーク活動の継続的実施と拡大	・団体の掘り起こしや若者世代とのコラボ、市町村との連携強化を継続して行うことにより、活動主体の裾野を広げていくほか、利用団体の多様化を図る。 ・研修等により女性のキャリア継続・形成を支援するとともに、今年度構築されたネットワークを継続支援するなどして、管理職を目指す段階にいる女性の掘り起こしやキャリア形成に向けた意識醸成等を後押しする。 ・企業経営者や県民に対し、ワーク・ライフ・バランスやアンコンシャス・バイアスへの理解と解消を促進するための働きかけを行う。	女性応援課
33	産前産後のパパママほっとずっと応援事業(新米パパに贈る子育て教室)	医療機関や市町村、家族にも相談できず、孤立・孤独感を感じている妊産婦の不安を解消を図るため、実践を通じて父親の育児参画の必要性を周囲に促すことのできる先輩パパを養成する。	出産を控えた父親に対して、沐浴・妊婦体験・赤ちゃん人形だっこなどの体験に併せて、母親の抱える不安や父親に求められる意識、育児休業や里帰り出産など出産前に行うことのできる事前の準備などを伝える教室を開催する。	765	・鳥取県助産師会に委託し、新米パパに贈る子育て教室を計12回実施。	B	・企業(経営者・人事担当者)向けの取組と複合的に実施する必要がある。	・企業の取組としての参加者を増やすため、商工会議所連合会等関係機関と協力して事業案内を行う。	家庭支援課
34	DV被害者等総合支援事業	DV被害者等の保護及び自立支援を行う。	関係機関の職員を対象とした研修、DV防止啓発を目的とした街頭キャンペーン、DV被害者更生のための電話相談窓口の設置等を実施し、DV被害者の保護及び支援体制の強化を図る。支援を行う民間団体等を対象に、一時保護のための借間の家賃や一時保護解除後の自立支援に係る初期費用など支援に係る経費、DV被害者等に対する先進的・専門的な取組に係る経費を補助する。ステップハウスの管理運営及び被害者の自立支援を、社会福祉法人に委託して実施する。	31,871	・関係機関の職員を対象とした研修、DV防止啓発を目的としたパネル展示、DV加害者更生のための電話相談を実施した。 ・支援を行う民間団体等を対象に、一時保護のための借間の家賃や一時保護解除後の自立支援に係る初期費用など支援に係る経費、DV被害者等に対する先進的・専門的な取組に係る経費を補助した。ステップハウスの管理運営及び被害者の自立支援を、社会福祉法人に委託して実施した。	B	・DV加害者更生のための電話相談件数が例年と比べ少なかったため、窓口の周知を図る必要がある。また、加害者電話相談対応が可能な相談員の養成を行う必要がある。	・DV加害者電話相談窓口を周知するチラシの作成、配布やDV加害者電話相談員研修を実施する。	家庭支援課
35	鳥取県DV予防啓発支援員活動事業(人権教育課による人権学習講師派遣事業の一つ)	若年者(高校生等)に対して、DVについて正しい知識、対応方法や男女が対等でお互い人権を尊重しあう関係を学び、DV被害者や加害者にならないようにするためにデートDV防止普及啓発のための学習会等を実施することにより、DVを予防し暴力のない社会を目指す。	DV予防啓発支援員(以下、「支援員」という。)を養成して学校等のデートDV予防学習会や地域等のDV予防研修会に講師として派遣し、啓発活動を行う。	2,417 2,262	デートDV予防学習会を中学校8校、高校18校、特別支援学校4校、専修学校1校、高等専門学校1校で実施し、約3700人の生徒が学習会を受講した。正しい知識や相談窓口など、必要かつ適切な情報を生徒に提供する機会となっている。	B	学校の授業の枠組みでクラス単位で学習会を提供するため、平日中の講師派遣となるが、実際に派遣に協力可能な支援員数は、近年不足傾向にある。	引き続き新規の支援員養成研修会の開催を行うとともに、支援員連絡会やフォローアップ研修などを通じ、具体的な活動内容などを共有するなどし、活動協力可能な支援員の増加につなげていきたい。	福祉相談センター(人権教育課)
36	性暴力被害者支援事業	性暴力被害者支援協議会が実施する被害者支援、啓発・支援員研修及び協議会の運営等に要する経費を助成し、支援活動の推進を図る。	被害直後から電話・面接相談や医療的・法的支援など総合的な支援を行う「性暴力被害者支援センターとつとり(クローバーとつとり)」に対する助成を行う。	23,137	性暴力被害者支援センターとつとりに対する活動費助成を行った。	A	県民に対し、誰でも性暴力被害の当事者になることを認識してもらうことと、支援窓口を周知していく必要がある。	性暴力被害者支援センターとつとりが実施する性暴力被害者支援の取組が充実されるよう引き続き助成を行う。	くらしの安心推進課
37	人権学習講師派遣事業(男女共同参画に関する学習会)	児童・生徒等に、身近な生活を通じた男女共同参画の視点を踏まえた学習を実施することにより、鳥取県の未来を担う子どもたち一人一人が、思いやりや自立の意識を育み、自らの意思でその生き方を選択できるよう、男女共同参画への理解を深め、意識を育んでいく	男女共同参画の視点を踏まえた学習を通して自立の意識の向上を促し、自らの意思で自分らしく生きる力を育む。	男女共同参画センター費(普及啓発事業)3,068千円	県内の小中高等学校に出かけ男女共同参画社会の実現に向けた出前授業を実施した。(16校 延べ1,761人)	A	令和4年度と比較し、大きく実績が伸びたため、次年度以降も引き続き教育委員会等と連携して取り組んでいく。	教育委員会主催の担当者会でのPR強化や市町村との連携に取り組んでいく。	男女共同参画センター 人権教育課
38	就労支援	性別に関わらず、ひとり一人が自分らしい働き方ができるよう、性の多様性を理解し、柔軟な働き方を提案する企業との就労マッチング支援を実施する。	就業支援員が、個々の求職者の性の多様性を踏まえ、就労に向け企業開拓を含めた伴走型支援を行う。	—	就業支援員が、個々の求職者の性の多様性を踏まえ、就労に向け企業開拓を含めた伴走型支援を行った。	B	相談を躊躇している潜在的な相談者は存在すると思われるため、認知度向上を図るとともに、相談しやすい環境を整える必要がある。	関係機関と連携した効果的なチラシの配布等による認知度向上策、アウトリーチ型による支援対象者に配慮した相談の充実など環境整備を図る。	鳥取県立ハローワーク

3 障がいのある人の人権

【施策の基本的方向】

- (1) 教育・啓発の推進 (2) 相談支援体制の充実 (3) 権利擁護の推進 (4) 障がい者差別の解消に向けた取組 (5) 社会参加と雇用の促進
 (6) 暮らしやすいまちづくりの推進 (7) 特別支援教育の充実 (8) 精神障がいのある人に関する施策の充実

番号	①事業名	②事業の目的	③事業内容	④予算額 (千円)	⑤R5年度実施状況	⑥R5年度 評価	⑦次年度への課題	⑧課題への取組	⑨担当課
39	ともに生きる「あいサポート企業・団体」拡大事業	「障がいを理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成28年4月1日施行)」(以下「障害者差別解消法」という。)が改正(令和3年6月4日公布)され、企業や店舗などの民間事業者による「合理的配慮の提供」が公布の日から3年以内に義務化されることに伴い、「合理的配慮の提供」と同意義である本県発祥の「あいサポート運動」の取組を加速し、障がい者差別解消に向けた取組を推進する。	障害者差別解消法の改正を契機として、改めて法の理念を先取りした「あいサポート運動」の取組を加速させるため、あいサポート企業拡大推進員を配置し、あいサポート企業・団体の拡大を推進するとともに、民間事業者の「合理的配慮提供」の環境づくりの支援、普及啓発や研修会の開催等を行う。 ・あいサポート企業拡大推進員の配置 ・民間事業者が実施する社会的障壁の除去に必要な経費を支援 ・あいサポート運動(障害者差別解消法)に係る普及啓発 ・障害者差別解消法の理解促進研修の実施	12,964	・前年度に引き続き、あいサポート企業拡大推進員を配置することにより、あいサポート企業・団体の認定数が多くなっている。また、推進員の働きかけにより、社会的障壁の除去に必要な経費の支援について、補助実績も多くなっている。 ・あいサポート運動(障害者差別解消法)の合理的配慮に関する広告をネットやテレビで放送することにより、合理的配慮について多くの人たちに認識していただくことができた。	B	・令和6年4月1日施行の改正障害者差別解消法の施行を前に、社会的障壁の除去に必要な経費の支援や普及啓発等の実施に係る経費について、多くの企業や業界団体等に利用してもらう必要がある。 また、業界ごとで研修を実施するなど、実践に向けた具体的な取組を学べる場を提供する必要がある。	・企業訪問の対象を広げるとともに、補助金の活用を促し、モデルとなる事例の横展開を行い、補助金の利用促進を図る。また、業界団体が実施する研修等の経費を助成する制度を創設し、活用いただくことで、一層の普及促進を図る。 ・県社会福祉協議会、あいサポートメッセージヤーと結成するキャラバン隊の活動により、経済団体等を訪問し、傘下企業等へあいサポート運動、合理的配慮の提供を一体的に働きかけていただき、また業界ごとの研修等を実施することで、あいサポート運動等の取組を一層浸透、実践していく。	障がい福祉課
40	障がい者情報アクセスモデル県推進事業	国において、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進に係る法律が成立したところであり、情報保障におけるモデル県となっていけるよう取組を進める。	情報アクセシビリティ・コミュニケーション推進のための全国的なモデルとなるよう、鳥取県障がい者ICT相談窓口の設置によるデジタルデバイス活用の個別支援、視覚障がい者の情報アクセシビリティの向上を図るための機器の整備、障がい者の情報アクセシビリティ・コミュニケーションの支援を担う人材(同行援護従事者)の確保、AIによる手話言語認識技術発展の実証実験への参加を行うほか、きこえない・きこえにくい子や家族のための相談窓口や、関係機関の専門性を生かした支援機能を結び付ける中核となるセンターを整備し、切れ目のない支援を行う。	28,914	・障がい者ICT相談窓口の設置し、当事者、家族を対象としたICTに関する相談対応、障がい関係団体との連携による研修会の実施など、利用機会の拡大や活用能力の向上を図った。 ・視覚障がい者向けのICT機器購入費助成事業により、ICT機器の利用促進を図るとともに、コード化点字ブロックの敷設、マルチメディアデジタイズ書籍の普及促進等新たに取り組んだ。 ・きこえない方などを対象に電話リレーサービスの加入促進を図るため、利用料が無料になる地域登録の活用、サービスを利用するために使用する機器導入補助等を実施した。 ・同行援護従事者の確保に向け、関係団体とも連携し同行援護制度の周知、事業所へのアンケート実施などを行った。 ・県や市町村主催イベントにおいて、AIによる手話言語認識技術の実証実験を行い、多くの参加者に体験いただいた。 ・きこえない・きこえにくい子どものサポートセンター「きこえ」において、相談支援のほか、研修会や手話言語を学ぶための学習会などを実施した。	B	・障がい者のICT機器活用の支援を行うため、障がい者ICT相談窓口の利用促進を引き続き図っていく必要がある。 ・聴覚障がい者に係る情報伝達手段の確保、視覚障がい者に係る街中での情報の充実など、障がい者やその家族が求めるニーズを把握し、情報アクセシビリティ・コミュニケーションをより推進していく必要がある。 ・同行援護従事者の確保のため、一層の制度周知、課題の掘り起こし等を行う必要がある。	・ICT相談窓口を広く周知するための広報の実施等 ・きこえない・きこえにくい方の電話リレーサービス利用促進及び県民への理解促進 ・視覚障がい者に係るICTを活用した遠隔サポートシステムの導入等情報保障の充実 ・同行援護の実施、人材確保を図るため、同行援護従業者研修修了者への働きかけ、福祉サービス事業所等への制度周知、関係機関等との意見交換などを実施する。	障がい福祉課
41	親亡き後の安心サポート体制構築事業	障がい者の親亡き後を見据え、親がわが子の特徴や支援方法を記すことで円滑な支援へとつなげる「安心サポートファイル」の普及・活用促進を図る。	検討委員会を設け親亡き後に向けて必要とされる支援について検討するとともに、「安心サポートファイル」の普及拡大を図るためのコーディネーターを配置する。	3,511	・安心サポートファイルの普及拡大のため、説明会を開催した。 ・親亡き後に向けて必要とされる支援について検討するため、検討委員会開催(3回)した。あわせて、ファイル内容の見直しのためファイル利用者等を対象にアンケート調査を実施した。	B	安心サポートファイルの更なる普及、拡大を図っていくとともに、作成から8年以上経過していることから、内容の見直しをする必要がある。	安心サポートファイルの普及拡大を図るため、説明会の実施回数を増やすとともに、実施対象範囲の拡大をしていく。 また、内容の見直しを行う。	障がい福祉課
42	地域生活支援事業(障害者就業・生活支援事業)	就業と密接不可分である日常生活の安定を確立し、障がい者雇用の促進及び就業の安定を図る。	県内3ヶ所の障害者就業・生活支援センターに生活支援員等を配置し、就業に係る生活面での相談・支援等を行う。就労評価を実施するアセスメント支援員を西部圏域に配置する。	30,628	生活支援員等を配置し、就業に係る生活面での相談・支援等を行った。就労評価を実施するアセスメント支援員を西部圏域に配置し評価を実施した。	B	一部の障害者就業・生活支援センターにおいて支援員不足が生じている。	継続した求人募集及び待遇等の見直し	障がい福祉課
43	障がい者アート推進事業	平成26年度に開催した「第14回全国障がい者芸術・文化祭とっとり大会」の成果を未来に引き継ぐとともに、平成30年6月に公布・施行された「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」及び法律を踏まえ同年10月に全国に先駆けて策定した「鳥取県障がい者による文化芸術活動推進計画」に基づき、障がい者アートのさらなる推進を図る。 また、大阪・関西万博に向け、他の都道府県と連携し、全国に誇ることができる鳥取県の障がい者の芸術を全国に発信する。	「鳥取県障がい者による文化芸術活動推進計画」に基づき、障がい者の芸術・文化活動の推進を図る。	98,517	障がい者文化芸術拠点「あいサポート・アートセンター」を運営し、アート活動に関する相談支援や人材育成(研修等)を実施。また、創造の機会や発表機会の確保として、アート活動支援事業補助金の交付や、舞台芸術祭「あいサポート・アートとっとり祭」、公募作品展「あいサポート・アートとっとり展」等を開催。 <推進計画の主な数値目標> アート活動取組団体数…R4:42団体→R5:52団体(R5目標 55団体) あいサポート・アートとっとり祭出演団体数…R4:21団体→R5:26団体(R5目標35団体) あいサポート・アートとっとり展出展数…R4:439作品→R5:476点(R5目標520点)	B	コロナ禍により、創作活動や発表などのアート活動が制限された環境にあった。R5年度は活動を再開する動きが広がり、アート活動取組団体数やあいサポート・アートとっとり祭・展への出演団体数・出展数などが増加に転じたが、推進計画の数値目標を達成することが出来なかった。 R4年度に実施したアンケート調査によると、各施設が抱える課題は、資金、ノウハウ、活動時間など様々であり、支援が届いていないケースもあると考えられるため、アウトリーチ型の支援体制を整える必要がある。	あいサポート・アートセンターの支援体制を強化し、訪問支援を中心とした各施設に応じた伴走型の支援を行う。	障がい福祉課

44	障がい者一般就労移行支援事業	障がい者が一般就労するために必要なスキルや支援する側のスキルを習得する。また、関係機関との連携を強化し、密な支援を実施する。	一般就労移行の促進に向けた就労支援機関によるネットワーク会議の開催、就労移行・定着支援セミナーの開催や障がい者実習に係る謝金の支給等を行う。	2,119	関係機関との連携会議を開催、セミナーの開催を実施。職場実習体験を実施。	B	職場実習体験制度の周知、支援員研修制度の周知	広報パンフレット等を作成	障がい福祉課
45	障がい者のはたらき・自立のための工賃向上事業	鳥取県工賃3倍計画に定める目標工賃の達成に向け、各事業所の特性に応じた支援を実施する。	特定非営利活動法人鳥取県障がい者就労事業振興センターにコーディネーターを配置。総合相談窓口、専門家の派遣、共同受注窓口、人材育成等を実施。	32,926	総合相談窓口、専門家の派遣、共同受注窓口、人材育成等を実施。	B	事業所毎への個別支援の強化	専門家派遣の充実	障がい福祉課
46	手話でコミュニケーション事業	平成25年10月に成立した『鳥取県手話言語条例』に基づき、手話を普及し、手話を使いやすい環境の整備を進め、きこえない・きこえにくい人の社会参加を推進するための事業を行う。	聴覚障がい者センターに手話通訳者等を配置し、団体等からの依頼に基づき手話通訳者を派遣するほか、ICT機器を使用した遠隔手話通訳サービス、県民向けの手話講座等を実施し、きこえない・きこえにくい人への支援を行う。	99,814	・手話通訳者の養成・派遣を行うとともに、県内の公共施設等へタブレットを設置し、遠隔手話サービスを実施した。 ・子どもから大人まで幅広く参加できる県民向けミニ手話講座を実施した。 ・手話を習得していないきこえない・きこえにくい人向けに手話講座を実施した。	B	・遠隔手話サービス等手話言語を伝える環境の整備。 ・きこえない・きこえにくい、きこえる者の交流機会が少ない。 ・手話通訳者の高齢化と手話通訳技術の向上。	・QRコードを用いた遠隔手話サービスによる利便性向上、利用促進に向けた研修会の開催 ・関連イベントにおいてもミニ手話教室実施や手話サークル等と連携した交流機会の提供を提供し、若い世代にも広く手話言語の普及・啓発を図る。 ・現任研修会でのスキルアップ研修の実施。	障がい福祉課
47	聴覚障がい者センター事業(聴覚障がい者意思疎通支援事業)	県内の3か所に設置した聴覚障がい者の総合的な拠点である「鳥取県聴覚障がい者センター」において、聴覚障がい者の社会参加を推進するための事業を行う。	手話を使わない(使えない)聴覚障がい者にとって重要な意思疎通支援である要約筆記者の養成や派遣、字幕入り映像の貸出事業等に取り組む。	24,468	・要約筆記者の養成と派遣を行った。また、県内各圏域の聴覚障がい者センターにおいて、字幕入り映像の貸出を行った。 ・県のイベント等を通じて、文字による情報保障を必要とするきこえない・きこえにくい人向けの情報機器の周知を行った。	B	「きこえない・きこえにくい人＝手話言語」との認識もまだまだあり、文字による情報保障を必要とする、きこえない・きこえにくい人に関する理解について、事業を実施していく中でさらに広めていく必要がある。	・「手話でコミュニケーション事業」で実施している筆談セミナーなど、広く県民の方に参加いただける講座を実施する。 ・県主催のイベント等で手話通訳の手配だけでなく、積極的に要約筆記も配置することで、要約筆記に対する県民への理解促進・周知を行う。	障がい福祉課
48	視覚障がい者情報支援事業	情報の取得・利用、コミュニケーションに困難を抱える視覚障がい者等が、障がいの特性に応じたコミュニケーション手段その他情報を取得する手段により、円滑に情報を取得し、及び利用できるよう、各種事業を実施する。	視覚障がい者に対する総合的な相談支援の拠点として、「鳥取県視覚障がい者支援センター」において、多様な相談に対する支援を実施するほか、点字図書館の運営費補助、点字・声の広報発行など見えない・見えにくい人へのコミュニケーション支援を行う。	67,289	県内各圏域の支援センターを中心に視覚障がい者への支援を行った。視覚障がい者から使用についての相談がある支援機器を整備し、体験機会の提供を行うとともに、イベント等を通じ、最新の支援機器の体験等も行った。	B	相談件数の増、イベントの実施、情報保障に関する関係機関への協力等、支援センター職員の仕事が多岐にわたり、負担も大きくなっているため、増員が必要。	中部支援センターの職員を1名増員し、支援の充実等を図る。	障がい福祉課
49	失語症者向け意思疎通支援事業	失語症者が社会生活の中で抱える困難を解消するため、失語症に係る県民の理解を広げるとともに、支援者を養成・派遣する。	失語症者の意思疎通を支援する者(失語症者向け意思疎通支援者)の養成及び派遣を行う。	16,406	新たな支援者7名の養成を行った。また、市町村と連携し、支援者の派遣事業も実施した。また、失語症への理解啓発のための市民公開講座、失語症者とその家族、支援者等があつまることのできるサロンを開催した。	B	派遣事業の周知が十分ではなく、派遣実績が少ない。	引き続き県の広報等を通じ、支援者養成研修参加者の募集を図るとともに、ホームページやサロン等を通じ派遣事業の周知等も行い、支援希望者の掘り起こしを図る。	障がい福祉課
50	精神保健福祉に関する事業	○人権に配慮した適正な精神医療の確保及び入院制度等の適切な運用を図るため、精神医療審査会の開催及び精神科病院に対する定期実地審査等を実施する。 ○精神疾患のある方(措置入院医療対象者)の医療・保護を行い、措置入院に係る手続きを適切に実施するとともに、「鳥取県措置入院解除後の支援体制に係るマニュアル」(以下「マニュアル」という。)に基づき、本県の措置入院者が措置入院解除後、地域で安心して生活を送ることができる支援体制を構築する。 ○大規模災害等の後に被災地域に入り、精神医療及び精神保健活動を行う専門チームDPAT(災害派遣精神医療チーム)の体制整備を進める。	フォーラムの開催等により精神障がい者に対する正しい知識の普及啓発を図るとともに、精神疾患のある方(措置入院患者)が措置入院解除後、地域で安心して生活することができるよう関係機関で連携して支援を行う。	22,447	・定期的に精神医療審査会を開催するとともに、精神科病院に対する定期実地審査等を実施した。 ・保健所や精神保健福祉センターと意見交換・情報共有を行いつつ、精神障がい者の地域生活支援体制の構築推進に取り組んだ。また、鳥取県と鳥取県精神保健福祉協会の共催で「心の健康フォーラム」をオンデマンド配信により実施した。 ・候補先の病院と交渉し、DPAT設置及び県内初の災害拠点精神科病院指定へ向かう方向で調整を進めた。	B	・実地指導等について、コロナや豪雪により簡略化された部分があった。 ・DPAT設置等については引き続き調整が必要。	・実地指導等について、今後も保健所等の関係先と調整し、適切な方法で実施する。 ・DPAT設置等について引き続き調整を進める。	障がい福祉課
51	成年後見支援センター運営支援事業	・人口の減少、高齢化の進展などにより、権利擁護に対する社会の要請がますます高まっている。 ・成年後見制度によって、認知症や知的障がい等により判断能力が不十分な方の権利擁護を支えていく。	権利擁護に関する相談から支援までの一元的・専門的な支援を担う成年後見支援センターの運営を支援する。	14,250	・県内3か所の成年後見支援センターに運営費補助金を交付したほか、各種会議への出席により情報共有・意見交換を行った。 ・市町村、社協等職員を対象とした研修を実施した。 ・協議会の設置に向け、議論を進めた。	B	・後見人の担い手の不足が課題となっており、その担い手確保には市町村社協の法人後見受任は必要不可欠。 ・市民後見人の講座受講者や養成人数は増加しているが、実際の後見人受任につながるよう支援が必要。	・市町村、市町村社協、地域包括支援センター等を対象とした研修を継続する。 ・市町村や成年後見支援センター、家裁との会議により情報共有を行い、バックアップなど県の施策を検討する。 ・協議会の設置や担い手育成方針の策定について検討する。	福祉保健課 孤独・孤立対策課
52	きこえない・きこえにくい子どものサポートセンター設置事業	きこえない・きこえにくい子どもの早期支援を図って今後の社会生活をより豊かにするために、きこえない・きこえにくい子どもとその家族に必要な情報を提供し、相談の窓口となるとともに、関係機関の専門性を生かした支援機能結び付ける中核となるセンターを整備し、切れ目のない支援を行うこと。	・本人・家族支援の実施 ・情報の収集・活用・発信 ・関係機関との連携・支援 ・協議会の設置 ○委託先(公社)鳥取県聴覚障害者協会 ○コーディネーター1名、相談員1名、支援員2名(うち1名はろう者)、事務員1名を配置	21,501	新生児聴覚検査により、聴覚障がいの早期発見の機会が確保できている。 巡回相談などの相談受理方法を検討し、より相談しやすい環境を整備した。	B	聴覚障がい診断後に適切な機関のフォローにつながるよう、切れ目ない支援について、さらに支援体制の強化が必要である。	関係機関が連携して対応できる体制が整備されるよう「きこえない・きこえにくい子どもの支援協議会」など通じて対応していく。	子ども発達支援課

53	人権学習講師派遣事業(車いすバスケットボール)	・バラスポーツ競技である車いすバスケットボールの体験教室を通して、ユニバーサルデザイン(UD)の身近な実践例、高齢者や障がい者への向き合い方(疑似体験やマナー)、心のUD等に関する学習を行い、人と人とのコミュニケーション、相手の立場に立った行動を身につけるなど、様々な人権意識の向上を図る。	・車いすバスケットボール体験を通して、障がいのある人への向き合い方や思いやりへの理解を深め、共生社会の実現へ向けた人権意識の向上を図る。	840 360	障がい者スポーツ(車いすバスケットボール)体験教室を小学校6校で実施した。	A	体験教室当日だけの学習とならないよう、事前学習及び事後学習を充実させることにより、質の高い人権教育の実現を図る必要がある。	・申込み段階で事前学習及び事後学習の計画立案を求める。 ・実施することが決まった学校と協会、当課との三者による協議会を設定し、好事例等を紹介することをおして、事前学習及び事後学習の充実につなげる。	人権・同和対策課 人権教育課
54	人権学習講師派遣事業(ボッチャ)	・ボッチャ体験を通して障がいの有無に関係なく、スポーツの素晴らしさやバラスポーツ競技の魅力を感じることで、障がい者への向き合い方や思いやりへの理解を深め、人と人とのコミュニケーション、相手の立場に立った行動を身につけるなど、共生社会の実現へ向けた人権意識の向上を図る。	・ボッチャ体験を通して、障がいのある人への向き合い方や思いやりへの理解を深め、共生社会の実現へ向けた人権意識の向上を図る。	560 240	障がい者スポーツ(ボッチャ)体験教室を小学校4校、中学校1校、義務教育学校1校(計6校)で実施した。	A	体験教室当日だけの学習とならないよう、事前学習及び事後学習を充実させることにより、質の高い人権教育の実現を図る必要がある。	・申込み段階で事前学習及び事後学習の計画立案を求める。 ・実施することが決まった学校と協会、当課との三者による協議会を設定し、好事例等を紹介することをおして、事前学習及び事後学習の充実につなげる。	人権・同和対策課 人権教育課
55	鳥取型障がい者スポーツ推進事業	鳥取ユニバーサルスポーツセンターノバリア及びその中・西部サテライトセンターによる障がい者スポーツ支援体制を活かしてスポーツ教室の開催や障がい者スポーツを支える人材(ガイド人材)の育成を推進し、全県各地でスポーツに親しめる環境づくりを推進する。	ノバリア運営やガイド人材の育成・派遣、スポーツ・レクリエーション教室の開催、特別支援学校でのバラスポーツ体験教室等を通じて、障がい者を含めあらゆる世代がスポーツを楽しみ、輝ける多様性のある共生社会の実現を図る。	28,348	①障がい者スポーツ指導員(ガイド人材)の育成のための「FUNネット講習会」を実施し、令和5年度末で登録者数500名となった。②中部・西部ノバリアサテライトセンターにおいては、利用者増加となった。	A	初級障がい者スポーツ指導員の育成が、規模を縮小して実施していることもあり、思うように育成できていない。また、資格保有者でも登録していない人もいるため、今後登録を促していく必要がある。	初級指導員の育成だけでなく、中級・上級の資格取得においても各競技団体・関係機関等を通じて取得に向けて促していく。	スポーツ課
56	【再掲】25 とっとりUD施設普及推進事業	②～⑧	【再掲】25	-	-	-	-	-	住宅政策課
57	住宅セーフティネット支援事業	民間賃貸住宅を活用した重層的な住宅セーフティネットを構築することにより、高齢者、障がい者、子育て世帯等の住宅確保に配慮を要する方の住宅確保の円滑化を図る	・住宅セーフティネット法に基づき、住宅確保配慮者(低額所得者、高齢者、障がい者等)の入居を拒まない民間賃貸住宅(セーフティネット住宅)を登録・公開する。 ・セーフティネット住宅に対して家賃低廉化等の補助を行う市町村に対し、経費の一部を支援する。 ・鳥取県あんしん賃貸支援事業、鳥取県家賃債務保証事業等を実施する鳥取県居住支援協議会の活動を支援する。	15,683	・住宅セーフティネット法に基づき、セーフティネット住宅を登録・公開した。(R6.3:6,595戸、R5.3:6,394戸) ・セーフティネット専用住宅に対して市町村を通じて家賃低廉化補助を行った。(R5実績:34件、R4実績:24件) ・鳥取県あんしん賃貸支援事業、鳥取県家賃債務保証事業等を実施する鳥取県居住支援協議会の活動を支援した。 ・R4時点では、居住支援法人数が県内で4法人であったが、R5に東部・中部で2法人追加され、計6法人となった。	B	・引き続き、居住支援協議会等と連携して居住支援を行う新たな担い手として期待される居住支援法人の拡大を働きかけていく必要がある。 ・セーフティネット専用住宅の家賃低廉化補助の新規支援目標件数を令和7年度までの5年間で100戸としており、引き続き制度の普及を図っていく必要がある。	・R5に県内の居住支援法人数が、東部で1件、中部で1件、西部で4件となり、R6でも引き続き居住支援法人の少ない東部・中部地域を中心に、事業者を訪問することや、R5において居住支援法人セミナー(主催:居住支援協議会)に他県の居住支援法人を講師として招いたことで、県内で居住支援法人に興味を持つ事業者が増加したことから、R6でも同様にセミナー経由で興味を持った事業者に説明を行い指定の拡大を図っていく。 ・補助制度は、R5までに鳥取市、倉吉市、米子市、境港市及び南部町が制度を創設しており、引き続き取組市町村の増加や制度の普及を図っていく。	住宅政策課
58	ユニバーサル社会の実現に向けたバリアフリー化推進事業	観光施設周辺や障がい者就労施設、高齢者や子育て世代など多くの人が利用する施設等を中心に、誰もが安心して利用できる道路整備を推進する。	バリアフリーを目的とした歩道の段差解消や視覚障がい誘導ブロック等のニーズを踏まえた整備	7,400 12,600	県道皆生車尾線において、誘導ブロック等の整備を一部実施した。 また、県道田島片原線では新たに誘導ブロック等の整備にかかる設計を実施した。	C	県道田島片原線において、設計が年度内に完了しなかった。このため工事の着手に遅れが生じる。	設計は繰越して引き続き実施しているが、早期に設計を完了し工事着手したい。	道路企画課
59	仕事とくらしに役立つ図書館推進事業	デジタルアーカイブ特性である利用しやすさを活かして、障がい者や高齢者等図書館の利用に困難のある方や情報の獲得に困難のある方に対するサービスを一層充実する。	視覚障がい者等に対するサービス提供のための環境整備を推進するとともに、障がい者サービスの拡充を図り、読書バリアフリーの啓発に務める。	1,601 961	・サビエ図書館普及のためのイベントを東部・西部のイオンモールで開催した。 ・伊藤忠記念財団の事業「わいわい文庫 日本昔話の旅」で、ボランティアに音訳、高校生にイラストをお願いし、鳥取県中部の昔話「打吹山の天女」のマルチメディアデザインを製作した。 ・視覚障がい者等に活用できるデザインやマルチメディアデザイン等のデータを利用することができる国立国会図書館視覚障害者専用データ送信サービスを特別支援学校に普及した。 ・読書バリアフリーに係る取組を推進するため関係者協議会を年2回実施した。	B	鳥取県の読書バリアフリー計画に基づき、引き続き関係機関と連携して読書バリアフリーを推進していく必要がある。	関係機関や市町村立図書館等と連携しながら、必要としている人に情報が届くようサービスや計画の周知を図り、障がいの有無に関わらず県内の誰もが図書館を利用できる環境の整備を進める。	図書館
60	資料購入整理費(図書館運営費)	デジタルアーカイブの特性である利用しやすさを活かして、障がい者や高齢者等図書館の利用に困難のある方や情報の獲得に困難のある方に対するサービスを一層充実する。	障がい者や遠隔地の利用者の利便性の向上を図るため、電子書籍を導入する。	1,555 15,000	・約1600タイトルを購入し、電子書籍サービスを開始した。 ・電子書籍の活用を促進するため、電子図書館フォーラムを開催した。	B	電子書籍サービスがあらゆる利用者に対してより使いやすいものとなるよう、音声読み上げ対応のコンテンツを充実させるとともに、閲覧システムの改善に取り組む必要がある。	音声読み上げ対応のコンテンツを中心に、電子書籍を毎年約1000タイトル購入していく。閲覧システムの改善を事業者にも働きかける。	図書館

61	県教育委員会における障がい者就労支援事業	県教育委員会の障がい者雇用を推進する。	・県立学校や事務局に知的障がい者等を会計年度任用職員として雇用するとともに、障がいのある職員を支援する職員に対する研修会等を実施する。	987	令和5年度の障がい者雇用率は2.75%であり、法定雇用率(2.5%)を達成。	A	法定雇用率が、令和6年度には2.7%、令和8年度には2.9%まで引き上げられるため、引き続き障がい者雇用の拡充に努めていく必要がある。	障がいを持つ会計年度任用職員の任用を段階的に進める。	教育総務課
62	特別支援教育専門性向上事業	・小・中・高等学校等において、発達障がいのある児童生徒に一貫した支援を行うため、早期からの指導・支援の充実、より一層の体制整備充実を図る。 ・特別支援学校教職員の専門性・授業力を向上させ、一人一人の障がい特性と発達に応じた指導を実現するため、長期研修や環境整備を実施する。	○発達障がい専門性向上 ・発達障がい専門性向上事業研修会の実施 ・小中学校等の職員への、LD等専門員による相談活動の実施 ○教職員の資質・指導力向上のための大学等へ長期派遣 ・各種講座や大学・研究機関等への派遣。 ・小中学校等の教員を大学に派遣し、次世代のLD等専門員及び通級指導教室担当教員等を養成。 ○理療科・寄宿舎充実 ・県内で設置が少数の教育資源分野(理療科・寄宿舎)について、専門性向上のための研修を実施。 ○医療的ケア専門性向上 ・医療的ケアが必要な幼児児童生徒の教育の充実を図るため、学校看護師や教職員に対し研修を実施。 ○特別支援学校教育職員免許保有率向上 ・特別支援学校教諭免許取得のための免許法認定講習(5講座)の開催や放送大学受講助成を行う。	7,221	○発達障がい専門性向上 ・14名のLD等専門員が全小中学校に年2回巡回をして指導体制等の指導・助言を実施。また、児相生徒の実態把握や指導・支援、各種会議等への参加等の依頼相談に対応。 ○教職員の資質・指導力向上のための大学等へ長期派遣 ・次世代のLD等専門員及び通級指導教室担当教職員等を養成するため、小中学校等の教職員を大学へ派遣。特別支援学校教職員の専門性・授業力を向上させ、一人一人の障がい特性と発達に応じた指導を実現するため、長期研修を実施。 ○医療的ケア専門性向上 ・アドバイザー派遣事業、鳥取大学医学部附属病院シミュレーションセンターでの研修等、多職種連携や高度な医療的ケアに対応するための新たな研修を実施。	B	・令和5年度は通級指導教室担当対象者の研修は開催したが、発達障がい連絡協議会は開催できなかった。 ・令和5年度は通級指導教室担当対象者の研修は開催したが、発達障がい連絡協議会は開催できなかった。 ・通級による指導を受けた児童生徒の指導・支援についての検討や情報共有が円滑に行われるための研修会を開催する。	特別支援教育課	
63	切れ目ない支援体制充実事業	・インクルーシブ教育システムの構築に向けて体制整備の充実を図るため、県立特別支援学校に外部専門家を配置するなどして特別支援学校のセンター的機能を強化するとともに、市町村における切れ目ない支援体制の充実を図るための研修会を開催する。 ・就学前から学校卒業後までの切れ目ない支援体制構築を目指して、教育と福祉が連携して各圏域ごとに福祉セミナーを開催する。	○特別支援学校センター的機能充実 ・特別支援学校に外部専門家(理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、視能訓練士)を配置し、教職員の専門性向上を進めるとともに、自校及び地域内の小中学校等への助言機能を向上させ、地域内のセンター的機能の強化を図る。 ○発達障がい理解促進 ・小学校、中学校及び義務教育学校を中心に発達障がい理解促進のための教職員研修を実施。 ○福祉セミナー ・在学中から福祉サービスの概要の周知と活用を促進し、圏域ごとに在学中から福祉サービスが利用しやすくなるよう、顔が見える関係を作るため、福祉セミナーを開催。	4,001	○特別支援学校センター的機能充実 ・特別支援学校に外部専門家(理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、視能訓練士)を配置し、教職員の専門性向上を進めるとともに、自校及び地域内の小中学校等への助言機能を向上させ、地域内のセンター的機能の強化を図った。 ○発達障がい理解促進 ・通常の学級におけるユニバーサルデザインの視点での授業づくりや環境づくりについて発達障がい理解促進のための教職員研修会を開催した。 ○福祉セミナー ・圏域ごとに在学中から福祉サービスが利用しやすくなるよう、各圏域の特性に応じて福祉セミナーを開催した。	B	インクルーシブ教育システムの構築に向けて体制整備の充実を図るため、県立特別支援学校に外部専門家を配置するなどして特別支援学校のセンター的機能を強化するとともに、市町村における切れ目ない支援体制の充実を図るための研修会を開催する必要がある。 ・引き続き特別支援学校に外部専門家を配置し、教職員の専門性向上を進め域内のセンター的機能の強化を図る。 ・多層指導モデル(MIM(ミム))パッケージにも、市町村における切れ目ない支援体制の充実を図るための研修会を開催する必要がある。	特別支援教育課	
64	特別支援教育充実費	・児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、実態に応じた適切な就学先・進学先の決定、学齢期への円滑な移行、継続的な学びの場の検討を行うことができる体制整備を進めるとともに、一貫した教育をめざした小中学校、高等学校等の特別支援教育の理解啓発の充実を図る。 ・特別支援学校において児童生徒等が安全かつ安心して学校生活を送ることができる環境整備を行う。	○就学支援・教育支援 ・鳥取県就学支援委員会の開催・教育支援チームの派遣 ○医療的ケアを必要とする幼児児童生徒学習支援の充実 ・公立学校医療的ケア体制整備検討分科会 ○特別支援学校地域支援推進事業 ・小中学校等への相談活動(センター的機能)	11,909	児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、実態に応じた適切な就学先・進学先の決定、学齢期への円滑な移行、継続的な学びの場の検討を行うことができる体制整備を進めるとともに、小中学校、高等学校等への特別支援教育の理解啓発の促進を図った。	B	多様な障がいのある児童生徒が増えてきており、児童生徒の教育的ニーズに合った就学先の検討の難しさがあるため、就学支援に係る取組を引続き継続して取り組む必要がある。	特別支援教育課	
65	特別支援教育充実事業	高等学校における特別支援教育の充実に向けて、通級指導教室設置校の指定等を通して障がいのある生徒の自立と社会参加等を目指す。	・県立高校5校を通級指導教室設置校として特別支援教育コーディネーターを配置する。 ・「高校における通級による指導」の実践・研究、自己理解・他者理解のための実践・研究、高等学校特別支援教育に関する研修を実施する。 ・「手話言語」授業を実施している高校へ、手話教育普及支援員を派遣する。	5,412	・平成30年度からの「高校における通級による指導」の開始に伴い、県立高校5校を通級指導教室設置校として、特別支援教育コーディネーターを配置。 ・各高校の特別支援教育担当者等対象に、鳥取県高等学校特別支援教育研修会を10月に実施。 ・生徒及び教職員対象に、自己理解・他者理解のための外部講師を招聘した講演会等の実施。 ・「手話言語」授業を実施している高校へ、手話教育普及支援員、手話通訳士の派遣。	B	・「高校における通級による指導」の実践、研究及び、生徒の自己理解・他者理解のための研修をおし、特別支援教育の充実を図る必要がある。 ・「手話言語」授業を実施している高校へ、手話教育普及支援員を派遣する。	高等学校課(指導担当)	
66	就労支援	ひとり人の障がいの特性等に応じた就労支援を実施する。	就業支援員が、障がいに応じた仕事に関する情報を提供したり、就職に関する相談に応じるなど、就労に向けた伴走型支援を行う。	—	就業支援員が、障がいに応じた仕事に関する情報を提供したり、就職に関する相談に応じるなど、就労に向けた伴走型支援を行った。	B	相談を躊躇している潜在的な相談者は存在すると思われるため、認知度向上を図るとともに、相談しやすい環境を整える必要がある。	鳥取県立ハローワーク	

4 子どもの人権

【施策の基本的方向】

- (1) 教育・啓発の推進 (2) 相談支援体制の充実 (3) いのちを育むための教育の推進 (4) 児童虐待防止対策の充実
 (5) 要保護児童・要支援家庭・子どもの貧困対策への取組の推進 (6) 子どもの権利への取組の推進 (7) 特別支援教育の充実 (8) 青少年の健全な育成のための環境整備の推進
 (9) いじめ、暴力行為、不登校等へ対応の充実 (10) 体罰防止に向けた取組の充実

番号	①事業名	②事業の目的	③事業内容	④予算額 (千円)	⑤R5年度実施状況	⑥R5年度 評価	⑦次年度への課題	⑧課題への取組	⑨担当課
67	子どもの貧困対策総合支援事業	鳥取県子どもの貧困推進計画(第2期)に基づき、地域の実状に応じた子どもの居場所づくりや学習支援事業の充実に取り組み市町村等を支援する。	生活に困難を抱える子どもや世帯への支援を強化する。 ・市町村が、子どもの居場所に専門職員を配置し、アセスメントに基づく世帯支援に取り組む経費を支援 ・とっとり子どもの居場所ネットワークが、食材提供拠点を活用し困窮世帯へ食料を提供するシステムを構築するための経費を支援	25,534 31,022	・子どもの居場所づくりを行う市町村に対して、立上経費や運営費について補助(子どもの居場所づくり事業) ・全県的な子どもの居場所の増設や取組充実につながるため、こども食堂等の居場所づくりの関係団体が構成する「とっとり子どもの居場所ネットワーク“えんたく”」へ活動支援(とっとり子どもの居場所ネットワーク活動支援事業) ・子どもの貧困対策として活用できる学習支援事業を実施する市町村に対して、地域の実情に応じて取り組みやすくするため、既存の補助事業では対応できない費用について補助(学習支援充実事業)	B	全ての子どもの居場所を利用しやすくなるため、子どもの居場所の数や開催回数を増やしたり、緊急時(物価高騰等)においても継続的に運営したりできるよう、全ての市町村において、運営費の支援が必要。	子どもの居場所に対する運営費の補助を行っていない市町村に対して、様々な機会を捉えて事業実施の働きかけを行うとともに、緊急時には国庫補助事業を活用するなどして子どもの居場所に対して支援を行う。	家庭支援課
68	ヤングケアラー支援強化事業	ヤングケアラーに対する支援体制の強化や啓発を図る。	ヤングケアラーに対する理解促進を図るための啓発、支援者のスキルアップ及びヤングケアラーや若者ケアラーが常時相談できる体制の構築等を行う。 ・電話相談窓口(24時間・365日対応) ・LINE相談窓口(24時間・365日受付) ・ヤングケアラー同士が悩みや経験を共有しあうためのオンラインサロンの開催 ・フォーラム兼支援者研修会の開催 ・支援機関の研修経費の助成 ・全小・中・高生へのチラシ配布(相談窓口等について啓発) ・対策会議の開催	14,877	・電話相談の24時間受付体制、LINE相談窓口体制を継続(R4~) ・オンラインサロンの開催(全8回) ・フォーラム兼支援者研修会の開催(R5.11.30) ・支援機関の研修経費の助成(7団体) ・全小・中・高生等への啓発用リーフレット配布、JR主要駅広告、路線バス車内広告、ラジオ番組啓発(R6.2に計4回) ・対策会議(R6.2.7)	B	・LINE相談、電話相談等様々な相談窓口を設けているが受けた相談内容の支援機関間での共有、連携が順調ではない。相談者本人の意思や個人情報への配慮に十分留意しながらも支援機関間の相談事例連携強化が必要。 ・徐々に市町村や教育委員会で動きが見られるが、継続して市町村での対策強化の働きかけが必要	・対策会議の開催回数増等による連携強化をはかる予定 ・国事業(子育て世帯訪問支援臨時特例事業)を活用動員による市町村対策強化の推進をはかる予定	孤独・孤立対策
69	子育て世帯訪問支援臨時特例事業	家事・育児等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問支援員が訪問して家庭が抱える悩みを傾聴するとともに、家事・育児等の支援を実施する。	市町村に事業実施を働きかけるとともに、費用の一部を補助する。	10,705	令和5年度は事業初年度にあたり、県内5市町において実施された。	B	R6年度から「子ども・子育て支援交付金」の細事業に組み替えられたため、円滑な事業実施に取り組む必要がある。	事業実施市町村が増えよう働きかけていきたい。	家庭支援課
70	小児慢性特定疾病児童等自立支援事業	慢性的な疾病にかかっていることにより、長期にわたり療養を必要とする児童等の自立及び成長支援について、慢性疾病児童等及びその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供、助言を行うとともに、地域の社会的資源を活用し、利用者の環境等に応じた支援を行う。	家族への各種相談対応及び情報提供、患者(保護者)同士の交流、疾病に関する研修会を実施する。(委託事業)	3,338	小児慢性特定疾病児童等の相談窓口を設置し支援を行った。	B	・相談窓口をより利用してもらうために、利用者への周知の強化が必要	・利用対象者への具体的な草案事例を示した案内を実施する等により利用者が相談窓口を活用しやすいよう周知を行う。	家庭支援課
71	産前産後のババママほっとずっと応援事業	産後健診で把握した要支援者に確実に支援を届け、産後うつ及び児童虐待を防止するとともに、子育ての円滑なスタートを支援する。また、医療機関や市町村、家族にも相談できず、孤立・孤独感を感じている妊産婦の不安を解消を図る。	産前産後の強い育児不安や援助者の不在による産後うつ及び児童虐待を防止するため、心の休息(レスパイト)のとれる居場所づくりなどの支援を行う。 ・地域の助産所による妊産婦の居場所づくり ・父親の育児参画の必要性を職場などで周囲に伝えられるリーダーの養成	10,765	・市町村の実施する産後ケア事業の利用料を無償化。 ・鳥取県助産師会に委託し、県内助産所でオープンデーを実施。 ・鳥取県助産師会に委託し、新米パパに贈る子育て教室を計12回実施(再掲)。	B	・県内のどの地域でも十分な産後ケアを受けられるよう、施設等の整備を進める必要がある。	・産後ケアを実施する医療機関、助産所等を増やすため、市町村と連携した整備支援などを実施する。	家庭支援課
72	児童相談所体制強化事業	児童に関する様々な問題について、関係機関と連携して適切に対応できるよう、児童相談所の体制強化を図る。	施設内虐待の発生予防に関する研修の充実を図るとともに、一時保護所(県内3か所)及び児童相談所(県内1か所)の第三者評価の受審に取り組み。また、関係機関に対し、児童虐待に関するスキルアップ研修等を行う。併せて、広く県民への広報啓発活動等を行い、児童虐待防止対策を推進する。	25,864	・児童相談所及び一時保護所の第三者評価を受審。 ・施設内虐待の発生予防や、関係機関に対する児童虐待に関するスキルアップ研修等を実施。 ・11月の児童虐待防止推進月間において広報啓発活動等を実施。	B	・業務の一層の向上を図るため、児童相談所及び一時保護所について第三者評価の継続受審が必要。	・児童相談所、一時保護所(県内1か所ずつ、持ち回り)の第三者評価を受審する。	家庭支援課
73	ひとり親家庭寄り添い支援事業	新型コロナウイルス感染症や物価高騰等の影響により生活や子育てに課題を抱えるひとり親家庭が適切な支援を受けられるよう、鳥取県母子寡婦福祉連合会と連携をし、ひとり親の悩みに寄り添いながら必要な支援へと繋ぐ相談支援体制を構築する。	県内3か所の県立ハローワーク内に『ひとり親家庭相談支援センター』において、相談員による相談を実施するとともに、相談者適切な支援を受けるための同行支援や出張相談等を実施する。	3,857	窓口相談や電話相談など令和6年2月末までに348件の相談を実施。	B	相談者の状況や相談内容により、個室での対応が必要。	県立ハローワークが入居するテナントビルの空き会議室や県立ハローワーク内の会議室を使用するなど、必要に応じて個室を用意し、対応する。	家庭支援課

74	社会的養育における子どもの権利擁護推進事業	県版アドボカシー(本県での社会的養育を受けている子どもの意見表明をサポート又は代弁する仕組み)の体制を検討、構築する。	試験的にアドボカシーを見相相談所一時保護所に派遣し、本県のアドボカシー制度を検討する際の資料として活用する。また、社会的養育を受けている子どもがアドボカシーについて学ぶための動画を作成するとともに、アドボカシーの養成研修等を行う。	12,591	R5年6月からアドボカシー派遣を本格始動し、児童相談所一時保護所及び児童養護施設への派遣を行った。県弁護士会と連携し、権利侵害等に対する権利擁護体制を整備した。また、児童養護施設の子どもの退所した若者の権利学習や団体活動支援を行った。	B	アドボカシー派遣を行う施設の拡大と、そのためのアドボカシー増員が必要。	現在7名のアドボカシーを増員するために養成研修を実施する。また、連絡会や研修を実施して、アドボカシーのスキルアップを図る。	家庭支援課
75	医療的ケア児等支援センター設置事業	医療的ケア児等とその家族に係る多様な課題解消に向け、医療的ケア児支援センター「医療的ケア児支援センター」を設置するとともに、医療的ケア児者の在宅支援に係る人材の育成・確保等を総合的に、地域で安心して生活できるための環境を整えること。	・相談業務(医療的ケア児や家族等の総合的な相談対応、ケアに関わる専門職、関係機関からの専門相談支援) ・人材育成(医療的ケア児コーディネーターや訪問看護師等の育成、フォローアップなど) ・関係機関との連携・調整 ○総合窓口:博愛こども発達・在宅支援クリニック、東部窓口:鳥取県看護協会、中部窓口:中部療育園	39,791	県内3か所の相談窓口において、家族及び関係者等から各種相談を受理し、助言対応した。連携推進会議を開催し、情報共有や課題の検討を行った。	B:順調	医療的ケア児等支援センターと市町村との情報共有方法、医療的ケア児等コーディネーターとの連携方法について、さらに検討が必要である。	主に連携推進会議を通じて、事例を共有して支援スキルを向上させたり、市町村及び医療的ケア児等コーディネーターとの連携方法について協議したりすることで、地域支援体制の強化を図っていく。	子ども発達支援課
76	【再掲】52 きこえない・きこえにくい子どものサポートセンター設置事業	②～⑧ 【再掲】52	—	—	—	—	—	—	子ども発達支援課
77	不登校対策事業	フリースクールを運営する民間事業者を支援し、不登校児童生徒に対する教育の機会を確保するとともに、フリースクール等に通う児童生徒の通所費用を支援して学びや成長を支える。	ガイドラインに沿ってフリースクールを設置運営する事業者に対して助成を行うとともに、一定の所得世帯の児童生徒の授業料等の助成を行う市町村に対して支援する。	43,319 21,319	県内のフリースクールに対する支援は7団体、フリースクールに通う児童生徒の通所費及び交通費等の支援は3市7町1組合に行い、フリースクールへ通う子どもの保護者への負担軽減を図った。	B	新規でフリースクールの運営支援を希望する事業者へ支援を行うことで、不登校の状況にある児童生徒の教育の機会を確保していく必要がある。	県教育委員会及び市町村等と連携し、必要な支援を実施する。	総合教育推進課
78	不登校生徒等訪問支援・居場所づくり事業	県内3箇所に設置している県教育支援センター「ハートフルスペース」において、義務教育修了後の高校不登校(傾向)生徒や中卒者、高校中途退学者の学校復帰や就労、社会参加に向けた支援を行う。	県教育支援センター「ハートフルスペース」において、安心して過ごせる居場所の提供や社会性を身に付けるような活動の提供を行うとともに、カウンセリングや進路支援を通して、次の進路へ向けての情報提供、福祉・就労等の関係機関へのつなぎ等を行う。	2,086	令和5年度利用者は約150名だった。居場所づくり支援によって、定期的な利用となった者、就労が実現した者など一人一人のニーズに合わせた支援を実施した。	B	家族で困難を抱え込み、支援を必要とする者に県教育支援センターの情報を届ける。	市町村福祉行政等と連携を継続する。	いじめ・不登校総合対策センター
79	いじめ防止対策推進事業	いじめ防止対策の推進のため、関係機関・団体との連携、相談窓口の充実、重大事態への対応、いじめ問題の解決にあたる学校等への支援、児童生徒がいじめ問題について考える取組への支援等を行う。	鳥取県いじめ・不登校対策連絡協議会の開催、いじめ相談窓口の運営、子どもの悩みサポートチーム支援事業の実施、いじめ問題調査委員会の設置、児童生徒のいじめ問題への主体的な取組支援の実施、いじめ問題に関する行政説明会の実施等を行う。	12,717	鳥取県いじめ・不登校対策連絡協議会及び、いじめ問題に関する行政説明会を開催した。いじめ相談窓口の運営、子どもの悩みサポートチーム支援事業を実施した。希望する学校に指導主事を派遣して校内研修を行った。	B	いじめ問題に対して、学校いじめ防止基本方針にある対応を迅速かつ適切に行うことを適宜周知する。	継続していじめ問題に関する行政説明会や指導主事派遣型の校内研修を実施する。	いじめ・不登校総合対策センター
80	スクールソーシャルワーカー活用事業	学校や家庭、地域など児童生徒を取り巻く環境が複雑化しており、それらの課題への対応充実を図るため、社会福祉の専門的な知識や技能を有するスクールソーシャルワーカーの市町村教育委員会への配置を助成するとともに、県において関係者との連絡協議会や人材育成及び資質向上のための研修会を実施し、事業の充実を図る。また、スーパーバイザーを配置し、スクールソーシャルワーカーに対し適切な援助を行う。	スクールソーシャルワーカーを配置する市町村への補助、スクールソーシャルワーカーの人材確保及び資質向上を目的とした研修会の実施、県において関係者との連絡協議会やスクールソーシャルワーカーを配置する市町村及び県立学校への巡回訪問の実施、対応困難な事例に対して適切な助言を行うためのスーパーバイザーの派遣等を行う。	73,661	市町村のニーズに合わせスクールソーシャルワーカー配置に係る補助を行った。スクールソーシャルワーカー連絡協議会を開催した。対応困難な事例に対して適切な助言を行うためのスーパーバイザーの派遣を行った。	B	社会福祉士や精神保健福祉士の資格を有する者の割合が低く、スクールソーシャルワーカーの資質向上のためには、引き続き、研修およびスーパーバイザーを行っていく必要がある。	研修会及びスーパーバイザーの派遣を実施する。スクールソーシャルワーカーの活用における好事例を関係機関に情報発信する。	いじめ・不登校総合対策センター
81	不登校児童生徒支援事業	小・中学校の不登校児童生徒への継続した支援のため、県教育委員会と市町村教育委員会との連携を強化し、校内支援体制づくりと児童生徒理解に基づく支援の充実等を図る。更に中学校(校区内の小学校へも対応)へのスクールカウンセラー配置や学校生活適応支援員配置等により、不登校の未然防止及び早期支援や不登校状態の児童生徒の学校復帰を含めた児童生徒一人一人の社会的自立をめざす。また、重大な事故等が発生した場合に備えて、臨床心理士等を緊急派遣できる体制を整備する。	県及び市町村担当者との「いじめ・不登校等対策連携会議」の開催及び市町村と協働した学校への支援、学校生活適応支援員やスクールカウンセラーの配置、スクールカウンセラーの資質向上のための研修の実施、不登校生徒の居場所としての校内サポート教室の設置、重大な事故等が発生した場合に備えて、臨床心理士等を緊急派遣できる体制を整備する。	3,239	県及び市町村担当者との「いじめ・不登校等対策連携会議」の開催及び市町村アドバイザーの派遣を行った。学校生活適応支援員の配置(公立小学校18校)スクールカウンセラーの配置(全公立中学校区、全県立学校)、スクールカウンセラー連絡協議会の開催及び資質向上のための研修を実施した。校内サポート教室の設置(公立中学校10校)臨床心理士等を緊急派遣(実績:217時間)	A	市町村教育委員会へのアドバイザー派遣に係る研修ニーズに合わせた講師の選定及び派遣時間の拡充を行う必要がある。	教育機会確保法の理念に基づきすべての子どもが安心して過ごせる学校づくりの推進及び不登校児童生徒の多様な学びの場の確保を行う。	いじめ・不登校総合対策センター

82	不登校生徒等への自宅学習支援事業	学びの機会を失っている不登校生徒等(小中学生・高校生年代)を対象に、ICT等を活用した自宅学習支援を行い、学びへの意欲や学力補充を行い、自己肯定感を高め社会的自立を促す。県内3か所の県教育支援センター(ハートフルスペース)に自宅学習支援員を配置し、インターネットを介した学習の進め方のアドバイスや心理的なサポート等を行う。	生徒理解に精通し、義務教育段階の学習を指導できる者を自宅学習支援員として、県教育支援センター(ハートフルスペース)に配置し、インターネットを介し、一人一人の習熟度に合わせて国語、数学、英語、社会、理科の学習プログラムを提供する学習教材ソフトを使用して、不登校生徒等の学習を遠隔で支援する。	3,389	学習支援、個別面談やメッセージなどで心理的サポートを行った。	A	次年度も今年度同様に取り組む。	事例を検討し、よりよい支援方法を検討する。	いじめ・不登校総合対策センター
83	【再掲】21子どもたちを守るためのネット/メール事業	②～⑧ 【再掲】21	—	—	—	—	—	—	いじめ・不登校総合対策センター
84	教育相談事業	幼児児童生徒等の教育上の課題や、発達、障がい等に係る学習上の困難や生活上の課題について、専門性を有する相談員及び専門指導員や専門医が、本人や保護者らに対してきめ細かな支援を行う。	本人・保護者・学校関係者等からの相談に指導主事、相談員、専門指導員及び専門医が応じ、個別の状況やニーズに応じた助言・支援を行う。	2,378	不登校相談については、相談者の思いを受け止め子どもの関わり方について助言した。いじめ相談については、関係機関との連携を行い早急な解決を図った。幼児への発達相談は、言語理解、視覚認知の力を高める個別プログラムを実施した。	A	次年度も今年度同様に取り組む。	相談員としての資質向上を図る。	いじめ・不登校総合対策センター
85	学校への専門家派遣事業	学校での指導の充実を図るため、心や性に関する専門家を学校へ派遣し、児童生徒の心や性の健康問題の課題解決を図り、学校での指導の充実を図る。	・心や性に関する健康問題に対して、専門家を学校へ派遣し、児童生徒の心身の健康問題への対応及び支援を行い、学校で行う健康相談に対する支援体制の充実を図る。	922	県立学校については、望まない妊娠や性被害の実態を踏まえ、生命の大切さやよりよい人間関係づくりの築き方について産婦人科医師や助産師等の専門家を派遣し、性に関する指導の充実につながっている。(R5:県立学校26校 延べ88人派遣)	A	より多くの学校が活用するよう好事例等情報発信する必要がある。	HP等を活用した情報発信	体育保健課
86	児童生徒健康問題対策事業	近年の薬物情勢を踏まえた薬物乱用防止教育の重要性や進め方を理解することを通して、教職員や学校薬剤師等の指導力の向上を図る。	・薬物乱用防止教育研修会を開催する。 ・県内の中学校と高等学校に、年1回の薬物乱用防止教室開催への働きかけを実施する。	114	教職員、学校薬剤師等を対象に研修会を開催し、薬物乱用防止教育の進め方など周知することをおして指導力の向上を図るとともに、各学校における薬物乱用防止教室の開催を働きかけた。(非集合型オンデマンド開催 参加者94人)	A	より多くの教職員・学校薬剤師が参加できる開催方法等を工夫するとともに、より多くの学校で薬物乱用防止教育の充実を図る必要がある。	開催方法の検討 関係機関との一層の連携	体育保健課
87	とっとりふれあい家庭教育応援事業	すべての保護者が安心して子育て及び家庭教育が行えるよう、家庭教育の支援や充実を図り、家庭教育力向上を図る。	・家庭教育の支援充実を図り、家庭教育力向上を図る取組を実施する。 ・地域人材の育成及びネットワークの構築、啓発広報に取り組む。 ・市町村が実施する親への学習機会の提供、「家庭教育支援チーム」による訪問型(届ける)家庭教育支援の取組を促進する	8,723	・各市町村で家庭教育に関する相談対応等を行う家庭教育支援員を養成した。各市町村の担当者等家庭教育関係者を対象にした研修会も併せて実施し、資質向上を図った。 ・家庭教育アドバイザー等の派遣を行い、園や学校での家庭教育の啓発を行った。 ・家庭教育支援事業を行っている市町村に財政支援を行った。	B	・家庭教育支援に係る人材の発掘・育成 ・の継続的な財政支援	・家庭教育支援に係る人材を育成するための研修会を行うとともに、参考となる取組の情報収集及び啓発に努める。 ・家庭教育支援に携わる関係者を発掘するための広報に努める。 ・引き続き市町村への財政支援を行う。	社会教育課
88	地域学校協働活動推進事業	学校と地域の連携・協働体制を確立し、学校を核とした地域住民等の参画や地域の特色を生かした事業(地域学校協働活動)を展開することで、まち全体で地域の将来を担う子どもたちを育成するとともに、学校を核とした地域づくりを推進する。	・「鳥取県子どもの貧困対策推進計画」にもとづく教育の支援として、大学生や教員OBなど地域住民の協力による「地域未来塾」を開設する市町村に、学習環境を整備・保障する費用を助成する。	55,695	・地域未来塾等の学習支援に関わる人材及び市町村担当者に対し、他県の優良事例の講座と、他市町村関係者との連絡会議を行い、情報交換及び資質の向上を図った。 ・地域未来塾等の学習支援事業を実施する市町村に対し、財政支援を行った。	B	・地域未来塾等の学習支援に関わる人材の資質向上 ・市町村への継続的な財政支援	・引き続き研修会等を通して学習支援に係る人材を育成するとともに財政支援を実施する。	社会教育課
89	【再掲】20インターネットとの適切な接し方教育啓発講師派遣事業	②～⑧ 【再掲】20	—	—	—	—	—	—	社会教育課
90	幼児教育推進体制の充実・活用強化事業	・「鳥取県幼児教育振興プログラム(第2次改訂版)」等を周知・活用し、幼稚園・認定こども園・保育所等の教職員の指導力向上と小学校教育との連携・接続推進を図る。 ・県幼児教育センターの拠点機能を強化し、市町村・私立園設置者、小学校等における課題解決に向けた幼児教育及び小学校教育現場の取組を支援する。	・幼児教育推進体制強化のために、幼児教育アドバイザーや幼児教育支援員を配置したり、幼保小接続アドバイザーの委嘱・派遣をしたりする。 ・幼児教育理解推進・質向上のために、「鳥取県幼児教育振興プログラム(第2次改訂版)」等を周知・活用したり、「鳥取県幼児教育推進研究協議会」を実施する。 ・保育者の専門性向上のために幼稚園教諭・保育教諭・保育士等の研修会を実施する。 ・幼保小接続を推進するために、「幼保小接続推進リーダー育成事業(1年次)や研修会等を実施する。	4,658	・県幼児教育センター職員が、県内の幼児教育・保育施設への訪問指導を行うなど、幼児教育の拠点として取組を進めた。 ・幼保小連携・接続に関する課題を抱えている市町村の課題解決に向け、幼保小接続アドバイザーを活用した事業展開やニーズに応じた指導助言を実施している。	B	・幼児教育と小学校教育では所管が異なることから、幼保小連携・接続に関する相互理解や連携が難しく、教育委員会の関与の在り方によって市町村による取組の状況や課題に差が見られる。 ・県内各市町村や私立園設置者の幼児教育推進体制に差が見られる。	・市町村・法人同士の連携をより充実させるため、連絡会等を実施する。 ・幼保小接続を推進するために、「幼保小接続推進リーダー育成事業」の好事例の発信や研修会等を実施する。	小中学校課

5 高齢者の人権

【施策の基本的方向】

- (1) 教育・啓発の推進 (2) 相談支援体制の充実 (3) 社会参加・健康づくりの充実 (4) 福祉サービスの質の向上 (5) 暮らしやすいまちづくりの推進
 (6) 認知症関連施策の充実 (7) 高齢者虐待防止対策等の充実

番号	①事業名	②事業の目的	③事業内容	④予算額 (千円)	⑤R5年度実施状況	⑥R5年度 評価	⑦次年度への課題	⑧課題への取組	⑨担当課
91	【再掲】51 成年後見支援センター運営支援 事業	②～⑧ 【再掲】 51	-	-	-	-	-	-	福祉保健課 孤独・孤立対策課
92	地域包括ケア推進支援事業	団塊の世代が75歳以上となる2025(令和7)年に向け、住み慣れた地域で暮らし続けられる「地域包括ケアシステム」(住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域づくり)の構築が市町村に求められている。県においては、市町村による「地域包括ケアシステム」の構築・深化に向けて、市町村の取組を支援する。	団塊の世代が75歳以上となる2025(R7)年に向け、市町村による地域包括ケアシステム推進に係る取組への支援を強化する。 ・介護予防・日常生活支援総合事業支援員の派遣(介護予防・日常生活支援総合事業の充実等に向けた伴走型支援を行う支援員を市町村等に派遣) ・地域包括ケア推進支援チームの設置(県、支援員、関係機関等からなる支援チームを設置し、市町村における地域包括ケアの推進に向けた課題と支援策を検討)	27,768 25,677	従来からの市町村等職員を対象とした研修事業や、生活支援体制整備事業支援員派遣(R3)と介護予防・日常生活支援総合事業支援員派遣(R4)、地域包括ケア推進支援チームによる市町村支援策の検討・実施の継続など、集団支援と個別支援の連動を意識した市町村支援に引き続き取り組んだ。	B	※R6は、第9期介護保険事業計画期間(R6～R8)の始期で、期間中に団塊の世代が75歳以上となる2025(R7)年を迎える ・市町村による地域包括ケアシステムの構築・深化は途上にあることから、より丁寧に市町村のニーズや課題等を把握していく必要がある。 ・従来からの、また新たに把握した市町村のニーズ等に応じ、市町村支援策を改善・検討、実施していく必要がある。	地域包括ケアシステムの構築・深化のためには、市町村の地域づくりの取組支援が重要。市町村等職員の資質向上、多職種連携の強化に向けた取組を実施していく。	長寿社会課
93	敬老意識の醸成	老人の日の記念行事として、百歳を迎える高齢者に対し、内閣総理大臣からお祝い状及び記念品を贈呈し、その長寿を祝いかつ多年にわたり社会の発展に寄与してきたことを感謝し、ひろく国民が高齢者の福祉についての関心と理解を深め、かつ、高齢者が自らの生活の向上に努める意欲を高めることを目的とする。 長寿社会における生き方として、エイジレス・ライフを実践している事例等を広く紹介し、高齢期を迎え、又はこれから迎えようとする国民の参考に供する。	・「百歳以上高齢者」の報道発表 ・積極的に社会参加活動を行っている高齢者やその団体を「エイジレス・ライフ実践者」及び社会参加活動事例として事例発表及び高齢者の顕彰を実施	-	老人の日記念事業として、百歳を迎える高齢者に対して、内閣総理大臣からのお祝い状及び記念品を贈呈した。	B	令和6年度も引き続き老人の日記念事業として継続する。	国や各市町村との連携を円滑に行い、スムーズに事業を完了できるようにする。	長寿社会課
94	認知症本人の社会参画支援、認知症本人と家族の一体的支援	超高齢社会において認知症への対応は喫緊の課題となっていることから、国の「認知症施策大綱」を踏まえ、認知症の人やその家族の視点に立った総合的な取組を推進していく。	認知症本人の社会参画を推進し、その視点を施策や地域啓発へ反映させる。 ・認知症本人ミーティング ・研修 認知症の人と家族を支えるための体制強化等 ・認知症コールセンターの運営(委託) ・家族の集いの連絡会の開催	6,909	・県内3圏域において偶数月に認知症本人ミーティングを行い、奇数月に振り返り会を開催。・家族の集いの連絡会では啓発、若年性認知症の方の就労を議題にした。 ・「認知症施策大綱」のもと、認知症ご本人や家族の視点に立った取組をしている。	B	・企業の認知症への理解不足(買い物、外出の不便等)、地域資源(ボランティア等)が生かされていないケースがある。 ・就労に関して各機関の取り組みを持ち寄る必要がある。 ・認知症ご本人それぞれが今の状況や暮らしのことなどを自由に発言し、情報共有できる場である本人ミーティングを引き続き行う。参加して下さるご本人は決まってきたため、これまで参加したことがないご本人にも参加していただき、より多くの当事者同士が繋がる機会が必要である。	・全国的にも認知症サポーター養成率が高いことを活かし、同サポーターがチームオレ인지や市町村・関係機関と有機的に繋がるような仕組みづくり等の構築に取り組む。 ・家族の集いを労働関係機関と連携できる方向にする。 ・認知症ご本人や家族からの相談を受け、医療機関やオレンジカフェなどの地域の交流の場と早期の段階から繋がるように支援していく。	長寿社会課
95	いきいき高齢者クラブ活動支援補助金	地域を支える高齢者の生きがいづくり・健康づくりを支援し、さらなる地域活動の発展及び団体の育成強化を図るため、市町村及び県老人クラブ連合会に補助する。	老人クラブが行う社会貢献活動や健康づくり等の各種事業に対する助成	35,419	老人クラブが行う社会貢献活動や健康づくり等の各種事業に対する補助を行った。	B	令和6年度も引き続き補助を継続する。	市町村及び県老人クラブ連合会への補助がスムーズに行えるようにする。	長寿社会課
96	明るい長寿社会づくり推進事業	元気な高齢者のスポーツや文化活動を等の促進を図るため、高齢者美術作品展の開催や、高齢者運動会に対する補助、全国健康福祉祭(ねんりんピック)等への派遣を行う。	高齢者の生きがいと健康づくりの推進 ・スポーツ大会(ねんりんピックへの選手派遣、因伯シルバー大会の開催)やシニア作品展の実施 ・高齢者健康運動会の開催支援	27,007	ねんりんピックへの選手団派遣や県内の元気な高齢者が制作した作品を展示するシニア作品展を開催した。	B	シニア作品展においては、年々出品作品が減少しているため、効果的な方法で宣伝していく必要がある。	早い段階から広報活動を行い、多くの人のに参加していただける作品展としたい。	長寿社会課

97	とっとりいきいきシニアバンク「生涯現役」運営事業	資格、特技、技能を持つ高齢者の活動促進を図るため、高齢者の人材バンク「とっとりいきいきシニアバンク」を運営し、活躍の場づくりを行う。	高齢者が多様に活躍できる仕組みづくり ・とっとりいきいきシニアバンクの運営 ・元気な高齢者の経験や技能を活かした企業の支援	13,508	活動率は上昇しており、地域で、自身の経験や知識を生かして活動したい高齢者を支援。	B	活動者に対する周知はいきわたった感があり、登録者数は伸びないが、コロナ禍による全体的な活動自粛傾向が終わり、一層の活動率の上昇を目指して広報を行う。	HPや、新聞を活用した広報に加え、生涯現役フェスティバルを開催予定。	長寿社会課
98	認知症医療体制の充実、認知症高齢者介護制度人材の育成	超高齢社会において認知症への対応は喫緊の課題となっていることから、国の「認知症施策大綱」を踏まえ、認知症の人やその家族の視点に立った総合的な取組を推進していく。	○認知症医療体制の充実 ・認知症専門医療の中核となる認知症疾患医療センターの運営(委託) ・かかりつけ医や看護師等、医療関係者に対する認知症対応力研修実施(委託) ○認知症高齢者介護制度人材の育成 ・介護職員に対する認知症の知識や技術向上のための研修実施(委託)	42,351- 41,600	県内の各認知症疾患医療センターが開催する連携協議会に出席し、センターの状況や課題について情報共有し、連携を図った。その他の関係機関とも契約を締結し、各種研修会を開催いただいた。	B	地域によって研修の参加者数に変動があるのでより多くの関係者に参加していただけるようにする。	研修会を年度の早い段階に設定してもらい、多くの人が参加できるようにする。関係機関への周知にできるだけ協力する。	長寿社会課
99	認知症になっても安心して暮らせる共生社会	超高齢社会において認知症への対応は喫緊の課題となっていることから、国の「認知症施策大綱」を踏まえ、認知症の人やその家族の視点に立った総合的な取組を推進していく。	認知症になっても安心して暮らせる地域づくり ・認知症サポーターの養成 ・認知症サポーターが中心となり地域で認知症の人と活動する「チームオレンジ」の設置支援 ・認知症の方の社会参加の場として「本人ミーティング」や「認知症カフェ」の推進 ・行方不明高齢者対応のための県警・市町村等とのSOSネットワークの構築	2,700 2,450	「認知症施策大綱」のもと、認知症になっても安心して暮らせる地域づくりを目指して地域の関係者や行政職員、企業などにサポーター養成講座などの研修会を実施した。 ・SOSネットワークの構築し、情報の共有化を行い、一刻も早い発見につなげている。	B	・地域でチームオレンジのような形態はいくつかあるので既存のものを活かしながら地域で連携した取組に向けて市町村に働きかける。 ・生命の危機に晒される行方不明高齢者が認知症の方の増加に伴い増加が懸念される。	・キャラバン・メイト養成研修において多くの人に参加してもらえるように早めにお知らせする。全市町村でのチームオレンジの設置に向けて市町村に働きかける。 ・市町村域を越えた連携の促進に取り組むため市町村・県警察本部・県で引き続き取り組む。	長寿社会課
100	若年性認知症支援事業	超高齢社会において認知症への対応は喫緊の課題となっていることから、国の「認知症施策大綱」を踏まえ、認知症の人やその家族の視点に立った総合的な取組を推進していく。	・若年認知症サポートセンターを設置し、患者・家族の生活・医療相談や就労相談、社会活動支援を実施(委託) ・若年性認知症の啓発のためのセミナー開催(委託) ・医療機関を受診後、早期に相談支援機関に繋げるため、認知症疾患医療センターと連携したピアサポート事業の実施(委託)	8,130	診断後支援の早期の段階から医療機関や地域と繋がるために若年認知症コーディネーターの存在は不可欠であり、様々な調整役として活動いただいている。	B	若年性認知症の方の就労等について庁内も含めて関係機関と連携を図る必要がある。	年2回開催のネットワーク会議において就労機関の関係者にも加わってもらい、課題の整理や情報共有を行い、就労等について考えていく。	長寿社会課
101	デジタルを活用した認知症予防啓発事業	ICTも導入しながら、認知症に関する啓発・情報発信の強化、予防教室の拡充など、多くの高齢者がライフスタイルに合わせて、早期からリスクを減少させる予防の実践が可能となるような環境を構築していく。	・ICTを活用し、ライブ、オンデマンドによる認知症予防教室を実施 ・SNSを活用し、認知症の情報をプッシュ型スマートフォン等に直接配信したり、利用者に合わせた情報が配信される機能を活用 ・老人クラブと連携してZOOM活用教室を開催し、集合型教室の良いところ+オンライン⇒ハイブリッド型の「とっとり方式認知症予防プログラム」教室を普及	12,915	・認知症予防教室は視聴キャンペーンもあり、会員数が増加した。 ・プッシュ型配信は各講演会等での宣伝により、会員数が増加し、幅広い啓発へと結びついている。 ・とっとり方式の普及のためにモデル地区を設定し、効果測定を実施するとともにZOOMの使用法を講義した。	B	・認知症予防教室のライブ配信視聴者や継続した利用を促進すること。 ・SNSを用いた双方向の取り組みを活用すること。 ・ハイブリッド型の「とっとり方式認知症予防プログラム」教室を主に主催者側へ教授するだけでなく、幅広く告知すること。	・半年放映から年間放映契約とし、継続的な配信及びキャンペーンを行う。 ・地域型認知症疾患医療センターの相談受付を開始。 ・ねりんピックの地域文化伝承館においてハイブリッド型の「とっとり方式認知症予防プログラム」教室を紹介し、幅広く告知する。	長寿社会課
102	高齢者虐待防止推進事業	高齢者虐待防止法に基づき県内の高齢者虐待問題に適切に対応するため、高齢者の権利擁護に対し様々な支援を行い、高齢者虐待対応のための体制を整備する。	○地域における高齢者虐待防止の推進 ・各市町村及び地域包括支援センターの高齢者虐待対応業務を支援するための研修実施(委託) ・成年後見ネットワーク鳥取・倉吉・米子による相談・助言業務の実施(委託) ○高齢者施設における高齢者虐待防止の推進 ・介護職員や施設管理者を対象とした研修の実施	1,732	・地域包括支援センター及び市町村の職員に対して在宅、介護施設における高齢者虐待対応の研修を行った。 ・市町村等からの相談等を専門家等の助言を行った。	B	高齢者虐待への意識が高まりつつあり、各市町村や包括の業務も増加している。	虐待に対する効果的・効率的な対応が求められるため、引き続き、研修や事例共有などにより、担当者のスキルアップを図る。	長寿社会課
103	福祉サービス利用者苦情解決事業	福祉サービスに対する利用者の意見や苦情を幅広く汲み上げ、サービスの質の改善を図る。 県の社会福祉協議会に設置された公正な第三者機関(運営適正化委員会)が、当事者間(利用者及び事業者)で対応困難な福祉サービスに関する苦情解決を図る。	・鳥取県社会福祉協議会が設置する運営適正化委員会の活動経費に対し助成する。	9,520	利用者及び事業者間で対応困難な福祉サービスに関する苦情や相談の解決を運営適正化委員会において行つため、鳥取県社会福祉協議会に活動経費を助成した。	B	毎年一定数の苦情や相談を受け、当該機関で解決が図られていることから、引き続き、この事業を続けていくことが必要。	福祉監査指導課	
104	鳥取県社会福祉・保健サービス評価事業	県が認証した評価機関が、事業所の提供する福祉サービスを評価し、その結果を公表することにより、福祉サービスの質の向上とサービス利用者への情報提供を図る。	・事業者の提供するサービスを評価する評価機関の認証、評価調査者の養成研修及び継続研修を実施するとともに、指導監査等を通じた事業の普及を促進する。	1,096	・評価推進委員会を開催し、評価機関の認証更新を行った。 ・評価調査者継続研修を行った。 ・指導監査時や研修の機会を捉え、受審の動員を行った。	B	・より多くの事業所に評価機関の評価を受けていただくことが必要。 ・新規の評価調査者を確保する必要がある。	・指導監査等の機会を捉え事業の普及と啓発を行う。 ・評価調査者の確保のため、評価調査者養成研修及び評価調査者継続研修の実施する。	福祉監査指導課

105	とっとり県民カレッジ事業講座の開催	県民の多様化・高度化する学習要求に応えるために、社会の様々な教育機能との連携を図り、広く県民に公開された学習機会を提供する。	市町村や高等教育機関等と連携し、地域づくりにつなげる講座等を開催する。また、講座について広く県民に情報提供することにより県民に学ぶ機会を提供するとともに、講座の受講に応じて単位を認定することで学習意欲向上を促す。	100	「とっとり県民カレッジ」では、県立生涯学習センターの指定管理者と高等教育機関、市町村、県が連携し、幅広いテーマで講座を設け、県民に多様な学習機会を提供した。(市町村連携講座の開催:3回、大学等と連携した特別講座の開催:9回)	B	受講者の固定化・高齢化が課題となっており、新規受講生を開拓していくことが必要。	SNS等を活用した告知や講座のアーカイブ配信による受講機会の提供、スタッフに大学生等の協力を得つつ、大学生も講座に巻き込むなどの手法を検討する。	社会教育課
106	【再掲】25 とっとりUD施設普及推進事業	②～⑧ 【再掲】25	—	—	—	—	—	—	住宅政策課
107	【再掲】57 住宅セーフティネット支援事業	②～⑧ 【再掲】57	—	—	—	—	—	—	住宅政策課
108	就労支援	「働きたい」という意欲と能力を持つ高齢者のニーズに応じた就労支援を実施する。	働く意欲のある高齢者の掘り起こしを行うとともに、就業支援員が、高齢求職者の働き方ニーズに応じた伴走型支援を行うとともに、求人企業に対してはワークシェア等の新たな雇用形態の提案を行いマッチングに向けた支援を行う。	—	働く意欲のある高齢者の掘り起こしを行うとともに、就業支援員が、高齢求職者の働き方ニーズに応じた伴走型支援を行うとともに、求人企業に対してはワークシェア等の新たな雇用形態の提案を行いマッチングに向けた支援を行った。	B	相談を躊躇している潜在的な相談者は存在すると思われるため、認知度向上を図るとともに、相談しやすい環境を整える必要がある。	適正な人員配置による相談体制の確保を図るとともに、関係機関と連携した効果的なチラシの配布等による認知度向上策、アウトリーチ型による支援対象者に配慮した相談の充実など環境整備を図る。	鳥取県立ハローワーク

6 外国人の人権

【施策の基本的方向】

- (1) 暮らしやすいまちづくりの推進 (2) 生活情報の提供の充実 (3) 相談支援体制の充実 (4) 教育・啓発の推進 (5) 外国人児童生徒に対する教育の充実
(6) 外国人の社会参画の推進

番号	①事業名	②事業の目的	③事業内容	④予算額 (千円)	⑤R5年度実施状況	⑥R5年度 評価	⑦次年度への課題	⑧課題への取組	⑨担当課
109	多文化共生推進事業	外国人が安心して訪問、生活できる多文化共生社会を推進していくため、外国人総合相談窓口や多文化共生サポーター制度の運営、災害時外国人支援、日本語教育体制整備等の取組を行う。	・多言語(英語、中国語、ベトナム語)対応の「外国人総合相談窓口」の運営。 ・外国人の視点から多文化共生の取組を進めるため、多文化共生コーディネーターを配置。 ・外国人住民と行政等との橋渡し役を務める鳥取県多文化共生サポーター制度の運営。 ・災害時の外国人支援のための研修会開催等 ・全県的な日本語教育推進体制を整備するため、学習機会の確保充実、人材育成、関係機関との連携等を実施。	31,760	・外国人総合相談窓口については、医療分野や日本語学習に関する質問を中心に、令和4年度とほぼ同数の相談を受けた。 ・多文化共生サポーターの拡充を図り、新たに1団体に委嘱した。 ・災害時の外国人支援に関する研修会を県内市町村等関係者向けに実施した。	B	・日本語教育推進体制が十分に構築できていない。	・全県的な日本語教育推進体制の整備、学習機会の確保充実、日本語教育に携わる人材の育成、企業等関係機関との連携など、日本語教育に必要な体制の整備	交流推進課
110	【再掲】57 住宅セーフティネット支援事業	②～⑧ 【再掲】57	—	—	—	—	—	—	住宅政策課
111	私立高等学校等JET-ALT配置支援事業	私立学校において外国語教育等の取組が継続して行われるように支援する。	私立高等学校等における外国語指導助手(ALT)の配置を支援し、私立学校等生徒の英語力の一層の向上と国際舞台で活躍できる人材養成を図るため補助金を交付する。	10,759	JETプログラムを活用してALT配置を行う私立学校3校に対して助成し、外国語教育等の取り組みを支援した。	B	引き続きALTを配置する私立学校に対して助成し、外国語教育等の取組が継続して行われるように支援する。	各学校への希望を丁寧に取り、必要な支援を実施する。	総合教育推進課
112	外国語指導助手等充実事業(外国語指導助手(ALT)配置)	グローバル化が進化した現代社会において必要となる外国語教育の充実を図る。	県立高校に語学指導等を行う外国語指導助手(ALT)27名を配置する。	115,065	外国語指導助手を2名増員し、各県立学校における外国語教育及び国際理解教育を推進した。	B	英語を使って主体的にコミュニケーションを図ろうとする意欲や態度を持った生徒の育成と、生徒の表現力を伸ばすための指導と評価の改善をさらに推進する必要がある。	各種研修を通じて外国語指導助手の授業内における活用と、授業外の場面で、英語によるコミュニケーションを行う機会を拡充する。	高等学校課 (指導担当)
113	世界に羽ばたく人材育成事業	長期の海外留学により、多様な価値観や物事の捉え方などを学ぶ機会を鳥取の高校生に提供することによって、今後の予測不能な社会にあっても主体的に地域や世界の課題に向き合い、グローバルな視点から課題解決を図ろうとする人材を育成する。	(1) スタンフォード大学が提供するオンラインプログラムの提供 (2) 留学に関する情報提供を行うための説明会の実施 (3) 長期留学に対する助成 (4) 各学校が企画する海外派遣プログラム参加者への補助金支援 (5) 海外で開催される交流事業に高校生等を派遣	20,321	(1) 専任講師とともに、社会課題等について議論した。 (2) 留学説明会をオンラインで実施し、留学気運の醸成を図った。 (3) 長期留学支援として3名の生徒に補助金を交付した。 (4) 各学校が主催する海外研修プログラムに参加し、各学校の審査により選考された2校5名の生徒に、補助金を支給した。 (5) 令和5年度の英語弁論大会優秀者2名をニュージーランドに派遣した。	B	世界で活躍するグローバル人材の育成を図るとともに、地域社会を支えるグローバル人材の育成を図る必要がある。	(1) できる限り多くの学校から生徒が参加できるように配慮する。 (2) 県事業の周知と、その他の県主催の海外派遣及び国主催の海外派遣の機会等について情報提供を行い、留学気運の醸成を図る。 (3) 長期留学の支援内容について周知を図るとともに、長期留学全般について情報提供を行う。 (4) 事業内容について周知を図り、さらに多くの学校が事業に参加するよう促す。 (5) 派遣期間の延長や、派遣生徒の人数を増やす。	高等学校課 (指導担当)

114	県立学校裁量予算事業(学校独自事業・国際交流関係)	学校長による独自性のある学校運営の実施を目的として、学校長の裁量による予算執行を認め、学校の自立度の向上、生徒の状況に応じた学校づくりを推進する。	(1) 海外研修旅行・2校(台湾2校) (2) 海外交流校との学校間交流・11校(中国1校、韓国5校、アメリカ3校、マレーシア1校、ブラジル1校、インドネシア1校、台湾1校、香港1校、オーストラリア1校) ※複数の国と交流する学校が3校 (3) その他海外派遣・1校(シンガポール1校、マレーシア1校)※複数の国へ派遣する学校が1校	5,913	前年度、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、中止又はオンライン等での代替を余儀なくされていたが、令和5年度は現地への派遣及び現地からの交流生受け入れを実施できた。対面で交流を行うことで、より高い教育効果を得ることができた。	B	引き続き、対面での交流を維持し、異文化理解を深めていくとともに、オンラインも活用し交流の機会を確保していく。	事業内容の再検討を含め、より効果的な実施方法を検討しつつ事業を継続して実施する。	高等学校課 (学事担当)
115	図書館国際交流事業	環日本海諸国との交流やさらなるグローバル化に伴う幅広い国際交流や国際理解の促進を支援するために、環日本海交流室・国際交流ライブラリーの機能を活かし、広く海外情報を収集・提供することに務める。	(1) 図書交換事業 図書交換等に関する協定を結んでいる韓国・中国・モンゴルの図書館と資料、情報の交換を行う。 (2) 海外に関する資料収集整備・提供の促進 特色ある資料収集と提供に努め、ホームページ等で公開していく。 (3) 海外に関する情報発信 県民に広く海外諸国に関する情報を発信・提供することにより、海外諸国に親しんでもらうとともに、国際理解の推進のための講演会を開催する。 (4) 語学・歴史・文化等学習支援事業 翻訳絵本の読み聞かせや英語多読の推進を図る催しを行う。また、外国人の利用促進を図る。	4,952	・韓国、中国、モンゴルの図書館と図書交換を行い、環日本海交流室等において閲覧に供した。 ・国際交流ライブラリー講演会を開催し、令和3年度に図書交換事業を開始したモンゴルについて理解する機会を提供した。 ・「英語に親しむワークショップ」を開催し、当館所蔵資料を利用した英語の楽しみ方や、英語を習得することの利点等を学ぶことができた。 ・多文化を知るイベントを琴浦町図書館と共催し、韓国の文化を知る機会を提供した。 ・国際交流に関する県政やその時々話題等をテーマに関連図書を公開した。	B	・当館の国際交流ライブラリー・環日本海交流室が多文化理解や県内在住外国人との交流の拠点となるよう、さらなる利用促進を図る必要がある。 ・鳥取県が交流している環日本海諸国について、引き続き資料・情報の収集と充実と努め、県内在住外国人の支援及び県民の国際理解のための活動を継続していく必要がある。	・市町村立図書館や関係課・関係団体と協力し、県内での周知や利用促進を図るとともに、県民の国際交流や国際理解のための講演会や行事を引き続き実施する。	図書館
116	環日本海教育交流推進事業	環日本海諸国(大韓民国)との教員、児童生徒との交流促進を図ることにより、国際感覚豊かな教員及び児童生徒を育成し国際理解教育を推進するとともに、子どもたちの健全育成に向けた活動をより一層発展させる。	鳥取県教育委員会と江原外国語教育院が2013年に締結した「交流協約書」に基づいた児童生徒交流事業及び研修を実施する。 (1) 本県児童生徒の派遣は、児童生徒20名、引率教員5名を予定。江原道児童生徒の受け入れは、児童生徒20名、引率8名を予定。 (2) 外部専門機関の協力を得て、江原道内高校で日本語指導を担当する教員を対象とした指導力向上研修を開催。また、江原外国語教育院への外国語研修派遣を予定。	5,956	・本県児童生徒の派遣は、新型コロナウイルス感染症の感染状況等を踏まえ中止とし、代替交流として、江原道の生徒と米子南高校の生徒がオンラインで交流した。 ・江原道日本語指導担当教員指導力向上研修は、オンラインで実施し、江原道の教員5名が参加した。 ・韓国江原道外国語教育院教員派遣研修は、新型コロナウイルス感染症等の理由により中止した。	B	・交流の機会を積極的に設定することは、日韓両国の国際理解教育を推進していくために有効である。特に県の事業として実施することで、韓国と交流のない市町村の児童生徒も交流でき、県内全域に交流の輪を広げることができる。江原道と鳥取県との教育交流事業の一環として、草の根レベルでの相互理解や良好な関係づくりを進めていく必要がある。	・新型コロナウイルス感染症が5類移行され、米子一ソール便の往来再開を受け、児童生徒及び教員の相互派遣交流の一環として、令和6年度は受入事業を行い、国際感覚豊かな児童生徒及び教員の育成を推進していく。	小中学校課 高等学校課
117	外国人児童生徒等への日本語指導等支援事業	母語での支援員や日本語指導支援員の活用による指導体制の構築、多言語翻訳システム等ICTを活用した支援の充実など、多文化共生社会の実現に向けた外国人児童生徒等への日本語指導を含む教育の充実を図る。	外国人児童生徒等の学習環境を整備するため、授業等において母語での支援や日本語指導支援員を配置するための経費を補助する。また、各市町村教委担当者、日本語支援等担当教員等との連絡協議会を開催し、受け入れや学習支援に係る情報交換や協議を行ったり有識者等による指導助言を受けたりすることで、各自治体、学校現場での支援体制の充実を図る。	8,205	・令和5年度は、鳥取市、境港市、北栄町、琴浦町の4市町で、日本語指導支援員を配置し、日本語指導や学習指導、保護者支援等を行っている。関係市町村教育委員会、学校、指導員で情報交換・協議を行う場を設け、指導方針の確認や課題の共有を行い、個に応じた支援を行っている。	B	・各市町村教育委員会や各学校において、児童生徒の実態に応じたきめ細かな支援を行っていただいているところではあるが、外国人児童生徒等の受け入れに係る初期対応や日本語指導、母語支援のできる通訳等的人的な支援が十分にできていないところに課題がある。	・鳥取県国際交流財団と連携し、人的な支援の充実を推進する。 ・各市町村教委担当者、日本語支援等担当教員等との連絡協議会を複数回実施し、関係市町村教育委員会や各学校への支援の充実を図る。	小中学校課
118	就労支援	「鳥取で働きたい」という意欲と能力を持つ外国人のニーズに応じた就労支援を実施する。	就業支援員が、働く意欲のある外国人と、採用を希望する企業とのマッチング等、寄り添った支援を行う。	—	就業支援員が、働く意欲のある外国人と、採用を希望する企業とのマッチング等、寄り添った支援を行った。	B	相談を躊躇している潜在的な相談者は多数存在すると思われるため、認知度向上を図るとともに、相談しやすい環境を整える必要がある。	適正な人員配置による相談体制の確保を図るとともに、関係機関と連携した効果的なチラシの配布等による認知度向上策、アウトリーチ型による支援対象者に配慮した相談の充実など環境整備を図る。	鳥取県立ハローワーク

7 感染症等病気にかかわる人の人権

【施策の基本的方向】

- (1) 教育・啓発の推進 (2) 相談支援体制の充実 (3) プライバシーに配慮した医療環境の整備 (4) ハンセン病回復者等への支援
 (5) HIV感染者、エイズ患者への支援 (6) 難病患者等への支援 (7) 新型コロナウイルス感染症に関する取組

番号	①事業名	②事業の目的	③事業内容	④予算額 (千円)	⑤R5年度実施状況	⑥R5年度 評価	⑦次年度への課題	⑧課題への取組	⑨担当課
119	ハンセン病問題対策事業	本県出身のハンセン病元患者やその家族の方々が安心して生活ができるように支援するとともに、ハンセン病に起因する人権問題解決のため、歴史の教訓を学び、正しい知識の普及啓発を行う。	①ハンセン病問題人権啓発事業 ・ハンセン病問題人権学習会 ・県民交流事業 ・パネル展 ②本県出身入所者支援事業 ・療養所訪問事業 ・里帰り支援事業 ・伝統芸能派遣事業 ③ハンセン病家族補償法支援事業 補償法に関する制度の周知と相談事業	1,429	要望のなかった里帰り支援事業、伝統芸能派遣事業を除き、③事業内容に記載のとおり実施した。	B	引き続き、ハンセン病元患者やその家族の方々に対する支援、正しい知識の普及啓発を地道に行っていく。特に、来年度はハンセン病患者家族補償金の請求期限(R6.11.21)を迎えるため、適切な相談支援に努める。	これまでの取組を引き続き継続していく。特に、ハンセン病患者家族補償金の請求期限(R6.11.21)を迎えるため、適切な相談支援に努める。	健康政策課
120	難病対策事業	発病の原因が不明であるため、治療が困難で長期療養を要することから医療費負担が高額となる難病等について、その患者に対して良質な適切な医療を提供するために医療費助成を行うとともに、療養生活の質の維持向上を図る。	①難病等医療費助成事業 ②難病患者地域支援対策推進事業 ③在宅難病患者一時入院事業 ④在宅人工呼吸器使用患者支援事業 ⑤難病相談・支援センター、難病医療連絡協議会運営事業	987,546 1,081,716	③事業内容に記載のとおり実施した。	B	引き続き、難病等の患者に対して必要な支援を行っていく。特に来年度から難病患者の福祉・就労等の円滑な支援を目的とした登録者証を円滑に発行し、難病の生活支援充実に向けた対策を進める。また、難病患者への理解をすすめるため、難病フォーラムを開催する。	これまでの取組を引き続き継続していくとともに、難病患者の福祉・就労等の円滑な支援を目的とした登録者証を円滑に発行し、難病の生活支援充実に向けた対策を進める。また、難病患者への理解をすすめるため、難病フォーラムを開催する。	健康政策課
121	エイズ予防対策事業	エイズ及び性感染症のまん延防止と早期発見・早期治療を推進するとともに、エイズ患者・HIV(ヒト免疫不全ウイルス)感染者に対する差別・偏見の解消を図る。	①正しい知識の普及啓発 ・HIV検査普及週間(6月1日～7日) ・性感染症予防キャンペーン(7月～9月) ・世界エイズデー(12月1日) ②検査・相談体制の充実 ・HIV・性感染症検査・相談窓口の開設 ・エイスカウンセラーの派遣 ・検査・相談業務従事者育成のための研修派遣 ③医療体制の充実 ・エイズ診療従事者育成のための研修派遣 ・エイズ相談・治療連絡会議の開催 ・エイズ感染予防薬の整備	4,718	・リーフレット配布、ラジオスポットCM、新聞広告や街頭キャンペーンの実施などにより性感染症予防に係る普及啓発を実施した。 ・保健所の無料・匿名検査を継続的に実施し、HIVや性感染症の陽性が判明した方に医療機関への受診勧奨を行うことで、早期発見・早期治療につなげた。	B	従来から、新聞やラジオによる啓発を実施しているが、特に検査を必要とする年代の情報源になりにくいことを考慮し、新聞やラジオでの啓発を縮小しつつ、インスタなどのSNSを活用した啓発の検討が必要である。	保健所の無料・匿名検査の体制整備、啓発媒体の見直しを行い、正しい知識の普及啓発に努める。	感染症対策課 感染症対策センター
122	がん教育啓発研修会	より効果的ながん教育が実施されるよう、指導内容の充実と教職員の正しい理解を図る。	・学校教職員等を対象に、学校におけるがん教育の理解と充実を図るため、研修会を開催する。	172	教職員を対象に研修会を開催し、がんに関する正しい理解や教育の進め方など周知することを通して指導力の向上を図るとともに、各学校におけるがん教育の大切さや必要性を伝えることができた。(参加者35人)	A	・参加者が、保健体育主事や養護教諭が中心となっており、学校でがん教育の中心となっている保健体育科教諭の参加が少ない。 ・がん教育が、体育・保健体育科の授業のみで実施されており、学校全体での取組となっていない。	これまで推進校として実践を行った学校の事例等を紹介しながら、がん教育の大切さや必要性を周知していく。	体育保健課

8 刑を終えて出所した人の人権

【施策の基本的方向】

(1) 教育・啓発の推進 (2) 相談・支援の充実

番号	①事業名	②事業の目的	③事業内容	④予算額 (千円)	⑤R5年度実施状況	⑥R5年度 評価	⑦次年度への課題	⑧課題への取組	⑨担当課
123	鳥取県社会福祉事業包括支援事業	鳥取県内における犯罪の予防及び更生保護に関する事業の健全な発達に寄与する。 矯正施設からの退所者を保護し、社会復帰する手助けをする。	犯罪や非行をした人への円滑な社会復帰のための支援や、再犯の防止等を目的として、更生保護活動を行う団体の活動に要する経費の一部を助成。(R4予算額: 200千円) ・鳥取県更生保護観察協会 ・鳥取県更生保護給産会	200	犯罪や非行をした人への円滑な社会復帰のための支援や、再犯の防止等を目的として、更生保護活動を行う団体の活動に要する経費の一部を助成した。 ・鳥取県更生保護観察協会 ・鳥取県更生保護給産会	A	なし	なし	福祉保健課 孤独・孤立対策課
124	鳥取県再犯防止推進事業	犯罪をした者等が、適切な福祉支援等を受けることにより、再び社会を構成する一員となるようにすることで、再び犯罪を行うことを防止し、県民が安全で安心して暮らせる地域づくりを行う。	<鳥取県地域生活定着支援センター運営事業> 高齢又は障がいのため福祉的な支援を必要とする矯正施設退所者及び被疑者・被告人等について、退所又は釈放後直ちに福祉サービス等(障害者手帳の発給、社会福祉施設への入所など)につなげるための調整及び、出所又は釈放後の支援を実施 <鳥取県再犯防止推進会議> 犯罪をした者等が孤立することなく再び社会を構成する一員となることにより、県民の犯罪被害を防止するため、現状、進捗、課題等の情報共有、計画の管理・検証等を行う「鳥取県再犯防止推進会議」(構成団体: 国の関係機関、県関係機関、更生保護関係団体等)を2回開催予定 <高齢者・障がい者以外の出所者等に対する相談支援体制の構築> 地域生活定着支援センターの支援対象外の者、その家族等向けの相談体制の構築について検討会を開催。 <市町村に対する再犯防止推進支援事業> ・市町村担当者等対象の研修会 ・市町村等関係者・県との連携会議	30,428	<鳥取県地域生活定着支援センター運営事業> 高齢又は障がいのため福祉的な支援を必要とする矯正施設退所者及び被疑者・被告人等について、出所又は釈放後の支援を実施した。 <鳥取県再犯防止推進会議> 1回開催し、県から計画における取組の進捗の報告や参画団体のうち6団体から活動報告をいただき、連携を図った。 <高齢者・障がい者以外の出所者等に対する相談支援体制の構築> 地域生活定着支援センターの支援対象外の者、その家族等向けの相談体制の構築について検討会を3回開催した。 <市町村に対する再犯防止推進支援事業> 研修会および連携会議を合同で1回開催し、市町村との連携を図り、知見を深めていただいた。	A	・地域生活定着支援センターの支援対象となる高齢または障がいのある出所者等以外についても、本県では専門支援機関はない。 ・出所者等が地域に戻ったときに必要な福祉サービス等の支援を円滑に受けるために、市町村との連携や市町村への支援が必要。 ・再犯防止に関する取組や意義については、関係機関や一般県民に十分に浸透しているとは言えない。	・相談支援体制の構築について検討会を継続開催し、方向性を年度内にまとめる予定。 ・研修や会議を継続して開催する。 ・第2期計画の内容で拡充した、更生保護団体・国の機関、関係機関の業務紹介なども活用しながら、わかりやすい発信や機会を捉えての広報を行っていく。	福祉保健課 孤独・孤立対策課
125	【再掲】57 住宅セーフティネット支援事業	②～⑧ 【再掲】57	—	—	—	—	—	—	住宅政策課
126	就労支援	専門就業支援員を配置して、刑務所出所者等に対する就労相談等を実施する。	専門就業支援員が、受刑者に対する職業講話等を行い就業感の醸成を図るとともに刑務所出所者等への職業相談、職業紹介等の就労支援や就職後の職場定着まで継続した支援を行う。	—	専門就業支援員が、受刑者に対する職業講話等を行い就業感の醸成を図るとともに刑務所出所者等への職業相談、職業紹介等の就労支援や就職後の職場定着まで継続した支援を行った。	B	相談を躊躇している潜在的な相談者は存在すると思われるため、認知度向上を図るとともに、相談しやすい環境を整える必要がある。	関係機関と連携した効果的なチラシの配布等による認知度向上策、アウトリーチ型による支援対象者に配慮した相談の充実など環境整備を図る。	鳥取県立ハローワーク

9 犯罪被害者等の人権

【施策の基本的方向】

(1) 教育・啓発の推進 (2) 相談・支援の充実

番号	①事業名	②事業の目的	③事業内容	④予算額 (千円)	⑤R5年度実施状況	⑥R5年度 評価	⑦次年度への課題	⑧課題への取組	⑨担当課
127	犯罪被害者及びその家族の人権問題についての啓発	犯罪被害者等の実情や支援の必要性等について広く県民の理解を促進する	消費生活センターが県内大学等の高等教育機関と連携して正規授業として実施する消費者教育連続講座「とっとり消費者大学くらしの経済・法律講座」において、学生及び県民に対して「犯罪被害者とその家族の人権問題を考える」をテーマにした講座を開催	4,578 1,706	公立鳥取環境大学において「犯罪被害者等の支援について」の講座を開催した。 (講師：公益社団法人とっとり被害者支援センター理事長 佐野 泰弘 氏)	B	各大学等での犯罪被害者等の人権問題啓発講座の開催	大学生・県民に対する犯罪被害者等の人権問題啓発講座の開催について、引き続き大学等に働きかけていく。	消費生活センター
128	犯罪被害者等の人権学習会	犯罪被害者等の人権学習会を開催し、犯罪被害者への人権に関する教育・啓発の推進を図る。	人権教育の企画者(人権教育推進員、人権擁護委員など)を対象に、犯罪被害者等の人権に関する研修を実施	50	令和5年6月3日「被害者支援を考える公開講座」を犯罪被害者支援センターと協力して実施した。 (年1回実施。令和5年度参加人数：約200人)	B	犯罪被害者等支援に対する理解を促進するためにも、より多くの方に参加いただけるよう周知等が必要。	犯罪被害者等当事者に講演いただく等、被害者支援センター等と連携した学習会を実施する。	くらしの安心推進課
129	県庁市町村総合的対応窓口の設置支援	市町村において犯罪被害者等の様々な相談にワンストップ体制で対応を行う総合的対応窓口の設置を進める。	市町村において犯罪被害者等支援に関する総合的対応窓口が設置されるよう支援を行う。	100(一部)	犯罪被害者等支援に関するワンストップ対応窓口が設置されるよう、説明会等を通じて働きかけを行った。	B	ワンストップ窓口の必要性は浸透しているが、犯罪被害者への対応事業がないためスキルが蓄積していない。	県による市町村のサポート体制の構築等を行う。	くらしの安心推進課
130	支援活動ボランティア採用時養成講座の支援	支援活動員に対して、相談に必要な専門的な知識・技能を身につけるための研修等の支援を行う。	支援活動ボランティアとして活動するために必要な知識の習得するための採用時養成講座の開催支援講師派遣	100(一部)	クローバーとっとりが実施したボランティア養成講座に対する経費支援を行った。	B	被害者支援に関する認知度を上げていくためにも、支援に係わる者を増やしていく必要がある。	引き続き、ボランティア養成への支援を行う。	くらしの安心推進課
131	性の権利を守る学習会の開催支援「人権学習講師派遣事業(教育委員会連携事業)」	子どもを性暴力・性被害の当事者にならないこと、加害者や傍観者を生まない社会の実現を図る。	児童、生徒、教職員等を対象とした出前講座の開催支援	50	クローバーとっとりにおいて性の権利について学ぶ学習会39校及び教職員等を対象とした出前講座14回実施	B	被害者支援を行う機関であるクローバーととりは人員に限りがあるため、啓発の方法等について整理・検討する必要がある。	県立学校人権教育主任協議会で本事業の案内を行う。	くらしの安心推進課 人権教育課
132	被害者支援を考える公開講座の開催支援	社会全体で被害者等を支援していくという県民意識の醸成のため、被害者等の置かれた状況及び社会的支援の必要性への理解を促す。	とっとり被害者支援センター主催の講座を県、県警とともに開催支援	95	街頭広報、命の大切さを学ぶ教室、チャリティーイベント等において、犯罪被害者支援団体であるとっとり被害者支援センターの広報用動画を活用し、同団体の周知活動や県民への被害者支援の理解促進を図った。	B	同センターの更なる認知度向上を図る必要がある。	今後も街頭広報やイベント開催時等、様々な機会において、広報用動画を積極的に活用し、本取組を継続して実施する。	くらしの安心推進課 警察本部広報県民課
133	鳥取県被害者支援フォーラムの開催支援	社会全体で被害者等を支援していくという県民意識の醸成のため、被害者等の置かれた状況及び社会的支援の必要性への理解を促す。	とっとり被害者支援センター主催のフォーラムを県、県警とともに開催支援	540	令和6年2月22日、倉吉未来中心において開催された「被害者支援を考える公開講座」に出席するとともに、本講演会について各警察署、鳥取県犯罪被害者支援連絡協議会会員への周知を図った。	B	多くの県民に参加してもらえよう県警等とも協力し周知を図る必要がある。	今後も継続して支援する。	くらしの安心推進課 警察本部広報県民課
134	広報啓発	犯罪被害者支援団体の活動を県民に広く周知し、被害者支援に関する県民の理解促進を図る。	・犯罪被害者週間に合わせて、県庁舎、各総合事務所及び警察本部庁舎にのぼり旗を掲出 ・犯罪被害者支援活動広報月間(11月)において、警察本部、各警察署において集中的に広報活動を実施	4,600	街頭広報、命の大切さを学ぶ教室、チャリティーイベント等において、犯罪被害者支援団体であるとっとり被害者支援センターの広報用動画を活用し、同団体の周知活動や県民への被害者支援の理解促進を図った。	B	同センターの更なる認知度向上を図る必要がある。	今後も街頭広報やイベント開催時等、様々な機会において、広報用動画を積極的に活用し、本取組を継続して実施する。	警察本部広報県民課
135	支援活動員(被害者支援ボランティア)採用時養成講座の支援	被害者支援活動の充実のための必要な知識の養成を図る。	支援活動員(被害者支援ボランティア)として活動するために必要な知識の習得に係る採用時養成講座の講師派遣	787	とっとり被害者支援センターの支援活動員の採用時養成講座において講義を行った。	A	継続して、同講座における講義を行う必要がある。	今後も継続して、同講座における講義を行う。	警察本部広報県民課
136	とっとり被害者支援センターの認知度向上	犯罪、性暴力、事故等による被害者及びその家族、遺族を支える組織の存在を広く認識してもらい、その支援活動や市民の被害者等への理解・支援が被害者等の平穏な生活への復帰につながることを周知する。	鳥取県協働提案・連携推進事業補助金を受けて作成したサウンドアート(砂絵)動画及び被害者支援楽曲を活用したTVCMの放送、YouTube・SNSでの発信など各種広報媒体を活用してセンターの認知度アップを図る。	4,600	「涙のちづれ」プロジェクトで完成した広報用作品について、「命の大切さを学ぶ教室」、街頭広報等、あらゆる機会における広報活動で活用した。また、本楽曲を編曲し、警察音楽隊において演奏するなど、とっとり被害者支援センターの認知度向上に努めた。	B	本作品を活用し、同センターの更なる認知度向上を図る必要がある。	今後も、あらゆる機会をとりえて本作品を活用した同センターの広報活動を実施する。	警察本部広報県民課
137	人権学習講師派遣事業(命の大切さを学ぶ教室)	命の大切さについて考え、被害者、加害者にならないという意識の涵養を図る。	中学、高校生に対し「命の大切さを学ぶ」をテーマに犯罪被害者の遺族等を講師とした講演を実施する。	345	令和5年度は、4校で開催した。開催校からは、 ・改めて命の大切さや重みについて考えることができました。(学生の感想) ・命の大切さを改めて感じ、家族・友達・周りの人を大切にしようと思いました。(学生の感想)等の声があり、大変好評であった。	B	更に多くの学校で開催されるように努める必要がある。	スクールサポーターを活用する等して、更に多くの学校で開催されるよう努める。	警察本部広報県民課 人権教育課

10 性的マイノリティの人権

【施策の基本的方向】

(1) 教育・啓発の推進 (2) 相談・支援の充実 (3) 諸課題についての対応

番号	①事業名	②事業の目的	③事業内容	④予算額 (千円)	⑤R5年度実施状況	⑥R5年度 評価	⑦次年度への課題	⑧課題への取組	⑨担当課
138	人権学習講師派遣事業(多様な性のあり方について学ぶ学習会)	・児童生徒が、LGBT等多様な性のあり方について学習することを通して、互いの個性を尊重し、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができるために必要な資質・能力の育成を図る。 ・教職員が多様な性のあり方について理解を深めることを通して、すべての児童生徒が自らの大切さを認められていることを実感できるような環境づくりを行うための人権意識の向上を図る。	・多様な性のあり方についての学習会を実施し、多様な性のあり方について正しく理解するとともに、多様性を尊重する意識を育む。	456	多様な性のあり方と人権について学ぶ学習会を小学校7校、中学校3校、高校3校(計13校)で実施した。	A	・「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」が成立したこと等を踏まえ、学習会への申込数が増加することが予想される。 ・性的マイノリティへの理解に留まらない学習が必要。	・予算の増額(学習会の実施数の増加)を図る。 ・人権教育主任会、職員研修等の機会を捉えて、SOGI、SOGIESCの考えについて説明を行う。	人権教育課
139	多様な性を認め合う社会づくり推進事業	多様な性を認め合い、誰もが自分らしく生きることができる社会づくりを進める	「多様な性を認め合う社会づくりシンポジウム」を開催し、性的マイノリティの方々の生きづらさ及びアウトティングの危険性に対する理解と、共に寄り添い生きることの重要性を発信する。 また、相談員の人材育成及び当事者が気軽に立ち寄ることのできる居場所づくりとしての「コミュニティスペース」の提供に引き続き取り組み、相談支援の充実を図る。	2,739	・多様な性を認め合う社会づくり講演会の開催 ・支援相談人材育成研修の開催 ・鳥取市、倉吉市、米子市設置のコミュニティスペースにおける学習会の開催 ・電話相談窓口の開設 ・「とっとり安心ファミリーシップ制度」の導入	B	性の多様性に関する理解増進法の成立や、ファミリーシップ制度の運用開始も踏まえ、当事者の生きづらさを解消し、アウトティング対策など、正しい理解促進を一層進めていく必要があり、シンポジウムを開催しての情報発信、企業への講師派遣などを行っていく。	講演会やシンポジウムの開催 ・人材育成研修の実施 ・コミュニティスペースへの講師派遣 ・電話相談窓口の周知 ・企業への講師派遣	人権・同和対策課

11 生活困難者の人権

【施策の基本的方向】

- (1) 教育・啓発の推進 (2) 生活困難者への自立支援 (3) 生活困難者への就労支援 (4) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受けた生活困難者への支援
(5) 地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制整備の推進

番号	①事業名	②事業の目的	③事業内容	④予算額 (千円)	⑤R5年度実施状況	⑥R5年度 評価	⑦次年度への課題	⑧課題への取組	⑨担当課
140	コロナ禍における生活困難者総合支援事業	生活保護に至っていない生活困難者に対する「第2のセーフティネット」を構築するとともに、生活困難者の経済的自立のみならず、日常生活や社会生活などにおける本人の状態に応じた自立を総合的に支援する。また、市町村が行う生活困難者の自立に向けた支援を県がサポートし生活困難者の生活再建を図る。	【生活困難者を支える市町村の支援体制の充実】 市町村に対して、生活困難者自立支援制度に関する後方支援(養成研修・現任研修の実施、関係機関とのネットワーク形成等)を行う。 【生活困難者に対する支援】 ・法に基づき、生活保護に至っていない生活困難者に対する「第2のセーフティネット」を構築し、本人の状態に応じた自立支援や地域ネットワークの構築による包括的な支援を実施する。 ・家計管理に関するセミナー等による困窮の未然防止、就労支援員による被保護者に対する就労支援、見舞金の支給、中間的就労支援による就労困難者等の就労に向けた段階的な機会の提供等を併せて実施することにより、生活困難者の自立を総合的に支援する。	69,923	・三朝町、大山町における生活困難者自立支援法に基づく自立相談支援等のほか、ファイナンシャルプランナーと連携した家計支援や、さまざまな事情から直ちに一般就労で働くことが難しい方に対して、本人の状況に応じて見学や職業体験・就労体験の機会を提供しながら、就労に向けた段階的支援を行う中間的就労支援推進事業等により全県的な取組を実施した。 ・マンパワー、ノウハウ等が不足する自立相談支援機関に対し、相談の第一段階を県の委託事業者が受け止める等により自立相談支援機関をサポートする自立相談支援機関のサポート事業、支援員等のスキルアップを図る研修を実施等により円滑な事業実施につなげる市町村バックアップ事業等により、生活困難者を支える市町村の支援体制の充実を図った。	B	・ウクライナ情勢や円安の影響等により物価高騰の状況が続いており、生活困難者の苦しい状況が継続しているため、生活基盤そのものを立て直すための自立に向けた計画的・継続的な支援のほか、当面の生活を維持するための緊急的な支援も必要。 ・物価高騰等の状況も注視しながら、生活困難者が円滑に生活再建を図れるよう、県社協等の自立相談支援機関がきめ細かいフォローを行っているようバックアップしていく必要がある。	・従来から実施してきた生活困難者自立支援法に基づく各種事業により、本人の状態に応じた自立を総合的に支援するとともに、市町村や社協が実施する生活困難者に対する支援を県がサポートし、生活困難者の生活再建を図る。 ・特に、生活困難者の一時的な生活費を貸し付ける生活福祉資金について、同資金のコロナ禍における特例貸付で貸付を行った生活困難者のうち一定数の方はコロナ以前から生活困窮状態であり、特例貸付の償還が生活再建の負担となっていくことも想定されることから、物価高騰の状況等を注視しながら、更なるフォローが必要になれば必要な支援を検討していく。	福祉保健課 孤独・孤立対策課
141	孤独・孤立を防ぐための市町村包括的支援体制強化事業	従来の属性別の支援体制では狭間のニーズ等への対応が困難であることから、市町村が、属性を問わない包括的な支援体制を構築し創意工夫をもって円滑に実施することが求められており、県としてそれを支援する。	包括的な支援体制については、住民に身近な市町村が主体となって実施することが重要であり、市町村がそうした支援体制を整備、充実していけるよう、国が定める「重層的支援体制整備事業」について、当該事業の実施に係る経費の一部を支援する。	31,750	市町村が包括的な支援体制を整備、充実しているよう、包括支援体制の一つのスキームである「重層的支援体制整備事業」について、市町村が実施する経費の一部を支援した。	B	・県では、令和2年度から市町村の包括的支援体制整備・充実を後押しする様々なメニューを実施してきたが、包括的支援体制整備に係るひとつのスキームである国の「重層的支援体制整備事業」については令和5年度に5市町が実施し、4町村がその移行準備に取り組んだ。R3年度:1町(北栄町)→R4年度:4市町→R5年度:5市町→R6年度:4市町村と取り組む市町村は着実に増加。 ・他の自治体での成功事例等をもとに新たな取組等を行い、より包括的支援体制を充実させ、さらに上のレベルを目指していけるよう、県として、今後も重層事業の実施も含めて市町村に働きかけていく必要がある。	引き続き市町村が実施する重層的支援体制への支援を実施し市町村の体制整備・充実を後押しする。	福祉保健課 孤独・孤立対策課
142	市町村包括的福祉支援体制整備推進事業	低所得者、介護、ひきこもり対策など、従来の縦割り制度による相談支援体制では解決しきれない課題に対応するため、市町村に包括的な支援体制を整備する。	各市町村において福祉の包括的支援体制の整備を推進するため、研修会の開催や地域住民同士の支え合いの取組との協働などの地域力強化に向けたバックアップ支援を行う。また、現場における実践をサポートするための人材育成等を行う。	8,226	市町村における包括的な支援体制整備の取組を充実していくよう、県が任命した包括的支援体制整備推進員や推進チームによる助言等の各市町村の実情に応じた取組にかかる個別支援と、各自治体や社会福祉協議会の担当者等を対象とした研修会の開催、住民に対するセミナー等、広域的な意識醸成や人材育成研修の実施等による取組促進の後押しを行った。	B	住民に身近な市町村における重層的支援体制に加え、市町村におけるプラットフォーム形成や孤独・孤立対策地域協議会の設置を促していく必要がある。	引き続き包括的支援体制整備推進員や推進チームによる助言等や各種研修会の開催等、市町村の状況に応じた支援や、意識醸成やスキルアップのための全県的な取組等を実施する。	福祉保健課 孤独・孤立対策課
143	育英奨学事業	大学・高等学校等に進学する者のうち、経済的理由により修学が困難である者に対し奨学資金を貸与して有用な人材を育成する。	県内に住所を有する者の子等で、大学・高等学校等に進学する者のうち、経済的理由により修学が困難である者に対し奨学資金を貸与する。	869,217	鳥取県育英奨学資金貸与実績 ・高等学校等 334人 ・大学等 613人	B	長期未納者や高額未納者が多く、多額の未収金が存在	早期・継続的な督促、債権回収会社への委託等により、効果的な回収に努めるとともに、法的措置を実施	人権教育課
144	高校生等奨学給付金事業	高校生等が高等学校等及び高等学校専攻科において教育を受けることに係る保護者等の経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。	授業料以外の教育費負担を軽減するため、低所得世帯の生徒に対して奨学のための給付金を給付する。	225,301	高校生等奨学給付金給付実績 ・給付人数 1,693人 ・給付額 199,408,623円	B	対象者への制度の周知	ホームページや各高校を通じた情報提供の実施	人権教育課
145	県育英会助成事業	都会で学ぶ鳥取県出身の大学生等の生活を援助するため、公益財団法人鳥取県育英会が運営する鳥取県学生寮を適正に管理・運営することを目的に、補助金を交付する。	公益財団法人鳥取県育英会が運営する東京学生寮の人件費及び給食委託料、営繕等の一部を補助する。	29,328	学生寮入寮者数 ・明倫館(男子寮) 59人 ・清和寮(女子寮) 50人	B	定員確保に向けた学生寮の認知度の向上	ホームページや各高校を通じた情報提供による周知	人権教育課
146	【再掲】 住宅セーフティネット支援事業	②～⑧ 【再掲】 57	—	—	—	—	—	—	住宅政策課

12 様々な人権

(1)北朝鮮当局によって拉致された被害者等

【取組】

- ・「拉致問題の早期解決を願う国民のつどい」、出前学習会、パネル展示など様々な啓発の展開
- ・国へ対する要望活動

番号	①事業名	②事業の目的	③事業内容	④予算額 (千円)	⑤R5年度実施状況	⑥R5年度 評価	⑦次年度への課題	⑧課題への取組	⑨担当課
147	北朝鮮による拉致被害者等帰国支援事業(国民のつどいの開催)	拉致問題に対する県民の関心を高めるとともに、被害者及び家族への支援の必要性についての理解を促進する	基調講演、拉致被害者ご家族の訴えを内容とする国民のつどいを10月に米子市で開催する。 会場で拉致問題啓発パネルの展示を行う。	1,124	拉致問題の早期解決を願う国民のつどいin米子」の開催 ・期日：R5.10.15(日) ・場所：米子コンベンションセンター国際会議室 ・内容：工藤内閣府副大臣へ国要望、拉致被害者御家族の訴え、講演(蓮池薫氏)、帰国を願うコンサート等	B	拉致問題の解決に進展がみられない中、引き続き拉致問題に対する県民の関心を高めるよう、継続して実施することが必要である。	・国民のつどいの開催(10月14日(月・祝)予定) ・拉致問題啓発パネル展示 ・拉致問題早期解決に向けた国への要望講演(県民が関心を持つ人選、内容等を検討)	人権・同和対策課
148	北朝鮮による拉致被害者等帰国支援事業(拉致問題人権学習会の開催) 人権学習講師派遣事業	学校・地域等と連携・協力して、拉致被害者及び御家族への支援の必要性についての人権学習を実施することにより、もって、拉致問題の早期全面解決に向けた県民理解の促進を図ることを目的とする。	拉致問題をテーマとして拉致被害者御家族を招いた人権学習会を開催する。	266	拉致問題人権学習会の開催 (出前授業：3回、出前講座：2回) ・拉致問題概要説明、DVD視聴、拉致被害者御家族との対談	B	拉致問題の風化が懸念されることから、引き続き学校や地域において、拉致問題を知り、拉致被害者及び御家族への支援の必要性等について理解を深め、人権意識の高揚を図ることが必要である。	拉致問題人権学習会の開催 (学校、地域団体等)	人権・同和対策課 人権教育課
149	北朝鮮による拉致被害者等帰国支援事業(拉致問題啓発舞台劇上演会の開催)	拉致問題を全県の問題として捉え、広く県民に理解していただき、解決に向けた機運を高めること	国(内閣官房拉致問題対策本部)と共催して舞台劇の上演会を行う。	148	国共催事業「拉致問題舞台劇」の上演 ・期日：R5.10.20(金) ・場所：倉吉未来中心 ・内容：劇団夜想会による舞台劇「めぐみへの誓い～奪還～」の上演(倉吉市・鳥取県)	B	拉致問題の解決に向けた機運を高めるため、舞台劇を実施したが、今回は主催の倉吉市が教育委員会への働きかけを行ったことから、地元の中高生が多数参加(約400名)し、若年層への啓発により風化防止に役立った。	今後舞台劇を開催する場合は、教育委員会への働きかけを行うのが効果的である。	人権・同和対策課
150	北朝鮮による拉致被害者等帰国支援事業(拉致被害者等帰国時支援)	本県出身の拉致被害者等の帰国に備えて関係市町と連携し、支援体制を構築するとともに、拉致被害者帰国時等の支援及び帰郷後の生活支援を行う。	生活再建のための支援施策、実施体制の検討整備 具体的項目：生活相談、社会適応支援、健康保健支援、住居・就労・教育等の支援	5,845 9,159	・拉致被害者支援に係る関係機関担当者会議 ・期日：R5.7.24(月) ・場所：米子市役所 ・内容：マニュアルによる各機関の役割分担・手順等の共通認識、意見交換	B	拉致被害者等の帰国に備えて関係市町と連携することが必要がある。	・拉致被害者支援に係る関係機関との連携 ・帰国後支援体制の構築 ・図上訓練の在り方を検討	人権・同和対策課
151	拉致問題の解決に向けた学習推進事業	人権学習の場面や社会科等の各教科等における様々な授業場面での活用をとおして、拉致問題の早期全面解決に向けた、拉致問題に対する児童生徒の理解の促進を目的とする。	拉致問題をテーマとして拉致被害者御家族及びその支援者からのメッセージを撮影、編集し、動画を作成する。 市町村人権教育主任会、県立学校主任会等で周知を図り、各学校における活用を支援する。	50	拉致被害者家族及びその支援者のメッセージ動画を作成し、教職員向けの活用リーフレットを作成した。	B	・人権学習等様々な場面でメッセージ動画が活用されるよう普及を図ること。 ・拉致問題解決に向け、教職員や児童生徒等の理解を広げること。	機会を捉えてメッセージ動画を広報し、活用状況(有効な活用方法や成果等)の把握及び指導・助言に努める。	人権教育課

(2)災害被害者等の人権

【取組】

- ・要配慮者（※）の避難支援 ※高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者。
- ・男女共同参画の視点の導入

番号	①事業名	②事業の目的	③事業内容	④予算額 (千円)	⑤R5年度実施状況	⑥R5年度 評価	⑦次年度への課題	⑧課題への取組	⑨担当課
152	災害時における福祉支援機能強化事業	災害発生後に避難所等で、介護や相談、サービス利用の調整などの福祉的支援を行う災害派遣福祉チーム(DWAT)を派遣するため、研修を実施してチーム員を養成するとともに、要員を確保するためチーム員の所属する施設が派遣できる体制を整えるための支援を行う。	鳥取県社会福祉協議会に委託して設置している鳥取県災害福祉支援センターにより、次の業務を行う。 ○ 組成と研修 ・基礎研修を2回、ステップアップ研修を4回と、先遣隊要員等に向けたコーディネーター研修を1回実施した。 ・市町村と共同で避難所の運営などのより実践的な訓練を行う。	24,373	災害派遣福祉チーム(DWAT)に研修を行った。 ・基礎研修を2回、ステップアップ研修を4回と、先遣隊要員等に向けたコーディネーター研修を1回実施した。 ・県自閉症協会と共催で、災害時避難想定デイキャンプを実施し、より実践的な訓練を行った。	B	・発災時に約5人1班・5日間交替で、被災した地区以外の居住者、在勤者から派遣するには、240人程度の登録者の確保が必要であるため、チーム員登録の働きかけが必要である。	・災害派遣福祉チーム事務局と連携して、引き続きチーム員の登録拡大に取り組む。	福祉保健課
153	避難所の生活の質向上事業	近年の災害では、要配慮者で亡くなられた方が多く、この一因として避難所の要配慮者の受入体制が十分でないため、適切な避難行動につながらなかったことが挙げられる。このため、住民に躊躇なく避難行動を起こしてもらうため、あらゆる人が避難しやすい避難所の生活環境の確保を図る。	指定一般避難所及び指定福祉避難所の資機材整備等を支援することにより避難所の生活環境の確保を図る。	3,250	指定避難所及び福祉避難所等の資機材整備等を支援することにより避難所の生活環境の確保を図った。	B	避難所の要配慮者の受入体制が十分でないため、適切な避難行動につながらない現状があり、住民に躊躇なく避難行動を起こしてもらう必要がある。	令和6年能登半島地震の教訓を踏まえ、引き続き指定避難所及び福祉避難所等の資機材整備等を支援することにより、あらゆる人が避難しやすい避難所の生活環境の確保を図る。	危機管理政策課
154	危機管理情報発信機能強化事業(防災アプリ運用)	災害時等において、防災・危機管理等に関する情報を確かつ迅速に提供し、県民の安全・安心につなげるとともに、災害等による被害の軽減を図る。	危機管理関係情報をコンパクトにまとめた鳥取県防災アプリ「あんしんトリバーなび」を運用し情報発信。外国人観光客や外国人居住者等へも情報が行き届くよう多言語による発信を行っている。	7,471	防災情報、公共交通情報、生活・健康情報等を多言語(9言語)で発信した。 誰でも簡単に利用登録できるよう操作案内動画を作成し広報に活用するとともに、気象災害が発生しやすい時期を捉えて集中的、積極的な周知広報を展開した。	B	利用者がよりの確に情報取得できるようアプリ機能の向上が求められる。また、防災に対する意識の向上及び適切な避難行動を促す契機とするため情報発信ツールとしての認知度向上が必要。	様々な機会を捉えてチラシ等の広報媒体を活用して周知広報を進める。	危機対策・情報課
155	支え愛マップ作成推進事業	要配慮者に対する災害時の避難支援の仕組みづくりや、その対応を円滑に進めるための住民組織による平常時の見守り等の取組及び地域住民が主体となった災害時の要配慮者の避難支援に係る課題解決のための支えあい(愛)活動の充実を図る。	住民組織による、支え愛マップの作成・更新、避難訓練、見守り活動等の地域防災活動を支援しながら、共助による要配慮者(避難行動要支援者)の避難支援体制を確立する。	7,829	○取組地区数35(累計976地区、全体の33.6%) ・支え愛マップづくりにより要支援者・地域のハザード情報を地域住民が共有し、避難訓練、声かけなど、災害時の「備え」となる活動に取り組んだ。	B	○集合住宅が多い都市部では、地域の結びつきが少なく取組み自体が難しいこと、農村部では支え愛マップづくりの必要性は理解されるものの、急速な高齢化によりリーダーや支援できる住民が少なくなっており、年々、取組みが難しくなっている。	○今後も日頃から要支援者の見守りなどを行っている民生委員に協力していただくほか、増えてきた地域の防災士に県社協が実施するインストラクター養成研修等への受講を呼びかけ、地域における支え愛マップづくりへの参加促進を図り、地域の見守り活動や支え愛活動につなげていく。	消防防災課
156	地域防災リーダー養成・連携促進事業	鳥取県中部地震の教訓を踏まえ、防災士の養成に向けた取組を進めるとともに、これまで養成した防災士をはじめとする地域防災リーダーにそれぞれの地域で活躍いただけるよう、スキルアップ研修の実施や、県、市町村等が協働して、活動事例の共有や情報交換等を行うネットワーク化を進めることにより、地域防災リーダー等の活躍の場の創出を図る。	日常の避難訓練の企画、ハザード点検等の地域防災活動を行い、被災時には、要配慮者の避難を支援できる人材を育成するために、防災士養成研修及び地域防災リーダースキルアップ研修を実施する。	4,774	○防災士養成研修の開催 受講者数177名(東部会場:10/7・8、中部会場:10/21・22、西部会場:11/4・5) 防災士登録者数163名 ○地域防災リーダースキルアップ研修の開催 7/15に80名が参加し、講演、演習、取組紹介を実施。	B	○防災士の更なる養成。 ○防災士の活躍の場の創出。	○引き続き、各圏域ごとに防災士養成研修を実施して登録者数の増加を図り、地域防災力の強化につなげる。 ○県や市町村ごとの防災士のネットワークを活用して、地域防災リーダースキルアップ研修や地域の避難訓練等の情報を提供し、地域の防災活動への参加を促していく。	消防防災課

(3)アイヌの人々の人権

【取組】

- ・アイヌの人々に対する理解と認識を深化
- ・偏見や差別の解消をめざして啓発活動を推進

番号	①事業名	②事業の目的	③事業内容	④予算額 (千円)	⑤R5年度実施状況	⑥R5年度 評価	⑦次年度への課題	⑧課題への取組	⑨担当課
157	差別と偏見のない社会づくり推進費（県民企画人権啓発活動支援事業補助金）	人権が尊重される社会づくりを推進するため、県内の団体が実施する人権啓発活動の取組を支援する。	県民企画による人権に関する啓発活動（講演会、シンポジウム等）の公募に際し、アイヌの人々を重点啓発人権課題の一つとして設定し、県民の発想と行動力を活用した効果的な人権啓発を行う。	500	未実施	D	県民企画による人権啓発活動は、スタートアップ事業であり、過去に採択された団体は同様事業（アイヌの人権）に係る講演をすることはできないため、当該事業で継続しての講演会等は実施不可。	民間団体等による啓発活動支援事業（人権尊重の社会づくり啓発活動支援補助金）での講演会等実施を促進するほか、「ふらっと」など人権機関紙やラジオCM等で啓発を行うことが必要。	人権・同和対策課

(4)ひきこもりの状態にある人々の人権

【取組】

- ・とっとりひきこもり生活支援センターの設置
- ・就労のための自立支援の実施

番号	①事業名	②事業の目的	③事業内容	④予算額 (千円)	⑤R5年度実施状況	⑥R5年度 評価	⑦次年度への課題	⑧課題への取組	⑨担当課
158	ひきこもり対策推進事業	8050問題といったひきこもり問題の解決に向けた取組を推進するための体制を整備し、ひきこもりの状態にある本人や家族等を支援することにより、ひきこもりの状態にある本人の自立を促進し、本人及び家族等の福祉の増進を図る。	①とっとりひきこもり生活支援センターの設置 ・相談支援 ・職場体験事業 ・ひきこもりサポーター養成講座の開催 ・ひきこもり問題を考えるフォーラムの開催 ・職場体験事業終了後の支援 ・市町村等への後方支援 など ②家族教室・精神科医師の専門相談事業	34,417	③事業内容に記載の事業を実施した。	B	・職場体験事業（90日間）終了から実際の社会参加等に至るまでには、今しばらくの期間が必要なケースが多い。	・近年相談件数や職場体験事業対象者件数が増加しているため、今年度新たに設置した職場体験事業の新視点や中間的就労支援のために設置した自動販売機を活用しながら、ひきこもりに悩む多くの方を相談対応⇒就労につながるよう支援を行う。	健康政策課 孤独・孤立対策課
159	若者サポートステーション運営事業	他者とのコミュニケーションがうまく取れない若者、人間関係の悩みを抱える若者等、通常の就職相談だけでは就職が困難な若者の就業意欲・就職率の向上を図る。	「鳥取県地域若者サポートステーション」を運営し、一定期間無業の状態にある若年者を対象とした総合相談（キャリア形成支援、心理カウンセリング）、職業意識啓発等を行う。	22,566	鳥取（本所）、米子（常設サテライト）に「若者サポートステーション」を設置し、キャリア形成支援、心理カウンセリング等の総合相談に加え、職場体験・職場見学等により、就業意識の向上を図った。	C	職員配置が確保できない期間があり、相談体制の維持に苦慮した。また、相談を躊躇している潜在的な相談者は多数存在すると思われるため、認知度向上を図るとともに、相談しやすい環境を整える必要がある。	適正な人員配置による相談体制の確保を図るとともに、関係機関と連携した効果的なチラシの配布等による認知度向上策、アウトリーチ型による支援対象者に配慮した相談の充実など環境整備を図る。	鳥取県立鳥取ハローワーク

鳥取県人権施策基本方針第4次改訂に係る具体的施策の計画（令和6年度）

資料4

■評価基準
 A:既に達成
 B:順調
 C:やや遅れている
 D:遅れている

第2章 人権教育・啓発の推進

I 人権教育

【施策の基本的方向】

(1) 教育活動全体を通じた人権教育の推進 (2) 指導内容・方法の工夫・改善 (3) 教職員に対する研修等の充実

①事業名	②事業の目的	③事業内容	④予算額 (千円)	⑤R6年度実施状況	⑥R6年度 評価	⑦次年度への課題	⑧課題への取組	⑨担当課
学校人権教育振興事業	「鳥取県人権教育基本方針―第3次改訂―」の周知を図るとともに、鳥取県がめざす人権教育の推進に向けた支援を行う。	・「鳥取県人権教育基本方針―第3次改訂―」についての周知を図るとともに、県内外の先進事例等を学び、人権教育推進に向けて研究協議する。 ・各学校、校区等での研修会等へ指導主事が出向き、人権教育の指導内容・指導方法等について指導・助言を行う。 ・各人権問題(性的マイノリティ、障がいのある人の人権)において、当事者の方や関係者の方の話を聞いたり障がい者スポーツを体験をしたりすることを通して、人権尊重の社会づくりに向けた資質・能力を育成する学習会を実施する。	4,381					人権教育課
人権教育実践事業(国事業)	・総合推進地域・研究指定校を指定し、それぞれの地域や学校が抱えている人権教育推進上の課題解決のための指導方法等の在り方を研究委託する。 ・子どもを性犯罪・性暴力の当事者にしてない「生命(いのち)の安全教育」を、市町村教育委員会等と連携・協働しながら普及・支援する。	・学校、家庭、地域が一体となって地域全体で人権意識を培うための実践について研究を行う。 ・人権意識を培うための学校教育の在り方について幅広い観点から実践的な研究を行う。 ・内閣府と文部科学省が共同で作成した教材を活用した指導モデル等の普及・支援を行う。	2,420					人権教育課
県立学校人権教育推進支援事業	すべての県立学校において、人権教育推進上の課題解決に向けて計画・実施される事業に対して支援を行う。	人権教育に係る取組(授業改善、講演会・研修会、フィールドワーク等)に対して支援を行う。取組の成果を実践事例集として配付する。	1,158					人権教育課
豊かな人権文化を築く学校づくり事業	・学校・家庭・地域が連携・協働しながら、豊かな人権文化を築く資質を備えた児童生徒を育成し、いじめの未然防止等に向けた研究や取組を行う学校を指定・支援する。 ・これまで作成してきた「人権教育プログラム(学校教育編・社会教育編)」の改善・活用等を進めるとともに、「人権教育プログラム(社会教育編)」を使用したPTA等の研修に派遣するファシリテーターの資質・能力の向上を図る。	・有識者や指導主事等の指導助言を受けながら、児童生徒の自尊感情を向上させるなど、総合的に人権教育を推進する学校の取組や研究を支援する。効果的な取組や学習指導案(学校向け、PTA研修向け)などの成果の普及を図る。 ・「人権教育プログラム」を活用したPTA研修会実施を希望する学校等に対しファシリテーターを派遣する。また、ファシリテーターの資質・能力の向上を図る研修会を開催する。	1,105					人権教育課
人権教育アドバイザー事業	地域社会における人権尊重のまちづくりを住民一人一人が主体者として進められるよう、市町村と連携をはかりながら、市町村が行う人権教育施策、住民学習の充実に対する支援(助言)を行う。	鳥取県人権教育アドバイザーを委嘱し、市町村の社会教育における人権教育行政の現状を把握し、諸課題の解決のための助言を行う。	1,196					人権教育課
社会人権教育振興事業	県内の社会人権教育活動の充実を図るため、関係する団体へ支援を行う。	県内の社会人権教育活動を推進するため、「人権尊重社会を実現する鳥取県研究会」の開催や、各市町村単位で組織された「人権教育推進協議会」の活動を支援する団体に対して、運営費を助成する。	4,899					人権教育課

II 人権啓発

【施策の基本的方向】

(1) 効果的な啓発・情報提供 (2) 効果的な啓発手法

①事業名	②事業の目的	③事業内容	④予算額 (千円)	⑤R6年度実施状況	⑥R6年度 評価	⑦次年度への課題	⑧課題への取組	⑨担当課
差別と偏見のない社会づくり推進費(企業トップセミナー)	鳥取県人権尊重の社会づくり条例に則り、お互いの人権が尊重され、誇りを持って生きることができる差別と偏見のない人権尊重の社会づくりを推進する。	・企業市町村トップセミナーを開催し、企業トップ等の人権意識の向上を推進	1,250					人権・同和对策課
差別と偏見のない社会づくり推進費(人権啓発教育事業・人権研修推進事業・市町村・市町村。団体等支援事業)(R5人権啓発教育事業)	人権が尊重される社会づくりを推進するため、各種啓発事業を実施し、市町村や県民等が行う人権意識の高揚を図る取組を支援する。	○人権啓発活動事業 ・人権情報誌「ふらっと」年2回発行(県人権文化センターに委託) ・ガイナレ鳥取と連携した啓発活動 ・鳥取地方法務局、鳥取県人権擁護委員連合会等と連携し「人権フェスティバル」実施 ○人権研修推進事業 県職員人権研修実施	18,421					人権・同和对策課
企業内人権啓発相談員の設置及び推進員研修会の実施	事業所における公正な採用選考システムの確立と同和問題等の解決のために必要な知識、理解及び認識を深める。	・企業人権啓発相談員による県内企業への推進設置の働きかけ ・公正採用選考人権啓発推進員研修会の開催(年3回)	1,960					雇用・働き方政策課
企業内支援者スキルアップ研修	企業内での支援体制を強化し、障がい者の職場定着・離職防止を進める。	障害者職業生活相談員など企業内の支援者の能力強化を図るため、研修を実施する。	180					雇用・働き方政策課
鳥取県中小企業労働相談所(みなくる)による社内研修講師派遣や労働セミナーの実施	労使間トラブルの未然防止や適切な労務管理の推進を支援する。	・企業が行う社内研修(ハラスメント、メンタルヘルスケア等)への講師派遣 ・労働者・経営者向けの労働関係法令セミナーの開催	1,939					雇用・働き方政策課

第3章 差別実態の解消に向けた施策

【施策の基本的方向】

1 差別のない社会づくりの推進 2 差別解消に向けた施策の検討

①事業名	②事業の目的	③事業内容	④予算額 (千円)	⑤R6年度実施状況	⑥R6年度 評価	⑦次年度への課題	⑧課題への取組	⑨担当課
差別と偏見のない社会づくり推進費(差別事象検討小委員会)	鳥取県人権尊重の社会づくり条例に則り、お互いの人権が尊重され、誇りを持って生きることができる差別と偏見のない人権尊重の社会づくりを推進する。	差別事象検討小委員会を開催し、県内で発生した差別事象の実態を把握し、啓発や支援施策等の対応を検討する	186					人権・同和对策課

第4章 相談支援体制の充実

【施策の基本的方向】

1 相談機能の充実 2 救済制度の確立の国への要望

①事業名	②事業の目的	③事業内容	④予算額 (千円)	⑤R6年度実施状況	⑥R6年度 評価	⑦次年度への課題	⑧課題への取組	⑨担当課
差別と偏見のない社会づくり推進費(相談支援スーパーバイズ事業)	鳥取県人権尊重の社会づくり条例に則り、お互いの人権が尊重され、誇りを持って生きることができる差別と偏見のない人権尊重の社会づくりを推進する。	県内3か所に人権相談窓口、人権局に「こどもいじめ人権相談窓口」を設置し相談者に寄り添った支援を行うとともに、専門相談員(弁護士)による相談会、ネットモニタリング等を実施	3,188					人権・同和对策課
地域生活支援事業(相談支援体制強化事業)	障がい者等が地域で自立した日常生活又は社会生活を営むことのできる相談支援体制を整備するため、市町村域を超えた広域的な支援を行う。	相談員研修会の開催、市町村の相談支援体制を活性化させるためのアドバイザー派遣、鳥取県地域自立支援協議会運営事業、相談支援専門員の配置に係る経費補助等	6,713					障がい福祉課

第6章 共通して取り組む重要施策

2 ビジネスと人権

【施策の基本的方向】

(1) 企業の取組の推進 (2) ハラスメント防止等の推進 (3) 労使間の問題解決支援 (4) 新たな人権課題への対応

①事業名	②事業の目的	③事業内容	④予算額 (千円)	⑤R6年度実施状況	⑥R6年度 評価	⑦次年度への課題	⑧課題への取組	⑨担当課
企業内人権啓発推進事業	事業所における公正な採用選考システムの確立と同和問題等の解決のために必要な知識、理解及び認識を深める。	事業所における同和問題等 人権啓発の体制づくりの取組として、公正採用選考人権啓発推進員の設置、推進員研修の受講、公正な選考システムの確立、推進計画の策定などを実施する。 ・公正採用選考人権啓発推進員を対象とした公正採用選考人権啓発推進員研修会を開催する。	954					雇用・働き方政策課
【再掲】 鳥取県中小企業労働相談所(みなくる)による社内研修講師派遣や労働セミナーの実施	—	—	—	—	—	—	—	雇用・働き方政策課
とっとりSDGs企業認証推進事業	SDGs経営を見える化する「とっとりSDGs企業認証」について、県内企業の認証取得支援を行うとともに、認証企業のさらなる経営展開に向けた資金調達やパートナーシップ構築などの取組支援を進め、投資家やサプライチェーン、働く人、社会等から選ばれ企業への転換を促すなど県内企業の価値向上を図る。	「とっとりSDGs企業認証」の第3回公募を実施するとともに、認証取得を目指す企業への専門家伴走支援やセミナー等によるSDGs経営転換支援を実施する。認証取得企業については更なるSDGs経営の推進に向け、取組経費の補助や県内外企業とのマッチング支援等を引き続き実施する。認証項目には労働者の人権への配慮も含まれており、本制度により企業の人権意識の醸成に繋げる。	13,283					商工政策課

3 デジタル社会における人権

【施策の基本的方向】

(1) 教育・啓発の推進 (2) 相談支援体制の充実 (3) インターネット上での人権侵害行為への対応 (4) 青少年の健全な育成のための環境整備 (5) 新たな人権課題への対応

①事業名	②事業の目的	③事業内容	④予算額 (千円)	⑤R6年度実施状況	⑥R6年度 評価	⑦次年度への課題	⑧課題への取組	⑨担当課
鳥取県子どものインターネット利用教育啓発推進協議会事業	子どもたちの電子メディア機器とのよりよい付き合い方に関する教育啓発を、官民連携組織により、企画・実施する。(委託先:鳥取県子どものインターネット利用教育啓発推進協議会)	鳥取県子どものインターネット利用教育啓発推進協議会の運営 ・電子メディアとの付き合い方を子ども・保護者・学校で学べる学習ノートの作成・配布 ・電子メディアとの適切な付き合い方を学ぶための講座・啓発イベントの開催 ・SNSトラブルから子どもを守る取組(SNSトラブル防止標語「とりのからあげ」の県全体への普及等)	1,549					社会教育課
鳥取県インターネット問題予防対策事業	情報モラル・メディアリテラシー・デジタル・シティズンシップ等の指導ができる民間の専門人材を学校へ派遣し、ネット依存や人間関係のトラブルといったインターネットの過剰利用による問題の発生を学校全体で予防する。	鳥取県デジタル・シティズンシップエドゥケーターを学校へ派遣し、児童生徒への授業と教職員研修・保護者研修を行う。また、メディアリテラシー等の指導ができる者の育成を図るため、養成講座を実施する。	1,004					社会教育課
インターネットとの適切な接し方教育啓発講師派遣事業	子どもの健全育成を行うNPOに委託し、保護者や地域住民への啓発活動を行う。	・ケータイ・インターネット教育推進員派遣(幼稚園・保育所等の保護者研修会等への講師派遣) ・ケータイ・インターネット教育推進員研修(派遣する講師の育成) ・乳幼児の保護者向け啓発活動(啓発チラシを作成し、幼稚園・保育所等へ配付)	1,927					社会教育課
子どもたちを守るためのネットパトロール事業	インターネット上の誹謗中傷、犯罪被害等から子どもたちを守るため、インターネット上の児童生徒の書き込みに対する監視をする。	月10回程度インターネット上の児童生徒の書き込みに対する監視を行い、問題と思われる事例が発見された場合、市町村教育委員会や県立学校等に情報提供する。	1,091					いじめ・不登校総合対策センター
【再掲】 差別と偏見のない社会づくり推進費(相談ネットワーク)	—	—	—	—	—	—	—	人権・同和対策課

4 個人情報の保護と人権

【施策の基本的方向】

(1) 個人情報の適切な管理等の推進 (2) マイナンバー制度や本人通知制度の周知

①事業名	②事業の目的	③事業内容	④予算額 (千円)	⑤R6年度実施状況	⑥R6年度 評価	⑦次年度への課題	⑧課題への取組	⑨担当課
情報公開・個人情報保護制度実施事業	県民等の個人情報及び死者情報を適正かつ安全に取得し、利用し、提供し、管理するとともに、県民からの保有個人情報の開示等の請求に対し適正な開示決定等を行うことにより、個人情報の有用性に配慮しつつ、県民の権利利益の保護を図る。	個人情報の保護に関する法律の施行状況を総括し、公表する。 ・個人情報ファイル簿等の整備、公表等を行う。 ・業務適正化(内部統制)に基づく個人情報適正管理実地検査等を行う。 ・行政機関等匿名加工情報の作成及び提供を行う。 ・保有個人情報に係る開示請求等の受付、審査及び開示等の実施を行う。 ・個人情報保護に係る庁内での研修、相談、協議等を行う。	1,224					県民課

5 ユニバーサルデザインの推進

【施策の基本的方向】

(1) 教育・啓発の推進 (2) カラーUDの推進 (3) 関係機関等との連携 (4) 公共施設等のUD化の推進

①事業名	②事業の目的	③事業内容	④予算額 (千円)	⑤R6年度実施状況	⑥R6年度 評価	⑦次年度への課題	⑧課題への取組	⑨担当課
差別と編難のない社会づくり推進費(人権教育事業・ユニバーサルデザイン出前授業)	誰もが暮らしやすい社会づくりの担い手としての自覚と実践力を培う。	県と学校が協力し、UD(カラーUDを含む)に関する学習に加え、障がい者や高齢者への向き合い方(疑似体験やマナー)等に関する学習を実施する。	470					人権・同和对策課
とっとりUD施設普及推進事業	建築物のバリアフリー化をソフト面とハード面の両側から進めることにより、障がい者、高齢者等が社会参画しやすいまちづくりを進める。	・バリアフリー化を行う民間建築物の建築主に対して、市町村と協調し整備に係る費用を助成する。 ・公共施設及び民間施設へのとっとりUDアドバイザー派遣制度の利用及び施設認証取得について働きかけ、UD施設の普及啓発を図る。	18,973					住宅政策課

第7章 分野別施策の推進

1 同和問題(部落差別)

【施策の基本的方向】

(1) 教育・啓発の推進 (2) 隣保館における相談支援体制の充実 (3) 就労の支援 (4) 差別事象等への対応 (5) 関係団体との連携

①事業名	②事業の目的	③事業内容	④予算額 (千円)	⑤R6年度実施状況	⑥R6年度 評価	⑦次年度への課題	⑧課題への取組	⑨担当課
部落差別解消推進事業	部落差別問題をはじめとする人権課題の解決に向け、鳥取県同和对策協議会等と連携し具体的施策に取り組む。	・部落差別解消推進に係る啓発広報 ・宅建物取引上の人権問題解決に向けたアクションプランに基づく、宅建業者や県民に対する宅建物取引上の人権問題に係る啓発活動 ・隣保館相談支援強化アドバイザー派遣 市町村が一体となって住民の困りごとの把握と包括的な相談支援を行えるよう、重層的支援体制整備事業の実施及び実施体制の中に隣保館を位置づけるよう働きかける。重層的支援体制整備事業を実施する予定のない町に対しては、隣保館相談支援強化アドバイザーを派遣し、困りごと解消に向けた取組を行うとともに、好事例等を横展開する。 ・隣保事業ソーシャルワーカー養成研修会 地域の隣保事業を牽引するリーダー的な役割を果たす隣保事業ソーシャルワーカーを育成する ・部落差別による心の傷を負われた方へのケアのうち、専門家の対応が必要な場合は臨床心理士等によるケアを実施する仕組みを検討する。	6,163					人権・同和对策課
【再掲】 企業内人権啓発推進事業	-	-	-	-	-	-	-	雇用・働き方政策課

2 男女共同参画に関する人権

【施策の基本的方向】

- (1) 教育の推進 (2) 啓発・支援体制の充実 (3) 性別に関係なく、誰もが能力を発揮できる職場環境づくりの推進
 (4) 女性の政策・方針決定過程への参画の推進 (5) 男性の家庭生活・地域生活への参画促進 (6) あらゆる暴力の根絶

①事業名	②事業の目的	③事業内容	④予算額(千円)	⑤R6年度実施状況	⑥R6年度評価	⑦次年度への課題	⑧課題への取組	⑨担当課
女性の夢ある未来Smile(スマイル)事業	育休中の女性が安心してキャリア継続・形成を目指すことができるよう支援する。	育休中の女性の支援を行う既存の民間コミュニティの枠組み等を活用し、育休中から育休復帰後まで女性に寄り添いながら、職場復帰後のキャリア継続・形成の支援を行うほか、父親になる予定の男性に対し、この出生後の家事育児に関する不安払拭を図るための研修会等を行う。	女性の夢ある未来Smile(スマイル)事業(鳥取県版キャリアサポート事業) 2,888千円					女性応援課
女性応援企業支援事業 (R5:女性活躍に取り組む企業支援事業)	企業における誰もが働きやすい職場環境づくりを促進する。	企業経営者向けアンコンシャスバイアス解消に向けた啓発動画の作成や研修を行うほか、誰もが働きやすい職場づくりを行うため、女性の人材育成や職場環境整備等を行う企業の取組を支援する。	4,714					女性応援課
家族の笑顔をつくる家事シェア・家事負担軽減促進事業	誰もが地域や職場など様々な場できいきと活躍できる社会を目指し、家事、育児、介護等の負担が女性に偏りがちな状況を解消するため、男性の家事等への参画を促進する。	家庭内の家事分担を進めるきっかけとなる情報発信・普及啓発により、男性の家事・育児・介護等への参画を促進する。 ・鳥根県と連携した広域的な情報発信 ・家事シェアのきっかけとなる「家事シェア手帳」等を活用した啓発の実施	2,150					女性応援課
男女共同参画センター費	男女共同参画センター「よりん彩」において、男女共同参画推進の活動拠点として、更なる男女共同参画への理解促進を図る。	男女共同参画センター「よりん彩」において、情報提供、相談事業等を実施するほか、男女共同参画の普及啓発や推進活動の中核となる人材の育成や団体への支援等を行う。	18,327					男女共同参画センター
男女共同参画社会づくり推進事業	鳥取県男女共同参画計画の進行管理及び着実な取組を推進する。	男女共同参画の推進のため、市町村や関係団体との連携、県及び市町村の男女共同参画の取組状況の公表、専門員の訪問等による企業における男女共同参画の取組促進、若い世代への普及啓発等に関する取組を行う。また、県民を対象とした意識調査を行う。	8,436					女性応援課
女性のキャリアアップ支援事業	企業等における女性従業員のキャリアアップを応援する。	女性管理職等のネットワークづくりやその継続・拡充の支援、女性を対象にしたキャリア形成等に資するメンター派遣、研修会の開催、多様な分野で活躍する女性のロールモデルの発信のほか、女性の活躍推進に向けた学校における自発的活動を支援する。	9,954					女性応援課
健やかな妊娠・出産のための応援事業 (新米パパに贈る子育て教室 (R5産前産後のパパママほっとずっと応援事業(新米パパに贈る子育て教室))	医療機関や市町村、家族にも相談でき、孤立・孤独感を感じている妊婦の不安を解消を図るため、実践を通じて父親の育児参画の必要性を周囲に促すことのできる先輩パパを養成する。	出産を控えた父親に対して、沐浴・妊婦体験・赤ちゃん人形だっこなどの体験に併せて、母親の抱える不安や父親に求められる意識、育児休業や里帰り出産など出産前に行うことのできる事前の準備などを伝える教室を開催する。	1,122					家庭支援課
困難な問題を抱える女性・DV被害者総合支援事業 (R5DV被害者等総合支援事業)	困難な問題を抱える女性・DV被害者の保護及び自立支援、啓発活動を行う。	DV被害者を含む困難な問題を抱えた女性を支援する関係機関研修実施や、支援を行う民間団体等を対象に、一時保護のための借間の家賃や一時保護解除後の自立支援に係る初期費用など支援に係る経費、先進的・専門的な取組に係る経費を補助する。自立生活を目指すステップハウスの運営を、社会福祉法人に委託して実施する。DV防止啓発を目的とした街頭キャンペーン、DV加害者更生のための電話相談窓口の設置等を実施し、DV被害者の保護及び支援体制の強化を図る。	32,801					家庭支援課
鳥取県DV予防啓発支援員活動事業 (人権教育課による人権学習講師派遣事業の一つ)	若年者(高校生等)に対して、DVIについて正しい知識、対応方法や男女が対等でお互い人権を尊重しあう関係を学び、DV被害者や加害者にならないようにするためにデートDV防止普及啓発のための学習会等を実施することにより、DVを予防し暴力のない社会を目指す。	DV予防啓発支援員を養成して学校等のデートDV予防学習会や地域等のDV予防研修会に講師として派遣し、啓発活動を行う。	2,134					家庭支援課 福祉相談センター (人権教育課)
犯罪被害者寄り添い支援事業 (うち民間支援団体への委託・補助)	(公社)とっとり被害者支援センターが実施する被害者支援、啓発・支援員研修及び協議会の運営等に要する経費を助成し、支援活動の推進を図る。	被害直後から電話・面接相談や医療的・法的支援など総合的な支援を行う「性暴力被害者支援センターとっとり(クローバーとっとり)」に委託及び助成を行う。	25,978					くらしの安心推進課

人権学習講師派遣事業(男女共同参画に関する学習会)	児童・生徒等に、身近な生活を通じた男女共同参画の視点を踏まえた学習を実施することにより、鳥取県の未来を担う子どもたち一人一人が、思いやりや自立の意識を育み、自らの意思でその生き方を選択できるよう、男女共同参画への理解を深め、意識を育てていく	男女共同参画の視点を踏まえた学習を通して自立の意識の向上を促し、自らの意思で自分らしく生きる力を育む。	男女共同参画センター費(普及啓発事業) 4,536千円					男女共同参画センター 人権教育課
就労支援	性別に関わらず、ひとり一人が自分らしい働き方ができるよう、性の多様性を理解し、柔軟な働き方を提案する企業との就労マッチング支援を実施する。	就業支援員が、個々の求職者の性の多様性を踏まえ、就労に向け企業開拓を含めた伴走型支援を行う。	—					鳥取県立ハローワーク

3 障がいのある人の人権

【施策の基本的方向】

- (1) 教育・啓発の推進 (2) 相談支援体制の充実 (3) 権利擁護の推進 (4) 障がい者差別の解消に向けた取組 (5) 社会参加と雇用の促進
(6) 暮らしやすいまちづくりの推進 (7) 特別支援教育の充実 (8) 精神障がいのある人に関する施策の充実

①事業名	②事業の目的	③事業内容	④予算額(千円)	⑤R6年度実施状況	⑥R6年度評価	⑦次年度への課題	⑧課題への取組	⑨担当課
「あいサポート運動2.0」事業 (R5ともに生きる「あいサポート企業・団体」拡大事業)	「障がいを理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成28年4月1日施行)」(以下「障害者差別解消法」という。)が改正(令和3年6月4日公布)され、企業や店舗などの民間事業者による「合理的配慮の提供」が令和6年4月1日から義務化されることに伴い、「合理的配慮の提供」と同意義である本県発祥の「あいサポート運動」の取組を加速し、障がい者差別解消に向けた取組を推進する。	障害者差別解消法の改正を契機として、改めて法の理念を先取りし「あいサポート運動」の取組を加速させるため、あいサポート企業拡大推進員を配置し、あいサポート企業・団体の拡大を推進するとともに、民間事業者の「合理的配慮提供」の環境づくりの支援、普及啓発や研修会の開催等を行うとともに、若年層への普及啓発促進を図っていく。 ・あいサポート企業拡大推進員の配置 ・地元団体を巻き込んだ地域全体でのあいサポート運動の普及活動 ・キャラバン隊の編成による企業・団体訪問の強化 ・業界団体による合理的配慮の提供の実践を浸透させるための独自取組への支援 ・個別業種に特化した合理的配慮の提供の実践例等を学ぶ専門的研修会の開催 ・民間事業者が実施する社会的障壁の除去に必要な経費の助成 ・若年層からあいサポート運動を学ぶ機会の充実(学校でのあいサポート運動の学習の全体的導入の推進、あいサポートキッズ(あいサポート運動の未来の担い手となることを目的に、障がいについて学習する児童)用教材の刷新、教職員向け研修会の開催)	36,482					障がい福祉課
障がい者情報アクセスモデル県推進事業	国において、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進に係る法律が成立したところであり、情報保障におけるモデル県となっていけるよう取組を進める。	障がい者の情報アクセシビリティ・コミュニケーション推進のための全国的なモデルとなるよう、鳥取県障がい者ICT相談窓口の設置によるデジタルデバイス活用の個別支援、視覚障がい者の情報アクセシビリティの向上を図るための機器導入支援、遠隔サポート体制の構築、マルチメディアデザイン図書等の普及、機器整備、同行援護従事者の確保、AIによる手話言語認識技術発展の実証実験への参加を行うほか、電話ルーサービスの利用促進等を図っていく。	27,614					障がい福祉課
親亡き後の安心サポート体制構築事業	障がい者の親亡き後を見据え、親がわが子の特徴や支援方法等を記すことで円滑な支援へとつなげる「安心サポートファイル」の普及・活用促進を図る。	検討委員会を設け親亡き後に向けて必要とされる支援について検討するとともに、「安心サポートファイル」の普及拡大を図るためのコーディネーターを配置する。	3,607					障がい福祉課
地域生活支援事業(障害者就業・生活支援事業)	就業と密接不可分である日常生活の安定を確立し、障がい者雇用の促進及び就業の安定を図る。	県内3ヶ所の障害者就業・生活支援センターに生活支援員等を配置し、就業に係る生活面での相談・支援等を行う。就労評価を実施するアセスメント支援員を西部圏域に配置する。	33,189					障がい福祉課
障がい者アート推進事業	平成26年度に開催した「第14回全国障がい者芸術・文化祭とつり大会」の成果を未来につなぐとともに、平成30年6月に公布・施行された「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」及び法律を踏まえ同年10月に全国に先駆けて策定し、令和6年度から第2期がスタートする「鳥取県障がい者による文化芸術活動推進計画」に基づき、障がいのある人の文化芸術活動の更なる推進を図る。 また、大阪・関西万博に向け、他の都道府県と連携し、本県が誇る障がいのある人による文化芸術活動を広く発信する。	「鳥取県障がい者による文化芸術活動推進計画」に基づき、障がい者の芸術・文化活動の推進を図る。	86,262					障がい福祉課

障がい者一般就労移行支援事業	障がい者が一般就労をするために必要なスキルや支援する側のスキルを習得する。また、関係機関との連携を強化し、密な支援を実施する。	一般就労移行の促進に向けた就労支援機関によるネットワーク会議の開催、就労移行・定着支援セミナーの開催や障がい者実習に係る謝金の支給等を行う。	2,119						障がい福祉課
障がい者のはたらき・自立のための工賃向上事業	鳥取県障がい者プランに定める目標工賃の達成に向け、各事業所の特性に応じた支援を実施する。	特定非営利活動法人鳥取県障がい者就労事業振興センターにコーディネーターを配置、総合相談窓口、専門家の派遣、共同受注窓口、人材育成、新たな高単価作業のための職種別ネットワークの構築等を実施。	37,725						障がい福祉課
手話でコミュニケーション事業	平成25年10月に成立した「鳥取県手話言語条例」に基づき、手話を普及し、手話を使いやすい環境の整備を進め、きこえない・きこえにくい人の社会参加を推進するための事業を行う。	聴覚障がい者センターに手話通訳者等を配置し、団体等からの依頼に基づき手話通訳者を派遣するほか、ICT機器を使用した遠隔手話通訳サービス、県民向けの手話講座等を実施し、きこえない・きこえにくい人への支援を行う。	103,580						障がい福祉課
聴覚障がい者センター事業(聴覚障がい者意思疎通支援事業)	県内の3か所に設置した聴覚障がい者の総合的な拠点である「鳥取県聴覚障がい者センター」において、聴覚障がい者の社会参加を推進するための事業を行う。	手話を使わない(使えない)聴覚障がい者にとって重要な意思疎通支援である要約筆記者の養成や派遣、字幕入り映像の貸出事業等に取り組む。	25,957						障がい福祉課
視覚障がい者情報支援事業	情報の取得・利用、コミュニケーションに困難を抱える視覚障がい者等が、障がいの特性に応じたコミュニケーション手段その他情報を取得する手段により、円滑に情報を取得し、及び利用できるよう、各種事業を実施する。	視覚障がい者に対する総合的な相談支援の拠点として、「鳥取県視覚障がい者支援センター」において、多様な相談に対する支援を実施するほか、点字図書館の運営費補助、点字・声の広報発行など見えない・見えにくい人へのコミュニケーション支援を行う。	78,177						障がい福祉課
失語症者向け意思疎通支援事業	失語症者が社会生活の中で抱える困難を解消するため、失語症に係る県民の理解を広げるとともに、支援者を養成・派遣する。	失語症者の意思疎通を支援する者(失語症者向け意思疎通支援者)の養成及び派遣を行う。	16,380						障がい福祉課
精神保健福祉に関する事業	精神障がい者に対する正しい知識の普及啓発を図るとともに、精神疾患のある方(措置入院患者)が措置入院解除後、地域で安心して生活することができるよう関係機関で連携して支援を行う。	・人権に配慮した適正な精神医療の確保及び入院制度等の適切な運用を図るため、精神医療審査会の開催及び精神科病院に対する定期実地審査等を実施する。 ・精神疾患のある方(措置入院医療対象者)の医療・保護を行い、措置入院に係る手続きを適切に実施するとともに、「鳥取県措置入院解除後の支援体制に係るマニュアル」に基づき、本県の措置入院者が措置入院解除後、地域で安心して生活を送ることができる支援体制を構築する。 ・DPAT(災害派遣精神医療チーム:大規模災害等の後に被災地域に入り精神医療及び精神保健活動を行う専門チーム)の体制整備を進める。	23,173						障がい福祉課
成年後見支援センター運営支援事業	・人口の減少、高齢化の進展などにより、権利擁護に対する社会の要請がますます高まっている。 ・成年後見制度によって、認知症や知的障がい等により判断能力が不十分な方の権利擁護を支えていく。	権利擁護に関する相談から支援までの一元的・専門的な支援を担う成年後見支援センターの運営を支援する。	14,250						孤独・孤立対策課
きこえない・きこえにくい子どものサポートセンター設置事業	きこえない・きこえにくい子どもの早期支援を図り、今後の社会生活をより豊かにするために、きこえない・きこえにくい子どもとその家族に必要な情報を提供し、相談の窓口となるとともに、関係機関の専門性を生かした支援機能を結び付ける中核となるセンターを整備し、切れ目のない支援を行うこと。	・本人・家族支援の実施 ・情報の収集・活用・発信 ・関係機関との連携・支援 ・協議会の設置 ○委託先:(公社)鳥取県聴覚障害者協会 ○コーディネーター1名、相談員1名、支援員2名(うち1名はろう者)、事務員1名を配置	24,100						子ども発達支援課
人権学習講師派遣事業(車いすバスケットボール)	障がいの有無にかかわらず、スポーツの素晴らしさやバラスポーツ競技の魅力を感じることで、障がいや障がいのある人に対する正しい認識や理解を深めるとともに、自他を尊重したコミュニケーション等の育てたい資質・能力を育成するなど、共生社会の実現へ向けた人権意識の向上を図る。	全国脊髄損傷者連合山陰支部より講師及び指導員を派遣し、「障がいのある人の人権」をテーマとした講演及び車いすバスケットボールの体験教室を開催する。	480						人権・同和対策課 人権教育課

人権学習講師派遣事業(ポッチャ)	障がいの有無にかかわらず、スポーツの素晴らしさやバラスポーツ競技の魅力を感じることで、障がいや障がいのある人に対する正しい認識や理解を深めるとともに、自他を尊重したコミュニケーション等の育てたい資質・能力を育成するなど、共生社会の実現へ向けた人権意識の向上を図る。	鳥取県ポッチャ協会より講師及び指導員を派遣し、「バラスポーツ競技の素晴らしさ」をテーマとした講演及びポッチャの体験教室を開催する。	320					人権・同和对策課 人権教育課
鳥取県障がい者スポーツ推進事業	鳥取ユニバーサルスポーツセンター/バリア及びその中・西部サテライトセンターによる障がい者スポーツ支援体制を活かしてスポーツ教室の開催や障がい者スポーツを支える人材(ガイド人材)の育成を推進し、全県各地でスポーツに親しめる環境づくりを推進する。	バリア運営やガイド人材の育成・派遣、スポーツ・レクリエーション教室の開催、特別支援学校でのバラスポーツ体験教室等を通じて、障がい者を含めあらゆる世代がスポーツを楽しみ、輝ける多様性のある共生社会の実現を図る。	28,952					スポーツ課
【再掲】 とっとりUD施設普及推進事業	—	—	—	—	—	—	—	住宅政策課
住宅セーフティネット支援事業	民間賃貸住宅を活用した重層的な住宅セーフティネットを構築することにより、高齢者、障がい者、子育て世帯等の住宅確保に配慮を要する方の住宅確保の円滑化を図る	・住宅セーフティネット法に基づき、住宅確保要配慮者(低額所得者、高齢者、障がい者等)の入居を拒まない民間賃貸住宅(セーフティネット住宅)を登録・公開する。 ・セーフティネット住宅に対して家賃低廉化等の補助を行う市町村に対し、経費の一部を支援する。 ・鳥取県あんしん賃貸支援事業、鳥取県家賃債務保証事業等を実施する鳥取県居住支援協議会の活動を支援する。	16,378					住宅政策課
ユニバーサル社会の実現に向けたバリアフリー化推進事業	観光施設周辺や障がい者就労施設、高齢者や子育て世代など多くの人が利用する施設等を中心に、誰もが安心して利用できる道路整備を推進する。	バリアフリーを目的とした歩道の段差解消や視覚障がい誘導ブロック等のニーズを踏まえた整備	39,900					道路企画課
仕事とくらしに役立つ図書館推進事業	デジタルアーカイブ特性である利用しやすさを活かして、障がい者や高齢者等図書館の利用に困難のある方や情報の獲得に困難のある方に対するサービスを一層充実する。	視覚障がい者等に対するサービス提供のための環境整備を推進するとともに、障がい者サービスの拡充を図り、誰もが読書できる社会を目指し読書バリアフリーの普及・啓発に務める。	712					図書館
資料購入整理費(図書館運営費)	電子書籍の特性である利用しやすさを活かして、障がい者や高齢者等図書館の利用に困難のある方や情報の獲得に困難のある方に対して、読書バリアフリー環境の一層の充実を図る。	電子書籍サービスがあらゆる利用者に対してより使いやすいものとなるよう、音声読み上げ対応のコンテンツを中心に約1000タイトルの購入を行う。	10,000					図書館
県教育委員会における障がい者就労支援事業	県教育委員会の障がい者雇用を推進する。	・県立学校や事務局に知的障がい者等を会計年度任用職員として雇用するとともに、障がいのある職員を支援する職員に対する研修会等を実施する。	1041					教育総務課
特別支援教育専門性向上事業	特別支援教育を担う全ての教職員の特別支援教育に関する専門性・授業力を向上させ、一人一人の障がい特性と発達に応じた指導を実現するため、研修や環境整備を行う。インクルーシブ教育の構築に向けて、特別な支援を必要とする子どもへの就学前から学齢期、社会参加まで切れ目ない支援体制の整備を行う。	○全ての教職員に求められる特別支援教育に関する専門性向上事業 ○病弱教育推進事業 ○発達障がい理解促進のための教職員研修 ○大学等長期派遣事業 ○医療的ケア専門性向上事業 ○特別支援学校教育職員免許保有率向上事業 ○特別支援学校センター的機能充実事業 など	15,889					特別支援教育課
特別支援教育充実費	児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、実態に応じた適切な進学先・進学先の決定、学齢期への円滑な移行、継続的な学びの場の検討を行うことができる体制整備を進めるとともに、小中学校、高等学校等への特別支援教育の理解啓発の促進を図る。特別支援学校においては、児童生徒等が安全かつ安心して学校生活を送ることができる環境整備を行う。	①就学支援・教育支援(鳥取県就学支援分科会の開催/教育支援チームの派遣) ②特別支援学校地域支援推進事業(小中学校等への相談活動) など	10,709					特別支援教育課

特別支援教育充実事業	高等学校における特別支援教育の充実に向けて、通級指導教室設置校の指定等を通して障がいのある生徒の自立と社会参加等を目指す。	・県立高校5校を通級指導教室設置校として特別支援教育コーディネーターを配置する。 ・「高校における通級による指導」の実践・研究、自己理解・他者理解のための実践・研究、高等学校特別支援教育に関する研修を実施する。 ・「手話言語」授業を実施している高校へ、手話教育普及支援員を派遣する。	5,386						高等学校課
就労支援	ひとり一人の障がいの特性等に応じた就労支援を実施する。	就業支援員が、障がいに応じた仕事に関する情報を提供したり、就職に関する相談に応じるなど、就労に向けた伴走型支援を行う。	—						鳥取県立ハローワーク

4 子どもの人権

【施策の基本的方向】

- (1) 教育・啓発の推進 (2) 相談支援体制の充実 (3) いのちを育むための教育の推進 (4) 児童虐待防止対策の充実
(5) 要保護児童・要支援家庭・子どもの貧困対策への取組の推進 (6) 子どもの権利への取組の推進 (7) 特別支援教育の充実 (8) 青少年の健全な育成のための環境整備の推進
(9) いじめ、暴力行為、不登校等へ対応の充実 (10) 体罰防止に向けた取組の充実

①事業名	②事業の目的	③事業内容	④予算額 (千円)	⑤R6年度実施状況	⑥R6年度 評価	⑦次年度への課題	⑧課題への取組	⑨担当課
子どもの貧困対策総合支援事業	鳥取県子どもの貧困対策推進計画(第2期)に基づき、地域の実状に応じた子どもの居場所づくりや学習支援事業の充実に取り組む市町村等を支援する。	生活に困難を抱える子どもや世帯への支援を強化する。 ・市町村が、子どもの居場所に専門職員を配置し、アセスメントに基づく世帯支援に取り組む経費を支援 ・とっとり子どもの居場所ネットワークが、食材提供拠点を活用し困窮世帯へ食料を提供するシステムを構築するための経費を支援	28,321					家庭支援課
ヤングケアラー支援推進事業	ヤングケアラーに対する支援体制の強化や啓発を図る。	ヤングケアラーに対する理解促進を図るための啓発、支援者のスキルアップ及びヤングケアラーや若者ケアラーが常時相談できる体制の構築等を行う。 ・電話相談窓口(24時間・365日対応) ・LINE相談窓口(24時間・365日受付) ・ヤングケアラー同士が悩みや経験を共有しあうためのオンラインサロンの開催 ・フォーラム兼支援者研修会の開催 ・支援機関の研修経費の助成 ・全小・中・高生へのチラシ配布(相談窓口等について啓発) ・対策会議の開催	17,830					孤独・孤立対策課
小児慢性特定疾病児童等自立支援事業	慢性的な疾病にかかっていることにより、長期にわたり療養を必要とする児童等の自立及び成長支援について、慢性疾病児童等及びその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供、助言を行うとともに、地域の社会的資源を活用し、利用者の環境等に応じた支援を行う。	家族への各種相談対応及び情報提供、患者(保護者)同士の交流、疾病に関する研修会を実施する。(委託事業)	4,971					家庭支援課
産後ケア無償化事業 (R5産前産後のパパママほっとずつと応援事業)	産後健診で把握した要支援者に確実に支援を届け、産後うつ及び児童虐待を防止するとともに、子育ての内滑りなスタートを支援する。	・産前産後の強い育児不安や援助者の不在による産後うつ及び児童虐待を防止するため、心の休息(レスパイト)のとれる居場所づくりなどの支援を行う。	6,000					家庭支援課
児童相談所体制整備事業	児童に関する様々な問題について、関係機関と連携して適切に対応できるよう、児童相談所の体制強化を図る。	施設内虐待の発生予防に関する研修の充実を図るとともに、相談支援業務や一時保護の充実を図る。一時保護所及び児童相談所(県内1か所ずつ)の第三者評価の継続受審に取り組む。また、関係機関に対し、児童虐待に関するスキルアップ研修等を行う。併せて、広く県民への広報啓発活動等を行い、児童虐待防止対策を推進する。	47,584					家庭支援課
ひとり親家庭寄り添い支援事業	新型コロナウイルス感染症や物価高騰等の影響により生活や子育てに課題を抱えるひとり親家庭が適切な支援を受けられるよう、鳥取県母子寡婦福祉連合会と連携をし、ひとり親の悩みに寄り添いながら必要な支援へと繋ぐ相談支援体制を構築する。	県内3カ所の県立ハローワーク内に『ひとり親家庭相談支援センター』において、相談員による相談を実施するとともに、相談者適切な支援を受けるための同行支援や出張相談等を実施する。	5,140					家庭支援課

こどもの権利擁護を図る県版アドボカシー推進事業 (R5社会的養育における子どもの権利擁護推進事業)	県版アドボカシー(本県での社会的養育を受けている子どもの意見表明をサポート又は代弁する仕組み)の体制を整備する。	アドボカシー(意見表明支援員)を養成し、児相相談所一時保護所や児童養護施設等に派遣する。県弁護士会と連携し、権利侵害等に関するこどもの権利擁護体制を整備する。 また、児童養護施設の子どもや退所した若者に対して、権利を学ぶ機会の提供や団体活動支援を行う。	7,039						家庭支援課
医療的ケア児等支援センター設置事業	医療的ケア児等とその家族に係る多様な課題解消に向け、医療的ケア児支援法に基づく「医療的ケア児支援センター」を設置するとともに、医療的ケア児者の在宅支援に係る人材の育成・確保等を総合的に行い、地域で安心して生活できるための環境を整えること。	・相談業務(医療的ケア児や家族等の総合的な相談対応、ケアに関わる専門職、関係機関からの専門相談支援) ・人材育成(医療的ケア児コーディネーターや訪問看護師等の育成、フォローアップなど) ・関係機関との連携・調整 ○総合窓口:博愛こども発達・在宅支援クリニック、東部窓口:鳥取県看護協会、中部窓口:中部療育園	35,434						子ども発達支援課
きこえない・きこえにくい子どものサポートセンター設置事業	きこえない・きこえにくい子どもの早期支援を図り、今後の社会生活をより豊かにするために、きこえない・きこえにくい子どもとその家族に必要な情報を提供し、相談の窓口となるとともに、関係機関の専門性を生かした支援機能を結び付ける中核となるセンターを整備し、切れ目のない支援を行うこと。	・本人・家族支援の実施 ・情報の収集・活用・発信 ・関係機関との連携・支援 ・協議会の設置 ○委託先:(公社)鳥取県聴覚障害者協会 ○コーディネーター1名、相談員1名、支援員2名(うち1名はろう者)、事務員1名を配置	24,100						子ども発達支援課
不登校対策事業	フリースクールを運営する民間事業者を支援し、不登校児童生徒に対する教育の機会を確保するとともに、フリースクール等に通う児童生徒の通所費用を支援して学びや成長を支える。	ガイドラインに沿ってフリースクールを設置運営する事業者に対して助成を行うとともに、児童生徒の授業料等の助成を行う市町村に対して支援する。	23,719						総合教育推進課
不登校児童生徒のつながり・学び充実推進事業	不登校児童生徒の居場所と学びの場を確保し、教室以外の場に居場所を求めたり、学びたいと思ったときに、安心できる居場所や個別最適な学びにアクセスしやすくなる支援体制を整える。また、全ての児童生徒の心のSOSを見逃さず、安心して学校生活を過ごせるよう「チーム学校」による支援体制を強化する。	公立小学校23校に学校生活適応支援員の配置し、公立中学校には校内サポート教室を設置する。スクールカウンセラーを全学校種に配置する。不登校の児童生徒にICT等による自宅学習支援、高校生年代には、訪問支援・居場所支援を実施する。小中学校における諸課題に対し市町村と協働しながらアドバイザー派遣を行う。	8,916						いじめ・不登校総合対策センター
いじめ防止対策推進事業	いじめ防止対策の推進のため、関係機関・団体との連携、相談窓口の充実、重大事態への対応、いじめ問題の解決にあたる学校等への支援、児童生徒がいじめ問題について考える取組への支援等を行う。	鳥取県いじめ・不登校対策連絡協議会の開催、いじめ相談窓口の運営、子どもの悩みサポートチーム支援事業の実施、いじめ問題調査委員会の設置、児童生徒のいじめ問題への主体的な取組支援の実施、いじめ問題に関する行政説明会の実施等を行う。	12,883						いじめ・不登校総合対策センター
スクールソーシャルワーカー活用事業	学校や家庭、地域など児童生徒を取り巻く環境が複雑化しており、それらの課題への対応充実を図るため、社会福祉の専門的な知識や技能を有するスクールソーシャルワーカーの市町村教育委員会への配置を助成するとともに、県において関係者との連絡協議会や人材育成及び資質向上のための研修会を実施し、事業の充実を図る。また、スーパーバイザーを配置し、スクールソーシャルワーカーに対し適切な援助を行う。	スクールソーシャルワーカーを配置する市町村への補助、スクールソーシャルワーカーの人材確保及び資質向上を目的とした研修会の実施、県において関係者との連絡協議会やスクールソーシャルワーカーを配置する市町村及び県立学校への巡回訪問の実施、対応困難な事例に対して適切な助言を行うためのスーパーバイザーの派遣等を行う。	77,941						いじめ・不登校総合対策センター
【再掲】子どもたちを守るためのネットワーカー事業	—	—	—	—	—	—	—	—	いじめ・不登校総合対策センター
教育相談事業	幼児児童生徒等の教育上の課題や、発達・障がい等に係る学習上の困難や生活上の課題について、専門性を有する相談員及び専門指導員や専門医が、本人や保護者らに対してきめ細かな支援を行う。	本人・保護者・学校関係者等からの相談に指導主事、相談員、専門指導員及び専門医が応じ、個別の状況やニーズに応じた助言・支援を行う。	2,058						いじめ・不登校総合対策センター

学校への専門家派遣事業	学校での指導の充実を図るため、心や性に関する専門家を学校へ派遣し、児童生徒の心身の健康問題への対応及び支援を行い、学校で行う健康相談に対する支援体制の充実を図る。	・心や性に関する健康問題に対して、専門家を学校へ派遣し、児童生徒の心身の健康問題への対応及び支援を行い、学校で行う健康相談に対する支援体制の充実を図る。	990						体育保健課
児童生徒健康問題対策事業	近年の薬物情勢を踏まえた薬物乱用防止教育の重要性や進め方を理解することを通じて、教職員や学校薬剤師等の指導力の向上を図る。	・薬物乱用防止教育研修会を開催する。 ・県内の中学校と高等学校に、年1回の薬物乱用防止教室開催への働きかけを実施する。	25						体育保健課
とっとりふれあい家庭教育応援事業	すべての保護者が安心して子育て及び家庭教育が行えるよう、家庭教育の支援や充実を図り、家庭教育力向上を図る。	・家庭教育の支援充実を図り、家庭教育力向上を図る取組を実施する。 ・地域人材の育成及びネットワークの構築、啓発広報に取り組む。 ・市町村が実施する親への学習機会の提供、「家庭教育支援チーム」による訪問型(届ける)家庭教育支援の取組を促進する。 ・家庭教育アドバイザー等の派遣 ・保護者の子育てに関する悩み等の解決や、保護者の仲間づくりに役立つ「とっとり子育て親育ちプログラム」の改訂	8,748						社会教育課
地域学校協働活動推進事業	学校と地域の連携・協働体制を確立し、学校を核とした地域住民等の参画や地域の特色を生かした事業(地域学校協働活動)を展開することで、まち全体で地域の将来を担う子どもたちを育成するとともに、学校を核とした地域づくりを推進する。	・「鳥取県子どもの貧困対策推進計画」にもとづく教育の支援として、大学生や教員OBなど地域住民の協力による「地域未来塾」を開設する市町村に、学習環境を整備・保障する費用を助成する。	55,695						社会教育課
【再掲】インターネットとの適切な接し方教育啓発講師派遣事業	—	—	—	—	—	—	—	—	社会教育課
幼児教育推進体制の充実・活用強化事業	・「鳥取県幼児教育振興プログラム(第2次改訂版)」等を周知・活用し、幼稚園、認定こども園、保育所等の教職員の指導力向上と小学校教育との連携・接続推進を図る。 ・県幼児教育センターの拠点機能を強化し、市町村・私立園設置者、小学校等における課題解決に向けた幼児教育及び小学校教育現場の取組を支援する。	・幼児教育推進体制強化のために、幼児教育アドバイザーや幼児教育支援員による園へのきめ細かな訪問支援、指導を実施したり、幼保小接続アドバイザーの委嘱・派遣をし、円滑な接続をめざした取組を支援したりする。 ・幼児教育理解推進・質向上のために、「鳥取県幼児教育振興プログラム(第2次改訂版)」等を周知・活用したり、「鳥取県幼児教育推進研究協議会」を実施する。 ・保育者の専門性向上のために幼稚園教諭・保育教諭・保育士等の研修会を実施する。 ・幼保小接続を推進するために、「幼保小接続推進リーダー育成事業(2年次)」や研修会等を実施する。	4,405						小中学校課

5 高齢者の人権

【施策の基本的方向】

- (1) 教育・啓発の推進 (2) 相談支援体制の充実 (3) 社会参加・健康づくりの充実 (4) 福祉サービスの質の向上 (5) 暮らしやすいまちづくりの推進
(6) 認知症関連施策の充実 (7) 高齢者虐待防止対策等の充実

①事業名	②事業の目的	③事業内容	④予算額(千円)	⑤R6年度実施状況	⑥R6年度評価	⑦次年度への課題	⑧課題への取組	⑨担当課
【再掲】 成年後見支援センター運営支援事業	—	—	—	—	—	—	—	孤独・孤立対策課
地域包括ケア推進支援事業	団塊の世代が75歳以上となる2025(令和7)年に向け、住み慣れた地域で暮らし続けられる「地域包括ケアシステム」(住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域づくり)の構築が市町村に求められている。県においては、市町村による「地域包括ケアシステム」の構築・深化に向けて、市町村の取組を支援する。	市町村等職員研修(階層別・テーマ別)の実施 ※R6から研修体系を見直し ・市町村等が行う取組へのリハビリテーション専門職やアドバイザー等の派遣 ・市町村の個別/具体的な課題等に応じた伴走型による支援の実施 ・市町村の地域包括ケア推進に向けた支援策等の検討/実施(地域包括ケア推進支援チームの設置)	24,259					長寿社会課

敬老意識の醸成	老人の日の記念行事として、百歳を迎える高齢者に対し、内閣総理大臣からお祝い状及び記念品を贈呈し、その長寿を祝いかつ多年にわたり社会の発展に寄与してきたことを感謝し、ひろく国民が高齢者の福祉についての関心と理解を深め、かつ、高齢者が自らの生活の向上に努める意欲を高めることを目的とする。 長寿社会における生き方として、エイジレス・ライフを実践している事例等を広く紹介し、高齢期を迎え、又はこれから迎えようとする国民の参考に供する。	・「百歳以上高齢者」の報道発表 ・積極的に社会参加活動を行っている高齢者やその団体を「エイジレス・ライフ実践者」及び社会参加活動事例として事例発表及び高齢者の顕彰を実施	—						長寿社会課
認知症本人の社会参画支援、認知症本人と家族の一体的支援	超高齢社会において認知症への対応は喫緊の課題となっていることから、国の「認知症施策大綱」を踏まえ、認知症の人やその家族の視点に立った総合的な取組を推進していく。	認知症本人の社会参画を推進し、その視点を施策や地域啓発へ反映させる。 ・認知症本人ミーティング ・研修 認知症の人と家族を支えるための体制強化等 ・認知症コールセンターの運営(委託) ・家族の集いの連絡会の開催	6,909						長寿社会課
いきいき高齢者クラブ活動支援補助金	地域を支える高齢者の生きがいづくり・健康づくりを支援し、さらなる地域活動の発展及び団体の育成強化を図るため、市町村及び県老人クラブ連合会に補助する。	老人クラブが行う社会貢献活動や健康づくり等の各種事業に対する助成	34,848						長寿社会課
明るい長寿社会づくり推進事業	元気な高齢者のスポーツや文化活動を等の促進を図るため、高齢者美術作品展の開催や、高齢者運動会に対する補助、全国健康福祉祭(ねんりんピック)等への派遣を行う。	高齢者の生きがいと健康づくりの推進 ・スポーツ大会(ねんりんピックへの選手派遣、因伯シルバー大会の開催)やシニア作品展の実施 ・高齢者健康運動会の開催支援	27,498						長寿社会課
とっとりいきいきシニアバンク「生涯現役」運営事業	資格、特技、技能を持つ高齢者の活動促進を図るため、高齢者の人材バンク「とっとりいきいきシニアバンク」を運営し、活躍の場づくりを行う。	高齢者が多様に活躍できる仕組みづくり ・とっとりいきいきシニアバンクの運営 ・元気な高齢者の経験や技能を活かした企業の支援	14,341						長寿社会課
認知症本人の社会参加支援	超高齢社会において認知症への対応は喫緊の課題となっていることから、国の「認知症基本法」を踏まえ、認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある共生社会の実現を推進目指し、認知症の人やその家族の視点に立った総合的な取組を推進していく。	○「認知症本人ミーティング」開催 認知症の本人のニーズを地域で共有する取組等を実施し、地域における認知症の本人の社会参加等を推進する。 ○認知症本人の啓発研修派遣 認知症に対する理解や対応方法など、認知症本人の実体験等を交えて講演を行う。	618						長寿社会課
認知症本人の社会参加支援	超高齢社会において認知症への対応は喫緊の課題となっていることから、国の「認知症基本法」を踏まえ、認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある共生社会の実現を推進目指し、認知症の人やその家族の視点に立った総合的な取組を推進していく。	○「認知症本人ミーティング」開催 認知症の本人のニーズを地域で共有する取組等を実施し、地域における認知症の本人の社会参加等を推進する。 ○認知症本人の啓発研修派遣 認知症に対する理解や対応方法など、認知症本人の実体験等を交えて講演を行う。	618						長寿社会課
認知症医療体制の充実、認知症高齢者介護制度人材の育成	超高齢社会において認知症への対応は喫緊の課題となっていることから、国の「認知症基本法」を踏まえ、認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある共生社会の実現を推進目指し、認知症の人やその家族の視点に立った総合的な取組を推進していく。	○認知症医療体制の充実 ・認知症専門医療の中核となる認知症疾患医療センターの運営(委託) ・かかりつけ医や看護師等、医療関係者に対する認知症対応力研修実施(委託) ○認知症高齢者介護制度人材の育成 ・介護職員に対する認知症の知識や技術向上のための研修実施(委託)	43,295						長寿社会課

認知症になっても安心して暮らせる共生社会	超高齢社会において認知症への対応は喫緊の課題となっていることから、国の「認知症基本法」を踏まえ、認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある共生社会の実現を推進目指し、認知症の人やその家族の視点に立った総合的な取組を推進していく。	認知症になっても安心して暮らせる地域づくり ・認知症サポーターの養成 ・認知症サポーターが中心となり地域で認知症の人と活動する「チームオレンジ」の設置支援 ・認知症の方の社会参加の場として「本人ミーティング」や「認知症カフェ」の推進 ・行方不明高齢者対応のための県警・市町村等とのSOSネットワークの構築 ・多様な主体による連携強化を図る。	6,001						長寿社会課
若年性認知症支援事業	超高齢社会において認知症への対応は喫緊の課題となっていることから、国の「認知症基本法」を踏まえ、認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある共生社会の実現を推進目指し、認知症の人やその家族の視点に立った総合的な取組を推進していく。	・若年認知症サポートセンターを設置し、患者・家族の生活・医療相談や就労相談、社会活動支援を実施(委託) ・若年性認知症の啓発のためのセミナー開催(委託) ・医療機関を受診後、早期に相談支援機関に繋げるため、認知症疾患医療センターと連携したピアサポート事業の実施(委託)	8,130						長寿社会課
認知症ケア推進体制(R5デジタルを活用した認知症予防啓発事業)	ICTも導入しながら、認知症に関する啓発・情報発信の強化、予防教室の拡充など、多くの高齢者がライフスタイルに合わせて、認知機能の維持が可能となるような環境を構築していく。 また、認知症の本人、家族への相談体制を強化する。	・ICTを活用し、ライブ、オンデマンドによる認知症予防教室を実施 ・SNSを活用し、認知症の情報をプッシュ型スマートフォン等に直接配信したり、利用者に合わせた情報が配信される機能を活用、地域型認知症疾患医療センターによる相談受付も実施 ・老人クラブと連携してZOOM活用教室を開催し、集合型教室の良いところ+オンライン⇒ハイブリッド型の「とっとり方式認知症予防プログラム」教室を普及 ・認知症について不安のある人、認知症介護家族等の電話相談、面接、出前相談等を実施し、一部は夜間休日行う。 ・認知症の不安を感じて受診する本人、家族の不安を受けとめ、生活再建へと繋げるための相談支援強化として、認知症本人・家族によるピアサポートを各圏域に拡大。	24,180						長寿社会課
高齢者虐待防止推進事業	高齢者虐待防止法に基づき県内の高齢者虐待問題に適切に対応するため、高齢者の権利擁護に対し様々な支援を行い、高齢者虐待対応のための体制を整備する。	○地域における高齢者虐待防止の推進 ・各市町村及び地域包括支援センターの高齢者虐待対応業務を支援するための研修実施(委託) ・成年後見ネットワーク鳥取・倉吉・米子による相談・助言業務の実施(委託) ○高齢者施設における高齢者虐待防止の推進 ・介護職員や施設管理者を対象とした研修の実施	1,732						長寿社会課
福祉サービス利用者苦情解決事業	福祉サービスに対する利用者の意見や苦情を幅広く汲み上げ、サービスの質の改善を図る。 県の社会福祉協議会に設置された公正な第三者機関(運営適正化委員会)が、当事者間(利用者及び事業者)で対応困難な福祉サービスに関する苦情解決を図る。	鳥取県社会福祉協議会が設置する運営適正化委員会の活動経費に対し助成する。	9,842						福祉監査指導課
鳥取県社会福祉・保健サービス評価事業	県が認証した評価機関が、事業所の提供する福祉サービスを評価し、その結果を公表することにより、福祉サービスの質の向上とサービス利用者への情報提供を図る。	・事業者の提供するサービスを評価する評価機関の認証、評価調査者の養成研修及び継続研修を実施するとともに、指導監査等を通じた事業の普及を促進する。	1,098						福祉監査指導課
とっとり県民カレッジ講座の開催	県民の多様化・高度化する学習要求に応えるために、社会の様々な教育機能との連携を図り、広く県民に公開された学習機会を提供する。	市町村や高等教育機関等と連携し、地域づくりにつなげる講座等を開催する。また、講座について広く県民に情報提供することにより県民に学ぶ機会を提供するとともに、講座の受講に応じて単位を認定することで学習意欲向上を促す。	100						社会教育課
【再掲】 とっとりUD施設普及推進事業	生活を営む中で利用頻度の高い飲食店や物販店、病院や福祉施設など、民間建築物のバリアフリー化を促進する。	・バリアフリー化を行う民間建築物の建築主に対して、市町村と協調し整備に係る費用を助成する。 ・公共施設及び民間施設へのとっとりUDアドバイザー派遣制度の利用及び施設認証取得について働きかけ、UD施設の普及啓発を図る。	18,637						住宅政策課
【再掲】 住宅セーフティネット支援事業	—	—	—						住宅政策課
就労支援	「働きたい」という意欲と能力を持つ高齢者のニーズに応じた就労支援を実施する。	働く意欲のある高齢者の掘り起こしを行うとともに、就業支援員が、高齢求職者の働き方ニーズに応じた伴走型支援を行うとともに、求人企業に対してはワークシェア等の新たな雇用形態の提案を行いマッチングに向けた支援を行う。	—						鳥取県立ハローワーク

6 外国人の人権

【施策の基本的方向】

- (1) 暮らしやすいまちづくりの推進 (2) 生活情報の提供の充実 (3) 相談支援体制の充実 (4) 教育・啓発の推進 (5) 外国人児童生徒に対する教育の充実
(6) 外国人の社会参画の推進

①事業名	②事業の目的	③事業内容	④予算額 (千円)	⑤R6年度実施状況	⑥R6年度 評価	⑦次年度への課題	⑧課題への取組	⑨担当課
多文化共生推進事業	外国人が安心して訪問、生活できる多文化共生社会を推進していくため、外国人総合相談窓口や多文化共生サポーター制度の運営、外国人受入企業及び地域住民への多文化共生理解の促進、日本語教育体制整備等の取組を行う。	・多言語(英語、中国語、ベトナム語)対応の「外国人総合相談窓口」の運営。 ・外国人の視点から多文化共生の取組を進めるため、多文化共生コーディネーターを配置。 ・外国人住民と行政等との橋渡し役を務める鳥取県多文化共生サポーター制度の運営。 ・地域における外国人住民との共生推進研修会の実施等 ・全県的な日本語教育推進体制を整備するため、学習機会の確保充実、人材育成、関係機関との連携等を実施。	31,201					交流推進課
【再掲】 住宅セーフティネット支援事業	—	—	—	—	—	—	—	住宅政策課
私立高等学校等JET-ALT配置支援事業	私立学校において外国語教育等の取組が継続して行われるように支援する。	私立高等学校等における外国語指導助手(ALT)の配置を支援し、私立学校等生徒の英語力の一層の向上と国際舞台で活躍できる人材養成を図るため補助金を交付する。	10,821					総合教育推進課
外国語指導助手等充実事業(外国語指導助手(ALT)配置)	グローバル化が進化した現代社会において必要となる外国語教育の充実を図る。	・県立高校に語学指導等を行う外国語指導助手(ALT)27名を配置する。 ・研修等をおし、外国語指導助手の指導力向上を図り、国際理解教育の一層の推進を図る。	139,881					高等学校課
世界に羽ばたく人材育成事業	長期の海外留学により、多様な価値観や物事の捉え方などを学ぶ機会を鳥取の高校生に提供することによって、今後の予測不能な社会にあっても主体的に地域や世界の課題に向き合い、グローバルな視点から課題解決を図ろうとする人材を育成する。	(1) スタンフォード大学が提供するオンラインプログラムの提供 (2) 留学に関する情報提供を行うための説明会の実施 (3) 長期留学に対する助成 (4) 各学校が企画する海外派遣プログラム参加者への補助金支援 (5) 海外で開催される交流事業に高校生等を派遣	23,076					高等学校課
県立学校裁量予算事業・高等学校教育企画費(国際交流・海外研修旅行関係)	学校長による独自性のある学校運営の実施を目的として、学校長の裁量による予算執行を認め、学校の自立度の向上、生徒の状況に応じた学校づくりを推進する。	(1) 海外研修旅行・1校(台湾1校) (2) 海外交流校との学校間交流・11校(中国1校、韓国4校、アメリカ3校、ブラジル1校、インドネシア1校、シンガポール1校、マレーシア1校、ニュージーランド1校、台湾2校※複数の国と交流する学校が3校)	7,214					高等学校課
図書館国際交流事業	環日本海諸国との交流やさらなるグローバル化に伴う幅広い国際交流や国際理解の促進を支援するために、環日本海交流室・国際交流ライブラリーの機能を活かし、広く海外情報を収集・提供することに務める。	(1) 図書交換事業 図書交換等に関する協定を結んでいる韓国・中国・モンゴルの図書館と資料、情報の交換を行う。 (2) 海外に関する資料収集整備・提供の促進 特色ある資料収集と提供に努め、県民及び県内在住外国人への資料・情報提供の充実を図る。 (3) 海外に関する情報発信 県民に広く海外諸国に関する情報を発信・提供することにより、海外諸国に親しんでもらうとともに、国際理解の推進のための講演会を開催する。 (4) 語学・歴史・文化等学習支援事業 多文化・異文化に理解を深めてもらうイベントを行う。また、外国人の利用促進を図る。	4,743					図書館
環日本海教育交流推進事業	環日本海諸国(大韓民国)との教員、児童生徒との交流促進を図ることにより、国際感覚豊かな教員及び児童生徒を育成し国際理解教育を推進するとともに、子どもたちの健全育成に向けた活動をより一層発展させる。	鳥取県教育委員会と江原外国語教育院が2013年に締結した「交流協約書」に基づいた児童生徒交流事業及び研修を実施する。 本県児童生徒の派遣は、児童生徒20名、引率教員5名を予定。江原道児童生徒の受入れは、児童生徒20名、引率8名を予定。	3,256					小中学校課 高等学校課 教育総務課

外国人児童生徒等への日本語指導等支援事業	母語での支援員や日本語指導支援員の活用による指導体制の構築、多言語翻訳システム等ICTを活用した支援の充実など、多文化共生社会の実現に向けた外国人児童生徒等への日本語指導を含む教育の充実を図る。	外国人児童生徒等の学習環境を整備するため、授業等において母語での支援や日本語指導支援員を配置するための経費を補助する。また、各市町村教委担当者、日本語支援等担当教員等との連絡協議会を開催し、受入れや学習支援に係る情報交換や協議を行ったり有識者等による指導助言を受けたりすることで、各自治体、学校現場での支援体制の充実を図る。	12,806					小中学校課 人権教育課
就労支援	「鳥取で働きたい」という意欲と能力を持つ外国人のニーズに応じた就労支援を実施する。	就業支援員が、働く意欲のある外国人と、採用を希望する企業とのマッチング等、寄り添った支援を行う。	—					鳥取県立ハローワーク

7 感染症等病気にかかわる人の人権

【施策の基本的方向】

- (1) 教育・啓発の推進 (2) 相談支援体制の充実 (3) プライバシーに配慮した医療環境の整備 (4) ハンセン病回復者等への支援
(5) HIV感染者、エイズ患者への支援 (6) 難病患者等への支援 (7) 新型コロナウイルス感染症に関する取組

①事業名	②事業の目的	③事業内容	④予算額 (千円)	⑤R6年度実施状況	⑥R6年度 評価	⑦次年度への課題	⑧課題への取組	⑨担当課
ハンセン病問題対策事業	本県出身のハンセン病患者やその家族の方々が安心して生活ができるように支援するとともに、ハンセン病に起因する人権問題解決のため、歴史の教訓を学び、正しい知識の普及啓発を行う。	①ハンセン病問題人権啓発事業 ・ハンセン病問題人権学習会 ・県民交流事業 ・パネル展 ②本県出身入所者支援事業 ・療養所訪問事業 ・里帰り支援事業 ・伝統芸能派遣事業 ③ハンセン病家族補償法支援事業 補償法に関する制度の周知と相談事業	1,429					健康政策課
難病対策事業	発病の原因が不明であるため、治療が困難で長期療養を要することから医療費負担が高額となる難病等について、その患者に対して良質で適切な医療を提供するために医療費助成を行うとともに、療養生活の質の維持向上を図る。	①難病等医療費助成事業 ②難病患者地域支援対策推進事業 ③在宅難病患者一時入院事業 ④在宅人工呼吸器使用患者支援事業 ⑤難病相談・支援センター、難病医療連絡協議会運営事業 ⑥難病患者の生活支援充実 ⑦啓発事業(難病フォーラムの開催)	1,020,648					健康政策課
エイズ予防対策事業	エイズ及び性感染症のまん延防止と早期発見・早期治療を推進するとともに、エイズ患者・HIV(ヒト免疫不全ウイルス)感染者に対する差別・偏見の解消を図る。	①正しい知識の普及啓発 ・HIV検査普及週間(6月1日～7日) ・性感染症予防キャンペーン(7月～9月) ・世界エイズデー(12月1日) ②検査・相談体制の充実 ・HIV・性感染症検査・相談窓口の開設 ・エイズカウンセラーの派遣 ・検査・相談業務従事者育成のための研修派遣 ③医療体制の充実 ・エイズ診療従事者育成のための研修派遣 ・エイズ相談・治療連絡会議の開催 ・エイズ感染予防薬の整備	4,750					感染症対策センター
がん教育啓発研修会	より効果的ながん教育が実施されるよう、指導内容の充実と教職員の良い理解を図る。	・学校教職員等を対象に、学校におけるがん教育の理解と充実を図るため、研修会を開催する。	172					体育保健課

8 刑を終えて出所した人の人権

【施策の基本的方向】

(1) 教育・啓発の推進 (2) 相談・支援の充実

①事業名	②事業の目的	③事業内容	④予算額 (千円)	⑤R6年度実施状況	⑥R6年度 評価	⑦次年度への課題	⑧課題への取組	⑨担当課
鳥取県社会福祉事業包括支援事業	鳥取県内における犯罪の予防及び更生保護に関する事業の健全な発達に寄与する。 矯正施設からの退所者を保護し、社会復帰する手助けをする。	犯罪や非行をした人への円滑な社会復帰のための支援や、再犯の防止等を目的として、更生保護活動を行う団体の活動に要する経費の一部を助成。 (R6予算額:200千円) ・鳥取県更生保護観察協会 ・鳥取県更生保護給産会	200					孤独・孤立対策課
鳥取県再犯防止推進事業	犯罪をした者等が、適切な福祉支援等を受けることにより、再び社会を構成する一員となるようにすることで、再び犯罪を行うことを防止し、県民が安全で安心して暮らせる地域づくりを行う。	<鳥取県地域生活定着支援センター運営事業> 高齢又は障がいのため福祉的な支援を必要とする矯正施設退所者及び被疑者・被告人等について、退所又は釈放後直ちに福祉サービス等(障害者手帳の発給、社会福祉施設への入所など)につなげるための調整及び、出所又は釈放後の支援を実施 <鳥取県再犯防止推進会議> 犯罪をした者等が孤立することなく再び社会を構成する一員となることにより、県民の犯罪被害を防止するため、現状、進捗、課題等の情報共有、計画の管理・検証等を行う「鳥取県再犯防止推進会議」(構成団体:国の関係機関、県関係機関、更生保護関係団体等)を2回開催予定 <高齢者・障がい者以外の出所者等に対する相談支援体制の構築> 地域生活定着支援センターの支援対象外の者、その家族等向けの相談体制の構築について検討会を開催。 <市町村に対する再犯防止推進支援事業> ・市町村担当者等対象の研修会 ・市町村等関係者・県との連携会議	31,274					孤独・孤立対策課
【再掲】 住宅セーフティネット支援事業	—	—	—	—	—	—	—	住宅政策課
就労支援	専門就業支援員を配置して、刑務所出所者等に対する就労相談等を実施する。	専門就業支援員が、受刑者に対する職業講話等を行い就業感の醸成を図るとともに刑務所出所者等への職業相談、職業紹介等の就労支援や就職後の職場定着まで継続した支援を行う。	—					鳥取県立ハローワーク

9 犯罪被害者等の権利

【施策の基本的方向】

(1) 教育・啓発の推進 (2) 相談・支援の充実

①事業名	②事業の目的	③事業内容	④予算額 (千円)	⑤R6年度実施状況	⑥R6年度 評価	⑦次年度への課題	⑧課題への取組	⑨担当課
犯罪被害者及びその家族の人権問題等についての啓発	犯罪被害者等の実情や支援の必要性等について広く県民の理解を促進する。	消費生活センターが県内大学等の高等教育機関と連携して正規授業として実施する消費者教育連続講座「とっとり消費者大学くらしの経済・法律講座」において、学生及び県民に対して「犯罪被害者とその家族への支援」をテーマにした講座を開催予定。	1,706					消費生活センター
犯罪被害者寄り添い支援事業	犯罪被害者に被害直後から寄り添い、中・長期にわたって民間支援団体とも連携して、きめ細かな支援を行い、再び平穏な生活を営めるよう、被害からの早期回復の実現等を図る	犯罪被害者支援に特化した専門組織を設置し、総合相談窓口を開設するとともに、経済的支援等を提供 関係機関・団体との連携・協力の推進	42,712					くらしの安心推進課 警察本部広報県民課
犯罪被害者寄り添い支援事業 (理解増進のための啓発等)	教育活動や啓発の機会を通じて、犯罪被害者等の権利が尊重され、名誉や生活の平穏が害されることなく、安心して地域で暮らせるよう、県民等の理解を促進する。	犯罪被害者等支援に関する広報、理解促進のための啓発、ボランティアの育成支援等を行う。	13,078					くらしの安心推進課 警察本部広報県民課

広報啓発	犯罪被害者支援団体の活動を県民に広く周知し、被害者支援に関する県民の理解促進を図る。	・犯罪被害者週間に合わせて、県庁舎、各総合事務所及び警察本部庁舎にのぼり旗を掲出 ・犯罪被害者支援活動広報月間(11月)において、警察本部、各警察署において集中的に広報活動を実施	4,392						警察本部広報県民課
支援活動員(被害者支援ボランティア)採用時養成講座の支援	被害者支援活動の充実のための必要な知識の養成を図る。	支援活動員(被害者支援ボランティア)として活動するために必要な知識の習得に係る採用時養成講座の講師派遣	768						警察本部広報県民課
とっとり被害者支援センターの認知度向上	犯罪、性暴力、事故等による被害者及びその家族、遺族を支える組織の存在を広く認識してもらい、その支援活動や市民の被害者等への理解、支援が被害者等の平穏な生活への復帰につながることを周知する。	鳥取県協働提案・連携推進事業補助金を受けて作成したサンドアート(砂絵)動画及び被害者支援楽曲を活用したTVCMの放送、YouTube・SNSでの発信など各種広報媒体を活用してセンターの認知度アップを図る。	4,392						警察本部広報県民課
人権学習講師派遣事業(命の大切さを学ぶ教室)	命の大切さについて考え、被害者、加害者にならないという意識の涵養を図る。	中学、高校生に対し「命の大切さを学ぶ」をテーマに犯罪被害者の遺族等を講師とした講演を実施する。	338						警察本部広報県民課 人権教育課
性暴力に係る啓発事業費	男性、女性、子ども等への性暴力に関して、関係部局による対策チームを通じた情報共有を図るとともに、チーム等での議論を踏まえて、性暴力の防止に向けて啓発・広報、相談・支援に取り組む。	・男性への性被害等も含めた性暴力に対する対応などについて学ぶための講演会等を年3回程度開催する。 ・市町村関連施設など集客施設等において性暴力に関するパネル等の展示を行う。	1831						人権・同和対策課

10 性的マイノリティの人権

【施策の基本的方向】

- (1) 教育・啓発の推進
- (2) 相談・支援の充実
- (3) 課題についての対応

①事業名	②事業の目的	③事業内容	④予算額(千円)	⑤R6年度実施状況	⑥R6年度評価	⑦次年度への課題	⑧課題への取組	⑨担当課
人権学習講師派遣事業(多様な性のあり方について学ぶ学習会)	・児童生徒が多様な性のあり方について学習することを通して、互いの個性を尊重し、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができるために必要な資質・能力の育成を図る。 ・教職員が多様な性のあり方について理解を深めることを通して、すべての児童生徒が自らの大切さを認められていることを実感できるような環境づくりを行うための人権意識の向上を図る。	・多様な性のあり方と人権をテーマとし、性的マイノリティの人権保障に取り組んでいる方を講師として派遣する。 ・実施校は、人権学習会まで「性的マイノリティの人権」をテーマとする教職員研修を実施する。研修講師が必要な場合は、人権教育課の指導主事等を講師として派遣する。	769					人権教育課
多様な性を認め合う社会づくり推進事業	多様な性を認め合い、誰もが自分らしく生きることができる社会づくりを進める	「多様な性を認め合う社会づくりシンポジウム」を開催し、性的マイノリティの方々の生きづらさ及びアウティングの危険性に対する理解と、共に寄り添い生きることの重要性を発信する。 県内企業や地域で開催される研修会等に講師を派遣し、性の多様性に関する理解促進を図る。 また、相談員の人材育成及び当事者が気軽に立ち寄ることができる居場所づくりとしての「コミュニティスペース」の提供に引き続き取り組み、相談支援の充実を図る。	3714					人権・同和対策課

11 生活困難者の人権

【施策の基本的方向】

- (1) 教育・啓発の推進 (2) 生活困難者への自立支援 (3) 生活困難者への就労支援 (4) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受けた生活困難者への支援
 (5) 地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制整備の推進

①事業名	②事業の目的	③事業内容	④予算額 (千円)	⑤R6年度実施状況	⑥R6年度 評価	⑦次年度への課題	⑧課題への取組	⑨担当課
生活困難者総合支援事業	生活保護に至っていない生活困難者に対する「第2のセーフティネット」を構築するとともに、生活困難者の経済的自立のみならず、日常生活や社会生活などにおける本人の状態に応じた自立を総合的に支援する。また、市町村が行う生活困難者の自立に向けた支援を県がサポートし生活困難者の生活再建を図る。	【生活困難者を支える市町村の支援体制の充実】 市町村に対して、生活困難者自立支援制度に関する後方支援(養成研修・現任研修の実施、関係機関とのネットワーク形成等)を行う。 【生活困難者に対する支援】 ・法に基づき、生活保護に至っていない生活困難者に対する「第2のセーフティネット」を構築し、本人の状態に応じた自立支援や地域ネットワークの構築による包括的な支援を実施する。 ・家計管理に関するセミナー等による困窮の未然防止、就労支援員による被保護者に対する就労支援、見舞金の支給、中間的就労支援による就労困難者等の就労に向けた段階的な機会の提供等を併せて実施することにより、生活困難者の自立を総合的に支援する。	70,621					孤独・孤立対策課
みんなで進める「孤独・孤立対策」事業	孤独・孤立対策は、幅広い支援機関、市町村、県民等、これまでより多様な主体が相互に連携を図りながら取組を進めるため、「孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム」を軸とした孤独・孤立対策を展開する。	以下の事業により、孤独・孤立対策を推進する。 ・「とっとり孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム」の拡大及び「孤独・孤立対策協議会」の設置 ・「とっとり孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム」によるワークショップの開催 ・「とっとり孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム」広報・交流活動費補助	3,768					孤独・孤立対策課
孤独・孤立対策官民連携推進事業	鳥取県孤独・孤立を防ぐ温もりのある支え愛社会づくり推進条例に基づき、官民連携事業を実施する。	令和4年に設置した孤独・孤立に関する様々な相談の総合的窓口である「生活困りごと相談窓口」の運営 ・本人及び家族・援助者の支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査審議し、施策の実施状況を検証するため「孤独・孤立を防ぐ温もりのある社会づくり審議会(仮称)」を設置する。	20,934					孤独・孤立対策課
生活困難者相談支援体制等拡充事業	物価高騰等の影響を受けている生活困難者の支援のため、自立相談支援機能を拡充する市町村への支援及び社会福祉法人やNPO法人が実施する生活困難者支援事業について支援を継続し、生活困難者自立支援の機能強化を図る。	・生活困難者に対する自立相談支援員の加配などへの支援 ・生活困難者支援を行う社会福祉法人やNPO法人について、支援ニーズの高まりによる事務量の増加に対して一定の活動経費への支援	57,000					孤独・孤立対策課
育英奨学事業	大学・高等学校等に進学する者のうち、経済的理由により修学が困難である者に対し奨学資金を貸与して有用な人材を育成する。	県内に住所を有する者の子等で、大学・高等学校等に進学する者のうち、経済的理由により修学が困難である者に対し奨学資金を貸与する。	902,207					人権教育課
高校生等奨学給付金事業	高校生等が高等学校等及び高等学校専攻科において教育を受けることに係る保護者等の経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。	授業料以外の教育費負担を軽減するため、低所得世帯の生徒に対して奨学のための給付金を給付する。	209,319					人権教育課
県育英会助成事業	都会で学ぶ鳥取県出身の大学生等の生活を援助するため、公益財団法人鳥取県育英会が運営する鳥取県学生寮を適正に管理・運営することを目的に、補助金を交付する。	公益財団法人鳥取県育英会が運営する東京学生寮の人件費及び給食委託料、営繕等の一部を補助する。	30,959					人権教育課
【再掲】 住宅セーフティネット支援事業	—	—	—	—	—	—	—	住宅政策課

12 様々な人権

(1) 北朝鮮当局によって拉致された被害者等

【取組】

- ・「拉致問題の早期解決を願う国民のつどい」、出前学習会、パネル展示など様々な啓発の展開
- ・国へ対する要望活動

①事業名	②事業の目的	③事業内容	④予算額 (千円)	⑤R6年度実施状況	⑥R6年度 評価	⑦次年度への課題	⑧課題への取組	⑨担当課
北朝鮮による拉致被害者等帰国支援事業(国民のつどいの開催)	拉致問題に対する県民の関心を高めるとともに、被害者及び家族への支援の必要性についての理解を促進する	基調講演、拉致被害者ご家族の訴えを内容とする国民のつどいを10月に米子市で開催する。 会場で拉致問題啓発パネルの展示を行う。	1,489					人権・同和対策課
北朝鮮による拉致被害者等帰国支援事業(拉致問題人権学習会の開催)人権学習講師派遣事業	学校・地域等と連携・協力して、拉致被害者及び御家族への支援の必要性についての人権学習を実施することにより、もって、拉致問題の早期全面解決に向けた県民理解の促進を図ることを目的とする。	拉致問題をテーマとして拉致被害者御家族を招いた人権学習会を開催する。	266					人権・同和対策課 人権教育課
北朝鮮による拉致被害者等帰国支援事業(拉致問題啓発舞台劇上演会の開催)	拉致問題を全県の問題として捉え、広く県民に理解していただき、解決に向けた機運を高めること	国(内閣官房拉致問題対策本部)と共催して舞台劇の上演会を行う。	148					人権・同和対策課
北朝鮮による拉致被害者等帰国支援事業(拉致被害者等帰国時支援)	本県出身の拉致被害者等の帰国に備えて関係市町と連携し、支援体制を構築するとともに、拉致被害者帰国時等の支援及び帰郷後の生活支援を行う。	拉致被害者の帰国に係る支援本部構築による各機関の体制整備及び生活再建のための支援(生活相談、社会適応支援、健康保健支援、住居・就労・教育等)	9,159					人権・同和対策課

(2) 災害被害者等の人権

【取組】

- ・要配慮者(※)の避難支援 ※高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者。
- ・男女共同参画の視点の導入

①事業名	②事業の目的	③事業内容	④予算額 (千円)	⑤R6年度実施状況	⑥R6年度 評価	⑦次年度への課題	⑧課題への取組	⑨担当課
災害時における福祉支援機能強化事業	災害発生後に避難所等で、介護や相談、サービス利用の調整などの福祉的支援を行う災害派遣福祉チーム(DWAT)を派遣するため、研修を実施してチーム員を養成するとともに、要員を確保するためチーム員の所属する施設が派遣できる体制を整えるための支援を行う。	鳥取県社会福祉協議会に委託して設置している鳥取県災害福祉支援センターにより、次の業務を行う。 ① 組成と研修 ・基礎研修を2回、ステップアップ研修を4回と、先遣隊要員等に向けたコーディネーター研修を1回実施する。 ・市町村等の総合防災訓練への参加や当事者団体との訓練により実践的な訓練を行う。 ② 応援体制の整備 ・DWATを含む災害時の福祉支援活動の強化に向け、協定締結団体の拡充に向けた検討を行う。	24,949					福祉保健課
地震津波対策緊急強化事業	令和6年能登半島地震の教訓を踏まえ、新たな地震津波対策の充実・強化(大転換)を図る。	初動対応の改善や津波避難対策、孤立集落対策、県の大規模資機材や初動資機材の整備を行う。また、市町村の避難所資機材整備等を支援することにより避難所の生活環境の向上を図る。	100,815					危機管理政策課
危機管理情報発信機能強化事業(防災アプリ運用)	災害時等において、防災・危機管理等に関する情報を的確かつ迅速に提供し、県民の安全・安心につなげるとともに、災害等による被害の軽減を図る。	危機管理関係情報をコンパクトにまとめた鳥取県防災アプリ「あんしんトリピーなび」を運用し情報発信。外国人観光客や外国人居住者等へも情報が行き届くよう多言語による発信を行っている。	4,871					危機対策・情報課
支え愛マップ作成推進事業	地域住民が支え愛マップづくりを通して、地域課題を共有し、平時の要配慮者(高齢者、障がい者、妊婦など)の見守り活動等を充実させながら、災害時の避難支援の体制を構築する。	住民組織による、支え愛マップの作成・更新、避難訓練、見守り活動等の地域防災活動を支援しながら、共助による要配慮者(避難行動要支援者)の避難支援体制を確立する。	7,829					消防防災課
地域防災リーダー養成・連携促進事業	鳥取県中部地震の教訓を踏まえ、住民主体の防災活動を強化するため、地域防災リーダーの担い手となりうる防災士の養成や地域防災リーダーのスキルアップに取り組み、地域防災力の向上を図る。	日常の避難訓練の企画、ハザード点検等の地域防災活動を行い、被災時には、要配慮者の避難を支援できる人材を育成するために、防災士養成研修及び地域防災リーダースキルアップ研修を実施する。	5,870					消防防災課

(3)アイヌの人々の人権

【取組】

- ・アイヌの人々に対する理解と認識を深化
- ・偏見や差別の解消をめ

①事業名	②事業の目的	③事業内容	④予算額 (千円)	⑤R6年度実施状況	⑥R6年度 評価	⑦次年度への課題	⑧課題への取組	⑨担当課
差別と偏見のない社会づくり推進費(県民企画による人権啓発事業)	人権が尊重される社会づくりを推進するため、県内の団体が実施する人権啓発活動の取組を支援する。	県民企画による人権に関する啓発活動(講演会、シンポジウム等)の公募に際し、アイヌの人々を重点啓発人権課題の一つとして設定し、県民の発想と行動力を活用した効果的な人権啓発を行う。	500					人権・同和対策課

(4)ひきこもりの状態にある人の人権

【取組】

- ・とっとりひきこもり生活支援センターの設置
- ・就労のための自立支援の実施

①事業名	②事業の目的	③事業内容	④予算額 (千円)	⑤R6年度実施状況	⑥R6年度 評価	⑦次年度への課題	⑧課題への取組	⑨担当課
ひきこもり対策推進事業	8050問題といったひきこもり問題の解決に向けた取組を推進するための体制を整備し、ひきこもりの状態にある本人や家族等を支援することにより、ひきこもりの状態にある本人の自立を促進し、本人及び家族等の福祉の増進を図る。	①とっとりひきこもり生活支援センターの設置 ・相談支援 ・職場体験事業 ・ひきこもりサポーター養成講座の開催 ・ひきこもり問題を考えるフォーラムの開催 ・職場体験事業終了後の支援 ・市町村等への後方支援 など ②家族教室・精神科医師の専門相談事業	45,528					孤独・孤立対策課
若者サポートステーション運営事業	他者とのコミュニケーションがうまく取れない若者、人間関係の悩みを抱える若者等、通常の就職相談だけでは就職が困難な若者の就業意欲・就職率の向上を図る。	「鳥取県地域若者サポートステーション」を運営し、一定期間無業の状態にある若者を対象とした総合相談(キャリア形成支援、心理カウンセリング)、職業意識啓発等を行う。	22,566					鳥取県立ハローワーク

人権尊重の社会づくり相談ネットワークの運用状況について（速報値）

令和 6 年 5 月 2 4 日
人権・同和対策課

人権問題を救済する観点から、県では平成 2 1 年から人権尊重の社会づくり相談ネットワークとして県内 3 カ所で相談窓口を設置しているところですが、令和 5 年度の運用状況を、以下のとおり報告します。（「同和问题・部落差別相談窓口」「障がい者差別解消相談支援センター」「こどもいじめ人権相談窓口」「LGBTQ 寄り添い電話相談」を含みます。）

1 人権相談

(1) 相談件数・・・1, 1 8 2 件（前年度 1, 5 0 1 件）

（令和 5. 4. 1～6. 3. 31）

① 受付機関別

設 置 箇 所	R5	R4
人権尊重社会推進局	664	656
中部県民福祉局	240	447
西部県民福祉局	278	398
計	1, 182	1, 501

②相談形態別

	R5	R4
面接	67	108
電話	1, 105	1, 383
封書等	10	10
計	1, 182	1, 501

(2) 対応分野（複数計上）：病気の人 4 9 1 件、労働者 4 0 9 件、障がい者 3 1 9 件、同和 4 件 等

(3) 専門相談件数：4 件（弁護士）（前年度 4 件：弁護士）

2 こどもいじめ人権相談

いじめが全国的に問題になっていることを受け、平成 2 4 年 9 月 2 1 日に人権尊重社会推進局に「こどもいじめ人権相談窓口」を開設し、子どものいじめに係る相談に対応しています。

(1) 設置箇所：人権尊重社会推進局

(2) 電話相談：2 4 時間対応、メール相談：2 4 時間受付（独立した電話回線、メールアドレスで運用）

(3) 相談件数：2 2 件（前年度 2 7 件 人権相談件数の内数）

(4) 対応事例

学校内のいじめについて、学校の対応に不満がある保護者からの相談。いじめ防止対策推進法に基づく学校や教育委員会の対応について説明するとともに、場合によっては当局としてケース会議を招集するなど具体的な提案・助言を行い、保護者と学校側の話し合いが円滑となった。

3 LGBTQ 寄り添い電話相談

当事者やそのご家族、友人の悩みや思いに寄り添った相談窓口を令和 4 年度に開設し、相談を受け付けています。

(1) 設置箇所：人権尊重社会推進局

(2) 電話相談：毎月第 1・3 水曜日（1 8 時～2 0 時）第 2・4 土曜日（1 5 時～1 7 時）

(3) 相談件数：1 4 件（前年度 1 8 件 人権相談件数の内数）

(4) 対応事例

医療機関やカウンセラーに繋がりたいがどうすればよいかわからないとの相談があり、希望によりスーパーバイザーによる専門相談を後日実施。情報提供を行い、相談者の悩みや困りごとの解消につながった。

令和5年度差別事象検討小委員会の概要

差別事象への対応の検討を進めるため、平成23年12月に鳥取県人権尊重の社会づくり協議会の小委員会として、差別事象検討小委員会を設置しています。

1 差別事象検討小委員会について

- (1) 目的：鳥取県内で発生した同和問題など人権に係る差別事象の正確な実態把握と原因や背景の分析及び対応策並びに今後の効果的な啓発方法の検討を行う。
- (2) 位置づけ：人権課題について広くかつ専門的に議論いただいている鳥取県人権尊重の社会づくり協議会(審議会)の小委員会と位置づける。
- (3) 委員：近年の新たな人権問題であるインターネット上の人権問題に詳しい委員や、現場に密着した法律家、活動の実践者や有識者で構成するとともに、活動に機動性を持たせるため、26名の協議会委員のうちの一部の委員で組織する。

○令和5年度及び6年度委員

北村秀徳会長、池谷千恵委員、神庭誠委員、中井浩委員、松田博明委員、山本真輝委員

- (4) その他：検討結果を上部の組織である協議会へ報告する。

2 令和5年度の開催概要

第1回差別事象検討小委員会

【日時】 令和6年2月9日(金) 午後1時30分から3時まで

【場所】 県庁第二庁舎 第20会議室

議事 県内で発生している差別事象について

○高校でのガイジ発言(1)

授業中に友人らにからかわれ苛ついた生徒Aがため息交じりに「ガイジ」と発言した。

【主な意見】

- ・事象が発生した後の対応として、間違った発言については早く質するのが原則だと思うが、今回はすぐに授業を中断してクラス全員に指導を行っており、対応が早く適切であった。
- ・その後、個別に聞き取りを行って知った経緯とか意図によっては、指導内容について担任も含め教職員で協議したうえで指導することが必要になってくる。
- ・この問題は、ガイジという言葉のことで指導しているが、この発言の前提としていじりがあったことが大前提であり、いじめ対策の観点でも指導を行わなければならない。
- ・言葉の指導にとどまらず、自分が相手を大切にするとか、人を大事にするというような本質的な指導もあわせて積み上げてほしい。

○高校でのガイジ発言(2)

教室で大きな声で独り言を言っている生徒Aを見て、生徒Cが「あれってガイジじゃない」と生徒Bに言ったところ、生徒Bが「ガイジだわ」と同調した。これを受けて生徒Cが生徒Aに対して、生徒Bが「ガイジだわ」と言ったことを伝えた。

【主な意見】

- ・ガイジに限った話ではなく、若い先生方は部落問題を学ぶ機会が少なくなってきて、どう教えていいのかわからないという声を聞く。しっかり自分の中で理解できてないから子どもたちに教えられない。
- ・差別的な言葉は使っちゃいけないということは感覚としてわかるが、なぜ使ってはいけないのかを考えるという指導までしないといけない。
- ・単にガイジという言葉を使っては駄目だということではなくて、例えばそれを他の言葉に置き換えて、人を貶めたりとかからかったり、自らを卑下したりというようなことはあり得るので、先生方にも日頃からそういう事象が発生したときに個人として学校としてどういう指導をしていくのかという問題意識を持って指導にあたっていただきたい。

○高校での部落差別発言

授業でノコギリを使って木材を切るときに、斜めになってしまいうまく切れなかったことがあり、失敗の原因として「部落出身だから仕方がない」と生徒Aが生徒Bに向かって言った。生徒Bは生徒Aに対し「それはブラックな発言だな」と返した。

【主な意見】

- ・部落は田舎という意味で言ったとのことだが言い逃れとしか思えない。他にもガイジは外国人だとか、受け止めが軽すぎるのでどこかで押さえないといけない。みんなが快適に暮らせるいじめのない学校にしていくという中であまりにこの辺が欠落している。
- ・事案を少し加工したり、当人からの気持ちを聞き取った言葉を補充したりして、自分たちの行動を振り返らせ、生徒の心情に訴えるような指導を各学校で構築して欲しい。言葉だけのその場の指導だけに止めるのではなく生徒がなぜその言葉を口にしたのか、その背景は何だったのかをもう少し丁寧にすべき。

○同和地区を問い合わせる電話

市外の人から市内の被差別部落の場所について問い合わせを受けた。問い合わせた者は、市外から〇〇地区に引越しを検討しており、近くに被差別部落があることが心配などと語ったため、対応した職員が、「そのような問い合わせには答えられない」として、毅然とした態度で指導を行ったところ電話を切られた。

【主な意見】

- ・人権と聞くとすぐに担当部署に電話を回してしまい、その間に電話を切られてしまう。それぞれの出先できちんと対応できるかが大事。
- ・対応した職員が問い合わせには答えられないと言って、相手は電話を切ったということだが、どういう理由でそのことが聞きたいのかと相手から聞き出せれば、無知で聞いているのか、予断や誤った認識で聞いているのかが分かり、これによって啓発の仕方が変わってくる。また小地域懇談会等で教材として利用することもできる。
- ・答えられないとしか言ってないなら、それは指導ではなく、返事をしただけ。難しいとは思いますが指導すべき。
- ・職場研修なんかで、もし自分だったらどう対応するのかとかをロールプレイングみたいにやるとか、どういう対応が適切なのかを検討してみてもいい。